

戸籍法改正する法律案

八五六

「炭鉱管理者は、前項の原案を作成する場合には、生産協議会の議を経なければならない。」この項につきまして、提出者は單に「案」と言つておられるのであります。しかし、この印刷物によりますと、「原案」となつておるのであります。

す。さらにまた第三十三條、すなわち改まりまして第二十九條であります。

が、この説明について、提出者は何ら触れていないのであります。さらに第

六十一條におきましては、「第八條の規定による当該の官吏その政府職員の検査を拒み」という点がありますが、

説明者の説明によりますと「その他の政府職員」というのは削除されておる

ことになつておるのであります。こ

の項におきましては、削除されていな

いのであります。さらにまた、その次

の「検査」は、説明者によりますと、「監査」と改めておられるのであります。

が、これまた「検査」になつておるのであります。さらに第六十二條の第六項に、「第十八條第一項」とあります。

これは「第十七條」の誤りであります。

さらに第六十四條におきまして、「こ

の法律の規定の全部が施行された日か

ら」と書いてありますのは、「この法

律の施行の日から」の誤りであります

て、説明者の「規定の全部が」というの

は消されてないのであります。

すなわち、元來本法案は三千万トン

増加が主要目的であります。にもかか

わらず、政府與党は、本法案を党利党

益のために、わざく少數の賛成を取

ります。これは與党的責任であります。

(発言する者あり) だまつて聽け。從つ

て、この一事をもつてしても……

〔発言する者多し〕

○議長(松岡駒吉君) 静當に願います。

○有田七郎君(續) 本法案によれば、

石炭三千万トン達成は至難と考えられ

るのであります。けれども、本法案の審議

については、錯誤を訂正しなければなら

らないと思ひます。

○議長(松岡駒吉君) 静當に願います。

〔発言する者多し〕

○議長(松岡駒吉君) 静當に願います。

〔発言する者多し〕

○議長(松岡駒吉君) 静當に願います。

〔発言する者多し〕

○議長(松岡駒吉君) 静當に願います。

〔発言する者多し〕

○議長(松岡駒吉君) 議事の進行の…

〔発言する者多く、聽取不能〕

○有田七郎君(續) 強引に本案通過を

はからんとした政府與党の責任である

と思うのであります。すでに參議院に

移管されておることの際に、この錯誤を

いかに処理せらるんとする方針である

か。議長並びに議長を通じて提出者の

所見を質さんとするものであります。

(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 有田君にお答え

いたします。一昨日議席にとりあえず

御配付いたしました臨時石炭鉱業管理

法案の修正案には、松本君外二名提出

の修正案と相違の点のありましたこと

は、事実であります。御承知の通り、

時間の関係上印刷物との照し合せ、校

正が十分でなく、そのため、議長へ提

出されました修正案と相違の点があつ

た次第であります。よつて議長は、た

だちに該印刷物の正誤の手続をとつた

わけであります。右、御了懇を願いま

す。(拍手)

なおお聞き及びの通りでありますか

ら、松本七郎君からお答えがあります

れば、この際お願いいたします。

○松本七郎君(登壇)

お答えいたしました。

私はが修正案につきまして御説明申し上げ

ますにあたりましては、時間の制限も

ございましたので、多くの点を省略い

ました。議長のとて提出いたし

ました修正案には、全部正確に書いて

ござります。

○議長(松岡駒吉君) お詫びいたしま

す。昨二十六日内閣から、地方税法の一

部を改正する法律案中修正したいと

の申出がありました。これを承諾する

に御異議ありませんか。

〔黒議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認

めます。よつて修正を承諾するに決し

ました。(拍手)

閤提出)

第一 訴訟費用等臨時措置法の一部

を改正する法律案(内閣提出)

第三 家事審判法施行法案(内閣提

出)

○議長(松岡駒吉君) 日程第一、戸籍

法を改正する法律案、日程第二、訴訟費

用等臨時措置法の一部を改正する法律

案、日程第三、家事審判法施行法案、

右三案は同一の委員会に付託された議

案でありますから、一括して議題とい

たします。委員長の報告を求めます。

司法委員長代理井伊誠一君

戸籍法改正する法律案

戸籍法目次

第一章 総則

第二章 戸籍簿

第三章 戸籍の記載

第四章 届出

第一節 通則

第二節 出生

第三節 認知

第四節 養子縁組

第五節 養子離縁

第六節 婚姻

第七節 離婚

第八節 親権及び後見

第九節 死亡及び失踪

第十節 生死配偶者の復氏及び

姻族關係の終了

第十一節 推定相続人の廃除

第十二節 入籍

第十三節 分籍

第十四節 國籍の得喪

第十五節 氏名の変更

第十六節 轉籍及び就籍

第五章 戸籍の訂正

附則

戸籍は、市町村の区域内に本籍を定める一の夫婦及びこれと氏を同じくする子ごとに、これを編製する。但し、配偶者がない者についてあらたに戸籍を編製するときは、その者及びこれと氏を同じくする子ごとに、これを編製する。正本は、これをつづつ帳簿とする。

正本は、これを市役所又は町村役場に備え、副本は、監督司法事務局又はその出張所がこれを保存する。

戸籍は、その筆頭に記載した者の氏名及び本籍でこれを表示する。その者が戸籍から除かれた後も、同様である。

第八條 戸籍は、正本と副本を設ける。

正本は、これを市役所又は町村役場に備え、副本は、監督司法事務局又はその出張所がこれを保存する。

戸籍は、その筆頭に記載した者の氏名及び本籍でこれを表示する。その者が戸籍から除かれた後も、同様である。

第十條 何人でも、正当な事由があるときは、手数料を納めて、戸籍抄本の交付を請求することができます。

戸籍の謄本若しくは抄本の記載事項に変更がないことの証明又は戸籍に記載した事項に関する証

て新戸籍を編製すべきときは、届書にその者の氏名及び出生の年月日を記載する外、その者が他の戸籍に入るか又はその者について戸籍を編製するかの区別に従つて、前項に掲げる事項を記載しなければならない。

届出人でない者について新戸籍を編製すべきときは、その者の從前本籍と同一の場所を新本籍と定めたものとみなす。

第三十一条 届出をするべき者が未成年者又は禁治産者であるときは、親権を行う者又は後見人を届出義務者とする。但し、未成年者又は禁治産者が届出することを妨げない。

親権を行う者又は後見人が届出をする場合には、届書に左の事項を記載しなければならない。

一 届出をするべき者の氏名、出生の年月日及び本籍

二 無能力の原因

三 届出人が親権を行ひ者又は後見人である旨

第三十二条 無能力者がその法定代理人の同意を得ないですることはできる行爲については、無能力者がこれを届け出なければならない。

第三十三条 届出をする場合には、届書に届出事件の性質及び効果を理解するに足りる能力を有することを証すべき診断書を添附しなければならない。

第三十四条 届出人でない者は、届出事件について証人は、届書に出生の年月日、所在及び本籍を記載して署名し、印をおさなければならない。

ばならない。

第三十四条 届書に記載すべき事項であつて、存しないもの又は知れないものがあるときは、その旨を記載しなければならない。

第三十五条 届書には、この法律その他の法令に定める事項の外、戸籍に記載すべき事項を明かにするために必要であるものは、これを記載しなければならない。

第三十六条 届出事件について戸市町村長は、特に重要なと認められる事項を記載しない届書を受理することができない。

第三十七条 届書には、この法律その他の法令に定める事項の外、戸籍地外で届出をするときは、前項の規定によるもの除外しない。

第三十八条 届出事件について裁判又は官署をした者に、届書にその旨を附記させて、署名させ、印をおさせねばならない。

第三十九条 届出事件について裁判又は官署をした者に、届書にその旨を附記させて、署名させ、印をおさせねばならない。

第四十条 届出事件について裁判又は官署をした者に、届書にその旨を附記させて、署名させ、印をおさせねばならない。

第四十一条 届出事件について裁判又は官署をした者に、届書にその旨を附記させて、署名させ、印をおさせねばならない。

第四十二条 届出事件について裁判又は官署をした者に、届書にその旨を附記させて、署名させ、印をおさせねばならない。

第四十三条 届出事件について裁判又は官署をした者に、届書にその旨を附記させて、署名させ、印をおさせねばならない。

第四十四条 届出事件について裁判又は官署をした者に、届書にその旨を附記させて、署名させ、印をおさせねばならない。

第四十五条 届出事件について裁判又は官署をした者に、届書にその旨を附記させて、署名させ、印をおさせねばならない。

第四十六条 届出事件について裁判又は官署をした者に、届書にその旨を附記させて、署名させ、印をおさせねばならない。

第四十七条 届出事件について裁判又は官署をした者に、届書にその旨を附記させて、署名させ、印をおさせねばならない。

とができる。但し、第六十條、第六十一條、第六十六條、第六十八條、第七十條乃至第七十二條、第七十四條及び第七十六條の届出については、この限りでない。

第三十八条 届出事件について父母その他の者の同意又は承諾を必要とするときは、届書にその同意又は承諾を証する書面を添附しなければならない。但し、同意又は承諾をした者に、届書にその旨を附記させて、署名させ、印をおさせねばならない。

第三十九条 届出事件について裁判又は官署をした者に、届書にその旨を附記させて、署名させ、印をおさせねばならない。

第四十条 届出事件について裁判又は官署をした者に、届書にその旨を附記させて、署名させ、印をおさせねばならない。

第四十一条 届出事件について裁判又は官署をした者に、届書にその旨を附記させて、署名させ、印をおさせねばならない。

第四十二条 届出事件について裁判又は官署をした者に、届書にその旨を附記させて、署名させ、印をおさせねばならない。

第四十三条 届出事件について裁判又は官署をした者に、届書にその旨を附記させて、署名させ、印をおさせねばならない。

第四十四条 届出事件について裁判又は官署をした者に、届書にその旨を附記させて、署名させ、印をおさせねばならない。

第四十五条 届出事件について裁判又は官署をした者に、届書にその旨を附記させて、署名させ、印をおさせねばならない。

第四十六条 届出事件について裁判又は官署をした者に、届書にその旨を附記させて、署名させ、印をおさせねばならない。

第四十七条 届出事件について裁判又は官署をした者に、届書にその旨を附記させて、署名させ、印をおさせねばならない。

地の市町村長に送付しなければならない。

第四十八条 届出事件について裁判又は官署をした者に、届書にその旨を附記させて、署名させ、印をおさせねばならない。

第四十九条 届出事件について裁判又は官署をした者に、届書にその旨を附記させて、署名させ、印をおさせねばならない。

第五十条 届出事件について裁判又は官署をした者に、届書にその旨を附記させて、署名させ、印をおさせねばならない。

第五十一条 届出事件について裁判又は官署をした者に、届書にその旨を附記させて、署名させ、印をおさせねばならない。

第五十二条 届出事件について裁判又は官署をした者に、届書にその旨を附記させて、署名させ、印をおさせねばならない。

第五十三条 届出事件について裁判又は官署をした者に、届書にその旨を附記させて、署名させ、印をおさせねばならない。

第五十四条 届出事件について裁判又は官署をした者に、届書にその旨を附記させて、署名させ、印をおさせねばならない。

第五十五条 届出事件について裁判又は官署をした者に、届書にその旨を附記させて、署名させ、印をおさせねばならない。

第五十六条 届出事件について裁判又は官署をした者に、届書にその旨を附記させて、署名させ、印をおさせねばならない。

第五十七条 届出事件について裁判又は官署をした者に、届書にその旨を附記させて、署名させ、印をおさせねばならない。

第五十八条 届出事件について裁判又は官署をした者に、届書にその旨を附記させて、署名させ、印をおさせねばならない。

第五十九条 届出事件について裁判又は官署をした者に、届書にその旨を附記させて、署名させ、印をおさせねばならない。

第六十条 届出事件について裁判又は官署をした者に、届書にその旨を附記させて、署名させ、印をおさせねばならない。

第六十一条 届出事件について裁判又は官署をした者に、届書にその旨を附記させて、署名させ、印をおさせねばならない。

第六十二条 届出事件について裁判又は官署をした者に、届書にその旨を附記させて、署名させ、印をおさせねばならない。

第六十三条 届出事件について裁判又は官署をした者に、届書にその旨を附記させて、署名させ、印をおさせねばならない。

第六十四条 届出事件について裁判又は官署をした者に、届書にその旨を附記させて、署名させ、印をおさせねばならない。

第六十五条 届出事件について裁判又は官署をした者に、届書にその旨を附記させて、署名させ、印をおさせねばならない。

第六十六条 届出事件について裁判又は官署をした者に、届書にその旨を附記させて、署名させ、印をおさせねばならない。

第六十七条 届出事件について裁判又は官署をした者に、届書にその旨を附記させて、署名させ、印をおさせねばならない。

も、市町村長は、これを受理しなければならない。

前項の規定によつて届書が受理されたときは、届出人の死亡の時に届出があつたものとみなす。又は不受理の証明書を請求することができる。但し、受理の証明書を請求する場合には、手数料を納めなければならない。

第四十八条 届出人は、届出の受理場合に限り、届書その他の市町村に記載すべき事項を明かにするために必要なものは、これを記載しなければならない。

第四十九条 届出事件について裁判又は官署をした者に、届書にその旨を附記させて、署名させ、印をおさせねばならない。

第五十条 届出事件について裁判又は官署をした者に、届書にその旨を附記させて、署名させ、印をおさせねばならない。

第五十一条 届出事件について裁判又は官署をした者に、届書にその旨を附記させて、署名させ、印をおさせねばならない。

第五十二条 届出事件について裁判又は官署をした者に、届書にその旨を附記させて、署名させ、印をおさせねばならない。

第五十三条 届出事件について裁判又は官署をした者に、届書にその旨を附記させて、署名させ、印をおさせねばならない。

第五十四条 届出事件について裁判又は官署をした者に、届書にその旨を附記させて、署名させ、印をおさせねばならない。

第五十五条 届出事件について裁判又は官署をした者に、届書にその旨を附記させて、署名させ、印をおさせねばならない。

第五十六条 届出事件について裁判又は官署をした者に、届書にその旨を附記させて、署名させ、印をおさせねばならない。

第五十七条 届出事件について裁判又は官署をした者に、届書にその旨を附記させて、署名させ、印をおさせねばならない。

第五十八条 届出事件について裁判又は官署をした者に、届書にその旨を附記させて、署名させ、印をおさせねばならない。

第五十九条 届出事件について裁判又は官署をした者に、届書にその旨を附記させて、署名させ、印をおさせねばならない。

第六十条 届出事件について裁判又は官署をした者に、届書にその旨を附記させて、署名させ、印をおさせねばならない。

第六十一条 届出事件について裁判又は官署をした者に、届書にその旨を附記させて、署名させ、印をおさせねばならない。

第六十二条 届出事件について裁判又は官署をした者に、届書にその旨を附記させて、署名させ、印をおさせねばならない。

第六十三条 届出事件について裁判又は官署をした者に、届書にその旨を附記させて、署名させ、印をおさせねばならない。

第六十四条 届出事件について裁判又は官署をした者に、届書にその旨を附記させて、署名させ、印をおさせねばならない。

第六十五条 届出事件について裁判又は官署をした者に、届書にその旨を附記させて、署名させ、印をおさせねばならない。

第六十六条 届出事件について裁判又は官署をした者に、届書にその旨を附記させて、署名させ、印をおさせねばならない。

第六十七条 届出事件について裁判又は官署をした者に、届書にその旨を附記させて、署名させ、印をおさせねばならない。

らぬ。但し、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

第五十條 子の名には、常用平易な文字を用いなければならない。

常用平易な文字の範囲は、命令でこれを定める。

第五十一條 出生の届出は、外國又は命令で定める地域で出生があつた場合を除いては、出生地でこれを定める。

第五十二條 出生の届出は、汽船その他の交通機関(船舶を除く)、以下同じ)の中で出生があつたときは、出生地でこれを行わなければならぬ。但し、汽船その他の交通機関から降りた地で、航海日誌を備えない船舶の中で出生があつたときは、その船組が最初に入港した地で、これは母がその交通機関から降りたときに、母がその交通機関から降りた地で、航海日誌を備えない船舶の中で出生があつたときは、その船組が最初に入港した地で、これを行わなければならぬ。

第五十三條 婦女はその他の者

第一 同居者

第二 出産に立ち会つた医師、助産婦又はその他の者

第三 婦女はその他の者

第四 娘の出生の届出

第五 娘の出生の届出

第六 娘の出生の届出

第七 娘の出生の届出

第八 娘の出生の届出

第九 娘の出生の届出

第十 娘の出生の届出

第十一 娘の出生の届出

第十二 娘の出生の届出

第十三 娘の出生の届出

第十四 娘の出生の届出

第十五 娘の出生の届出

第十六 娘の出生の届出

れをしなければならない。この場合は、届書に、父が未定である事由を記載しなければならない。

第五十二条 第三項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

第五十五条 航海中に出生があつたときは、船長は、二十四時間以内に、第四十九條第二項に掲げる事項を航海日誌に記載して、署名し、印をおさなければならない。

第五十六条 航海中に出生があつたときは、船長は、二十四時間以内に、第四十九條第二項に掲げる事項を航海日誌に記載して、署名し、印をおさなければならない。

第五十七条 航海中に出生があつたときは、船長は、二十四時間以内に、第四十九條第二項に掲げる事項を航海日誌に記載して、署名し、印をおさなければならない。

第五十八条 前條第一項に規定する手続をする前に、棄児が死亡したときは、死亡の届出とともにその手続をしなければならない。

第五十九條 父又は母は、棄児を引き取ったときは、その日から一箇月以内に、出生の届出をし、且つ、戸籍の訂正を申請しなければならない。

第六十条 認知をしようとする者は、左の事項を届書に記載して、その旨を届け出なければならない。

第六十一条 胎内に在る子を認知する者は、左の事項を届書に記載して、その旨を届け出なければならない。

第六十二条 民法第七百八十九條第一項の規定によつて届出をすべき者が届出をすることができない場合には、左の者は、その順序に従つて、届出をしなければならない。

第六十三条 認知の裁判が確定したときは、その届出をしなければならない。

第六十四条 遺言による認知の場合には、遺言執行者は、その就職の日から十日以内に、認知に関する遺言の謄本を添附して、第六十條又は第六十一條の規定に従つて、その届出をしなければならない。

及び本籍を調査に記載しなければならない。その調査は、これを届書とみなす。第五十九條 前條第一項に規定する手続をする前に、棄児が死亡したときは、死亡の届出とともにその手続をしなければならない。

第六十条 認知された胎児が死体月以内に、出生の届出をし、且つ、戸籍の訂正を申請しなければならない。

第六十一条 認知をしようとする者は、左の事項を届書に記載して、その旨を届け出なければならない。

第六十二条 認知をしようとする者は、左の事項を届書に記載して、その旨を届け出なければならない。

第六十三条 認知をしようとする者は、左の事項を届書に記載して、その旨を届け出なければならない。

第六十四条 認知をしようとする者は、左の事項を届書に記載して、その旨を届け出なければならない。

第六十五条 認知をしようとする者は、左の事項を届書に記載して、その旨を届け出なければならない。

第六十六条 繼母をしようとする者は、その旨を届け出なければならない。

第六十七条 配偶者の一方が双方の名義で離縁をする場合には、届書にその事由を記載しなければならない。

第六十八条 民法第七百九十七條の規定によつて離縁の承諾をする場合には、届出は、その承諾をする者がこれをしなければならない。

第六十九條 第六十三條の規定は、縁組取消の裁判が確定した場合にこれを準用する。

第七十条 離縁をしようとする者は、その旨を届け出なければならない。

第七十一条 民法第八百十一條第二項の規定によつて離縁上の離縁をした場合には、届出は、その協議による

は、裁判が確定した日を記載しなければならない。

第六十二条 民法第八百十一條第三項の規定によつて離縁をする場合には、離縁執行者は、その就職の日から十日以内に、認知に関する

離縁又は離縁取消の裁判が確定した場合にこれを適用する。

第六十三条 第六十三條の規定は、離縁又は離縁取消の裁判が確定した場合にこれを準用する。

第六十四条 離縁をしようとする者は、左の事項を記載しなければならない。

第六十五条 離縁をしようとする者は、左の事項を記載しなければならない。

第六十六条 繼母をしようとする者は、左の事項を記載して、その旨を届け出なければならない。

第六十七条 繼母をしようとする者は、左の事項を記載して、その旨を届け出なければならない。

第六十八条 民法第七百九十七條の規定によつて離縁の承諾をする場合には、届出は、その承諾をする者がこれをしなければならない。

第六十九條 第六十三條の規定は、縁組取消の裁判が確定した場合にこれを準用する。

第七十条 離縁をしようとする者は、その旨を届け出なければならない。

第七十一条 民法第八百十一條第二項の規定によつて離縁上の離縁をした場合には、届出は、その協議による

は、裁判が確定した日を記載しなければならない。

第七十二条 民法第八百十一條第二項の規定によつて離縁上の離縁をした場合には、届出は、その協議による

は、裁判が確定した日を記載しなければならない。

第七十三条 離縁をしようとする者は、左の事項を記載しなければならない。

第七十四条 離縁をしようとする者は、左の事項を記載しなければならない。

第七十五条 第六十三條の規定は、離縁又は離縁取消の裁判が確定した場合にこれを適用する。

第七十六条 離縁をしようとする者は、左の事項を記載して、その旨を届け出なければならない。

第七十七条 第六十三條の規定は、離縁又は離縁取消の裁判が確定した場合にこれを準用する。

第七十八条 離縁をしようとする者は、左の事項を記載しなければならない。

第七十九條 離縁をしようとする者は、左の事項を記載しなければならない。

第八十条 離縁をしようとする者は、左の事項を記載しなければならない。

第八十一条 離縁をしようとする者は、左の事項を記載しなければならない。

一 親権者と定められた当事者の
氏名及びその親権に服する者の

二 その他命令で定める事項

第八節 親権及び後見

第七十八條 民法第八百十九條第三項但書又は第四項の規定によつて協議で親権者を定めようとする者は、その旨を届け出なければならない。

第七十九條 第六十三條の規定は、民法第八百十九條第三項但書若しくは第四項の協議に代わる裁判が確定し、若しくは親権者変更の裁判が確定した場合又は父母の一方が親権若しくは管理権の喪失の宣告を受け他の一方がその権利を行う場合において親権者に失権宣告が確定した場合又は父母の一方がその裁判を請求した者にこれを準用する。

第八十条 親権若しくは管理権を辞し、又はこれを回復しようとする者は、その旨を届け出なければならない。

第八十一条 後見開始の届出は、後見人が、その就職の日から十日以内に、これをしなければならない。

第八十二条 後見人が更迭した場合には、後任者は、就職の日から十日以内にその旨を届け出なければならない。この場合には、前條第二項の規定を準用する。

第八十三条 遺言による後見人指定

の場合には、指定に関する遺言の原本を届書に添附しなければならない。

後見人選任の裁判があつた場合には、裁判の原本を、届書に添附しなければならない。

第八十四条 後見終了の届出は、後見人が、十日以内に、これをしなければならない。その届書には、後見終了の原因及び年月日を記載しなければならない。

第八十五条 後見人に關するこの節の規定は、後見監督人及び保佐人にこれも準用する。

第九節 死亡及び失踪

第八十六条 死亡の届出は、届出義務者が、死亡の事實を知った日から七日以内に、診断書又は検案書を添附して、これをしなければならない。

第八十七条 後見開始の原因及び年月日

第八十八条 後見開始の届出は、後見人が、その就職の日から十日以内に、これをしなければならない。

第八十九條 水難、火災その他の事変によつて死亡した者がある場合には、その取調をした官廳又は公署は、死亡地の市町村長に死亡の報告をしなければならない。但し、外國又は前條の地域で死亡があつたときは、死亡者の本籍地の市町村長に死亡の報告をしなければならない。

第九十条 死刑の執行があつたときは、監獄の長は、遅滞なく監獄所在地の市町村長に死亡の報告をしなければならない。

第九十一条 死刑の執行があつたときは、監獄の長は、遅滞なく監獄所在地の市町村長に死亡の報告をしなければならない。

第九十二条 死亡者の本籍が明かでない場合又は死じ者を認識するこ

第三 家主、地主又は家屋若しくは土地の管理人

は命令で定める地域で死亡があつた場合を除いては、死亡地でこれをしなければならない。

死亡者の本籍が明かになり又は死亡者を認識することができるに至つたときは、警察官は、遅滞なくその旨を報告しなければならぬ。

第八十九條 死亡の届出は、外國又は命令で定める地域で死亡があつた場合を除いては、死亡地でこれをしなければならない。

死亡者の本籍が明かになり又は死亡者を認識することができるに至つたときは、警察官は、遅滞なくその旨を報告しなければならぬ。

第一項の報告があつた後に、第八十七条第一号又は第二号に掲げる者が、死亡者を認識したときは、その日から十日以内に、死亡の届出をしなければならない。

第六條の規定は、死亡の届出にこれと准用する。

第九十四条 第六十三條の規定は、失踪宣告又は失踪宣告取消の裁判が確定した場合においてその裁判を請求した者にこれも準用する。

第九十五条 第五十五條及び第五十六條の規定は、死亡の届出にこれと准用する。

第九十六条 第六十三條の規定は、失踪宣告又は失踪宣告取消の裁判が確定した場合においてその裁判を請求した者にこれも準用する。

この場合には、失踪宣告をしなければならない。

民法第三十條に定める期間が満了した日をも記載しなければならない。

この場合には、失踪宣告をした日をも記載しなければならない。

第九十七条 生存配偶者の復氏及び姻族關係の終了

前項の規定は、在監中死亡した者の引取人がない場合にこれも準用する。この場合には、報告書に診断書又は検案書を添附しなければならない。

第九十八条 民法第七百五十一條第一項の規定によつて婚姻前の氏に復しよとする者は、その旨を届け出なければならない。

第九十九條 前二條に規定する報告書には、第八十六條第二項に掲げる事項を記載しなければならない。

第一百條 分籍をしようとする者は、その旨を届け出なければならない。

他の市町村に新本籍を定める場合には、戸籍の原本を届書に添附しなければならない。

第一百一條 前條第二項の場合には、分籍の届出は、分籍地でこれをすることができる。

第一百二條 外國人が養子縁組又は婚姻によつて日本の戸籍を取得すべきときは、縁組又は婚姻の届書に国籍取得者の原國籍を記載しなければならない。

とができる場合には、警察官は、檢視調書を作り、これを添附して、遅滞なく死亡地の市町村長に死亡の報告をしなければならない。

第一項の規定によつて婚姻前の氏に復しよとする者は、その旨を届け出なければならない。

第九十九條 民法第七百二十八條第一項の規定によつて婚姻前の氏に復しよとする者は、その旨を届け出なければならない。

第一百條 分籍をしようとする者は、その旨を届け出なければならない。

第一百一條 前條第二項の場合には、分籍の届出は、分籍地でこれをすることができる。

第一百二條 外國人が養子縁組又は婚姻によつて日本の戸籍を取得すべきときは、縁組又は婚姻の届書に国籍取得者の原國籍を記載しなければならない。

して、その旨を届け出なければならない。

第一節 推定相続人の廃除

第九十九條 第六十三條の規定は、推定相続人の廃除又は廃除取消の裁判が確定した場合において、その裁判を請求した者にこれも準用する。

第一項の規定によつて婚姻前の氏に復しよとする者は、その旨を届け出なければならない。

第一百條 分籍をしようとする者は、その旨を届け出なければならない。

第一百一條 前條第二項の場合には、分籍の届出は、分籍地でこれをすることができる。

第一百二條 外國人が養子縁組又は婚姻によつて日本の戸籍を取得すべきときは、縁組又は婚姻の届書に国籍取得者の原國籍を記載しなければならない。

第一百三條 外國人が認知によつて日本

本の國籍を取得すべきときは、認

知の届書に子の原國籍を記載しな

ければならない。

認知者が父であるときは、届書

に母の國籍を記載しなければなら

ない。

第一百四條 畏化の届出は、許可の日

から十日以内にこれをしなければ

ならない。

届書には、左の事項を記載しな

ければならない。

第一百五條 畏化の届出は、許可の日

から十日以内にこれをしなければ

ならない。

届書には、左の事項を記載しな

ければならない。

第一百六條 畏化をした者、父母の氏名及び國籍

一 畏化をした者の原國籍

二 畏化の年月日

三 許可の年月日

四 畏化をした者とともに日本の國籍を取得した者があるときは、その氏名、出生の年月日及び畏化をした者との続柄

者とともに日本の國籍を取得しないときは、届書にその事由を記載しなければならない。

第一百七條 畏化をした者とともに日本の國籍を取得した者があるときは、その氏名、出生の年月日及び畏化をした者との続柄

者とともに日本の國籍を取得しないときは、届書にその事由を記載しなければならない。

第一百八條 畏化喪失の届出は、配偶者又は四親等内の親族が、その事実を知つた日から一箇月以内に、國籍喪失を証すべき書面を添附し

て、これをしなければならない。

届書には、左の事項を記載しなければならない。

第一百九條 轉籍の届出は、戸籍

は、戸籍の原本を届書に添附しなければならない。

他の市町村に轉籍をする場合は、戸籍の原本を添附しなければならない。

第一百十條 本籍を有しない者は、家

の日から十日以内にこれをしなければならない。

届書には、左の事項を記載しなければならない。

第一百十一條 前項の規定は、確定判決によつて就籍の届出をすべき場合にこれを適用する。この場合には、判決の副本を届書に添附しなければならない。

第一百十二條 就籍の届出は、就籍地の年月日及び國籍回復者との続柄

があるときは、その氏名、出生の年月日及び國籍回復者との続柄

は、判決が確定した後に、遅滞なく戸籍の訂正を請求しなければならない。

第一百十七條 第二十五条第一項、第二

二十七條乃至第三十二條、第三千

四條乃至第三十九條及び第四十三

條乃至第四十八條の規定は、戸籍

訂正の申請にこれを準用する。

第六章 難則

第一百八條 戸籍事件について、市

町村長の処分を不当とする者は、市

家事審判所に不服の申立をするこ

とができる。

第五章 戸籍の訂正

第一百三十三条 戸籍の記載が法律上許

されないものであること又はその

記載に錯誤若しくは遺漏があるこ

とを発見した場合には利害関係人

は、家事審判所の許可を得て、戸籍

の訂正を申請することができる。

第一百四十四条 届出によつて効力を生

したことを見ついたときは、届出人又

は届出事件の本人は、家事審判所

の許可を得て、戸籍の訂正を申請

した後に、その行為が無効である

ことを発見したときは、届出人又

は届出事件の本人は、家事審判所

の許可を得て、戸籍の訂正を申請

することができる。

第一百五十五条 前二條の許可の裁判が

あつたときは、一箇月以内に、そ

の勝手を添附して、戸籍の訂正を

申請しなければならない。

第一百五十六条 確定判決によつて戸籍

の訂正をすべきときは、訴を提起した

者は、戸籍の勝手を添附しなければ

ならない。

第一百五十七条 戸籍の勝手を添附しな

ければならない。

第一百五十八条 戸籍の勝手を添附しな

ければならない。

第一百五十九條 戸籍の勝手を添附しな

ければならない。

第一百六十條 戸籍の勝手を添附しな

ければならない。

第一百六十二条 左の場合には、市町

村長を千円以下の過料に処する。

第一百六十三条 市町村に轉籍する場合に

は、戸籍の勝手を添附しなければ

ならない。

第一百六十四条 轉籍の届出は、轉籍地で

これをすることができる。

第一百六十五条 本籍を有しない者は、家

は、戸籍の勝手を添附しなければ

ならない。

第一百六十六条 戸籍の勝手を添附しな

ければならない。

第一百六十七条 戸籍の勝手を添附しな

ければならない。

第一百六十八条 戸籍の勝手を添附しな

ければならない。

第一百六十九條 戸籍の勝手を添附しな

ければならない。

第一百七十條 戸籍の勝手を添附しな

ければならない。

第一百七十一條 戸籍の勝手を添附しな

ければならない。

第一百七十二条 戸籍の勝手を添附しな

ければならない。

第一百七十三条 戸籍の勝手を添附しな

ければならない。

除籍論文は届書その他の受理し

た書類の閲覧を拒んだとき。

四 正当な理由がなくて戸籍若しくは

抄本、第十條第一項（第十二

條第二項において準用する場合

を含む。）に規定する説明書又

は第四十八條第一項若しくは第

二項（第百十七條において準用する場合

を含む。）に規定する證明書を交

付しないとき。

五 その他戸籍事件になつて職務

を怠つたとき。

第六章 戸籍の訂正

第一百九十九條 第一百七條、第二

二十九條乃至第三十二條、第三千

四條乃至第三十九條及び第四十三

條乃至第四十八條の規定は、戸籍

訂正の申請にこれを準用する。

四号をいう。

第一百二十九條 旧法の規定による戸籍は、これを新法の規定による戸籍とみなす。但し、新法施行後十年を経過したときは、旧法の規定による戸籍は、命令の定めるところにより、新法によつてこれを改製しなければならない。

旧法によつて定められた本籍は、新法によつて定められたものとみなす。

第一百二十九條 旧民法を適用する場合に關しては、新法施行後も、な

く、新法を適用する。

第一百三十條 新法は、新法施行前の届出その他の事由によつて、戸籍の記載をし、又は新戸籍を編製する場合にもこれを利用する。

第一百三十一條 第百二十九條第一項の戸籍に在る者について新戸籍を編製する場合には、同項の戸籍に在るその者の子でこれと引き続き氏と同じくする者は、新戸籍に入れる。但し、その子に配偶者又は戸籍を同じくする子があるときは、この限りでない。

前項の場合に、新戸籍が從前の本籍地と同一の市町村内に定められたときは、第三十條第二項の規定は、これを適用しない。

第一百三十二條 第十九條第一項及び第九十九條の規定は、新民法附則第十二條の規定によつて從前の氏に復する場合にこれを準用する。

第一百三十三條 第百二十九條第一項の戸籍に在る者で配偶者との間にしなければならない。

第一百三十四条 懸念措置法施行後新法施行前に、懸念措置法第六條第二項前段の規定によつて、親権者を定める協議が調つたときは、親権者は、新法施行の日から十日以内に、協議を証する書面を添附して、その旨を届け出なければならない。この場合には、第三十九條第一項但書及び第三十九條の規定を准用する。

第一百三十五条 懸念措置法施行後新法施行前に、親権者は、新法施行の日から十日以内に、裁判の副本を添附して、その旨を届け出なければならない。その旨には、裁判が確定した日を記載しなければならない。その旨には、裁判が確定した日を記載しなければならない。その旨には、裁判が確定した日を記載しなければならない。

第一百三十六条 第百二十九條第一項の規定によつて、親権者を定めようとする者にこれを准用する。

第一百三十七条 第七十八条の規定は、新民法附則第十四條第一項但書の規定によつて協議で親権者を定めようとする者にこれを准用する。

第一百三十八条 第七十九條の規定は、新民法附則第十四條第二項又は第三項に規定する裁判が確定した場合において親権者にこれを適用する。

第一百三十九條 新法施行の際現に後見監督人の地位に在る者は、新法施行の日から十日以内に第八十五條において準用する第八十一條又は第八十二條に規定する届出をしなければならない。

第一百四十條 この法律施行前にした

第一百三十九條 寄留法の一部を次の

第一百四十條 第二項中「第五條及第六

第一百三十九條 第百二十九條第一項の戸籍に在る者で配偶者との間にしなければならない。

第一百四十條 この法律施行前にした

第一百三十九條 第百二十九條第一項の戸籍に在る者で配偶者との間にしなければならない。

第一百四十條 この法律施行前にした

第一百三十九條 第百二十九條第一項の戸籍に在る者で配偶者との間にしなければならない。

第一百三十九條 左の法令は、これを廢止する。

明治六年太政官布告第五百三十九号(御願文に關する件)

明治五年太政官布告第五百三十九号(御願文及び御名の文字の使用に關する件)

昭和十五年法律第四号(委託又は郵便による戸籍届出に関する件)

昭和二十一年司法省令第四百四十七号(昭和二十一年勅令第五百四十二号ボッダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く出生及び死亡の届出等に關する件)

この法律施行前にされた戸籍届出の委託については、昭和十五年法律第四号は、なお、その効力を有する。この場合に、同法第一條第一項の確認は、家事審判所がこれをする。

第一百三十九條の規定は、前項の確認にこれを準用する。

第一百三十九條 寄留法の一部を次の

第一百四十條 第二項中「第五條及第六

第一百三十九條 第百二十九條第一項の戸籍に在る者で配偶者との間にしなければならない。

第一百四十條 この法律施行前にした

第一百三十九條 第百二十九條第一項の戸籍に在る者で配偶者との間にしなければならない。

第一百四十條 この法律施行の際現に裁判所に係属している過料事件について、なお、從前の例によつては、

に裁判所に係属している過料事件については、なお、從前の例によつては、

に、同條

民法の一部を改正する法律の附則をいい、旧民法とは、この法律と同日に施行される民法の一部を改正する法律による改正前の民法をいう。

第二條 家事審判法並びにこの法律による改正後の人事訴訟手続法及び非訟事件手続法の規定は特別の規定による場合を除いては、この法律施行前に生じた事項にもこれを適用する。但し、從前の人事調停法、人訴訟手続法及び非訟手続法の規定によつて生じた効力を妨げない。

第二章 人事調停法に関する規定

第三條 人事調停法は、これを廢止する。但し、他の法律の適用上これによるべき場合には、この法律施行後も、なお、その効力を有する。

第四條 この法律施行の際現に地方裁判所に係属している人事調停事件は、この法律施行の日に、その地方裁判所の所在地を管轄する家事審判所に係属したものとみなす。

前項の事件においてこの法律施行前に從前の人事調停法によつてした裁判所その他の者の行爲は、この法律によつてした行爲とみなす。

この法律施行の際現に地方裁判所施行後も、なお、從前の人事調停法の規定による。

第五條 この法律施行前にした行爲

に対する罰則の適用については、從則の人事調停法は、この法律施行後も、なお、その効力を有する。

第三章 人事訴訟手続法に関する規定

第六條 人事訴訟手続法の一部を次のように改正する。

第一章 婚姻事件及び養子縁組事件ニ關スル手續

第二章 親子關係事件、相続人廻除事件及ヒ隣居事件ニ關スル手續

第三章 禁治産及ヒ準禁治産

ニ關スル手續

第四章 失踪ニ關スル手續

附 則

ス此場合ニ於テハ後見人ハ禁治産者ノ爲メ離婚ニ付キ訴へ又ハ訴へラルコトヲ得

命裁判官」に、「受託判事」を「受

裁判官」に改める。

第七條 第二項中「同居ノ訴」を「其取消ノ訴」に改め、同條第二項但書を次のように改める。

但書ノ原因タル事實ニ因リテ生シタル損害賠償ノ請求及ヒ婚姻事件に附帶シテ爲ス縁組ノ取消、離縁又ハ其取消ノ請求ハ此限ニ在ラス

第九條 第一項中「又ハ離婚」を、離婚又は其取消」に改める。

第十條 第二項中「受命判事」を「受託裁判官」に改め、同條第一項中「受託判事」を「受

命裁判官」に改める。

第十一條 第二項中「受命判事」を「受

命裁判官」に改める。

第十五條 夫婦ノ一方カ提起スル婚姻ノ取消又ハ離婚ノ訴ニ於テハ裁判所ハ中立ニ依リ子ノ監護ヲ爲スヘキ者其他子ノ監護ニ付キ必要ナル事項ヲ定メ又ハ當事者ノ一方ヲシテ他ノ一方ニ對シ財産ノ分與ヲ爲サシムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ裁判所ハ當

裁判所ノニ改める。

第二條に次の一項を加える。

第一項及ヒ前二項ノ規定ハ離婚ノ取消ノ訴ニ之ヲ準用ス

第三條第一項中「同居」を「其取消」に、「保佐人又ハ夫」を「又ハ保佐人」に改める。

第四條 夫婦ノ一方カ禁治産者ナルトキハ後見監督人ハ禁治産者ノ爲メ離婚ニ付キ訴へ又ハ訴へラルルコトヲ得

前二項ノ規定ニ依ル裁判ハ判決主文ニ掲ケテ之ヲ爲スヘシ

前項ノ規定ハ家事審判所カ子ノコトヲ得

百二十九條第一項中「民法第八百七十九條」に改める。

第二十九條第一項中「民法第八百七十九條」に改める。

第三十九條を第三十一条とする。

第三十八條を削る。

第三十九條第三項乃至第五項を

第七條第一項、第八條及ヒ第九條ノ規定ハ子ノ認知ノ無効ノ訴及

第十六條出扶養若クハ同居ノ義務

ス此場合ニ於テハ後見人ハ禁治産者ノ爲メ離婚ニ付キ訴へ又ハ訴へラルコトヲ得

「離婚又ハ其取消」に、同條第二項中「民法第七百六十六條」を「民

法第七百三十二条」に改める。

第二十四條中「又ハ離縁」を「離

縁又ハ其取消」に改める。

第二十五条 第四條ノ規定ハ離縁ノ

規ニ之ヲ準用ス

第二章 親子關係事件、相続人廻除事件及ヒ隣居事件ニ關スル手續

第三章 禁治産及ヒ準禁治産

ニ關スル手續

第四章 失踪ニ關スル手續

第五條乃至第十四条及ヒ第十六

條」に改める。

第六條 手續に改める。

第七條 新民法附則によつて旧民法を適用すべき場合については、この法律施行後も、なお、從前の人

事訴訟手続法の規定による。

第八條 この法律施行の際現に裁判所に係属している夫婦の同居を旨

的とする訴、扶養の訴、親権又は財産管理権の喪失を目的とする訴

及びその失権の取消を目的とする訴については、この法律施行後も、なお、從前の人事訴訟手続法の規定による。

第九條 この法律施行前に確定した親権又は財産管理権の喪失を宣告する判決は、その取消に関しては、これを家事審判所の審判とみなす。

第十條 この法律施行前に裁判所が仮処分については、この法律施行後も、なお、從前の人事訴訟手続法の規定による。

第十一條 この法律施行の際現に裁判所に係属している離縁の訴で從

前の人事訴訟手続法第二十五條第

二項の規定によつて養子の実方の

ヒ其取消ノ訴ニ之ヲ準用ス

第二條第三項乃至第五項ノ規定ハ

第三十條第二項及ヒ第三項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三章 禁治産及ヒ準禁治産

ニ關スル手續」、「第四章 失踪ニ關スル手續」、「附 則」及び第四十條

「離婚又ハ其取消」に改める。

第二十二條第一項中「又ハ離縁」ヲ

「離縁又ハ其取消」に改める。

第二十三條第一項中「又ハ離縁」ヲ

「離縁又ハ其取消」に改める。

第二十四條第一項中「又ハ離縁」ヲ

「離縁又ハ其取消」に改める。

第二十五條第一項中「又ハ離縁」ヲ

「離縁又ハ其取消」に改める。

第二十六條第一項中「又ハ離縁」ヲ

「離縁又ハ其取消」に改める。

第二十七條第一項中「又ハ離縁」ヲ

「離縁又ハ其取消」に改める。

第二十八條第一項中「又ハ離縁」ヲ

「離縁又ハ其取消」に改める。

第二十九條第一項中「又ハ離縁」ヲ

「離縁又ハ其取消」に改める。

第三十條第一項中「又ハ離縁」ヲ

「離縁又ハ其取消」に改める。

第三十一條第一項中「又ハ離縁」ヲ

「離縁又ハ其取消」に改める。

第三十二條第一項中「又ハ離縁」ヲ

「離縁又ハ其取消」に改める。

第三十三條第一項中「又ハ離縁」ヲ

「離縁又ハ其取消」に改める。

直系尊卑が提起したものについて
は、この法律施行後も、なお、同
項の規定の適用を妨げない。

第十二條 第七條の場合を除いて、
この法律施行の際現に裁判所に係
属している推定相続人の廃除又は
その取消を目的とする訴について
は、この法律施行後も、なお、從
前の人事訴訟手続法の規定によ
る。この場合には、第八條第二項
の規定を準用する。

第十三條 退居の無効を目的とする
訴については、この法律施行後
も、なお、從前の人事訴訟手続法
の規定による。

第十四條 この法律施行の際現に裁
判所に係属している禁治産の申立
事件は、この法律施行の日に、そ
の裁判所の所在地を管轄する家事
審判所に係属したものとみなす。

前項の事件においてこの法律施
行前に從前的人事訴訟手続法によ
つてした裁判所その他の者の行為
は、家事審判法の適用について
は、これを同法によつてした行爲
とみなす。

第十五条 禁治産の申立てを却下する
決定に対する即時抗告事件は、こ
の法律施行の際現に裁判所に係属
しているものに限り、これを家事
審判所の審判に対する即時抗告事
件とみなす。

前條第二項の規定は、前項の即
時抗告事件にこれを準用する。

第十六条 あ法律施行前にした禁
治産の宣誓に対する不服の訴につ
いては、この法律施行後も、な
お、從前の人事訴訟手続法の規定

による。この場合には、第八條第
二項の規定を準用する。

第十七条 第九條の規定は、この法
律施行前にした禁治産の宣誓に、
その取消を目的とする訴について

は、この法律施行後も、なお、從
前の人事訴訟手続法の規定によ
る。この場合には、第八條第二項
の規定を準用する。

第十四條の規定は、この法律施行
の際現に裁判所に係属している禁
治産の宣誓の申立て事件に、

第十五條の規定は、禁治産の宣告
の取消の決定に対する即時抗告事
件に、前條の規定は、この法律施
行前にした禁治産の宣告の取消の
申立てを却下する決定に対する不服

の訴にこれを準用する。

第十八條 第十四條乃至前條の規定
は、準禁治産の宣告、その取消そ
の他の準禁治産に関する事件にこ
れを準用する。

第十九條 第九條及び第十四條乃至
第十六條の規定は、失踪の宣告そ
の他の失踪に関する事件にこれを
準用する。

第二十条 この法律施行の際現に裁
判所に係属している失踪の宣告の
取消の訴については、この法律施
行後も、なお、從前的人事訴訟手
續法の規定による。この場合に
は、第八條第二項の規定を準用す
る。

第四章 非訟事件手続法に關
する規定

第二十一條 非訟事件手続法の一部
を次のように改正する。

目録中「第二章 財産ノ管理ニ
關スル事件」を「第三章 削除」

〔第六章 雜議、退居、廢棄子ノ
財産ノ承認及ヒ拋棄ニ關スル事
件〕を「第三章 削除」

〔第七章 指定ノ承認及ヒ拋棄及ヒ執
行スル事件〕を「第三章 削除」

スル事件」を第六章乃至第八章

第七十一條ノ六 民法第六百四十四
條、第六百四十六條、第六百四十
七條及ヒ第六百五十條ノ規定ハ裁
判所カ選任シタル信託管理人又ハ
信託財産ノ管理人ニ之ヲ準用ス

第七十二條 第八十條第一項及
ヒ法定代理人ノ登記」を「第三節
未成年者及ヒ後見人ノ登記」に
改める。

第二條第三項中「司法大臣」を
「最高裁判所」に改める。

第四條第一項中「裁判所構成法
第十條第一號に掲ケタル場合ノ
外」を削る。

第十七條第二項中「判事」を「裁
判官」に改める。

第三十四条及び第三十五条中
「區裁判所互に地方裁判所」に改め
る。

第二編中「第二章 財産ノ管理ニ
關スル事件」を「第二章 削除」

〔第三十八條乃至第七十一條 削除〕
に改める。

第三十八条乃至第七十一條「區
裁判所」に改める。

第八十五条乃至第八十七条「削除」

〔第二編中「第六章 離籍、隠居、
廢棄、子ノ懲戒、家督相繼人及ヒ
親族會ニ關スル事件」〕を「第七章
相續ノ承認及ヒ拋棄ニ關スル事
件」〔第八章 遺言ノ確認及ヒ執
行〕及び第八十九條ノ二を削る。

第九十條乃至第一百六十六條「削除」

〔第二編中「第九章 法人及ヒ夫
信託管理人又ハ信託財産ノ管理人
ハ其任務ヲ離セントストキハ裁
判所ニ其旨ヲ届出ツヘシ此ノ場合
ニ於テハ裁判所ハ更ニ管理人ヲ選
任スヘン」

第七十一條ノ四に次の一項を加
える。

第七十一條ノ四に次の一項を加
え。

所」を「地方裁判所」に改める。

第二百三十五条を第二百三十四条
ノ二、第二百三十五条ノ二を第二百三
四条ノ三、第二百三十五条ノ三を第二
百三十五条とする。

び第百三十五條ノ五十三第三項中「第四十條」を「第七十一條ノ二」を「第七十一

條ノ五第二項に改める。

第一百三十六條第二項中「株式會社」を「合名會社、合資會社、株式會社」に改め、同條第一項を削る。

第一百三十九條中「區裁判所」を「司法事務局」に改める。

第一百四十條中第三号を削り、

「法定代理人登記簿」を「後見人登記簿」に改め、第四号を第三号とし、以下順次繰り上げる。

第一百四十五條第一項及び第一百四十六條中「區裁判所」を「司法事務局」に改める。

第一百五十一條ノ六第二項中「地方裁判所長」を「司法大臣」に改める。

第一百五十二條ノ六第二項中「地方裁判所長」を「司法大臣」に改める。

第一百五十六條第二項を次のよう

に改める。
後見人カ同意ヲ爲シタル場合ニ於テ後見監督人ナキトキハ其旨、後見監督人アルトキハ其同意ヲ得タルコトヲ證スル書面ヲ併セテ添附スルコトヲ要ス
第一百六十七條 削除
第一百七十條 削除

第一百七十一條 後見人カ被後見人ノ爲メニ商法第四條、營業ヲ爲ス場合ニ於テ登記ヲ申請スルニハ申請書ニ後見人タル資格ヲ記載スルコトヲ要ス
第一百六十六條第二項ノ規定ハ前

項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第一百七十九條第二項第二号中

「又ハ妻」を削る。

第二十二条 新民法附則によつて旧民法を適用すべき場合について

は、この法律施行後も、なお、從前

の非訟事件手続法の規定によ

る。

第二十三条 前條の場合を除いて、

この法律施行の際現に第一審とし

て地方裁判所に係属している非訟事件で家事審判所の管轄に属するものは、この法律施行の日に、そ

の裁判所の所在地を管轄する家事審判所に係属したものとみなす。

前項の事件においてこの法律施行前に從前の非訟事件手続法によつてした裁判所その他の者の行爲は、家事審判法の適用について

は、これを同法によつてして行爲とみなす。

第二十四条 第二十二條の場合を除いて、この法律施行の際現に抗告裁判所に係属している非訟事件で

家事審判所の管轄に属するものに

ついては、この法律施行後も、な

る。

抗告裁判所は、前項の事件にお

いて原決定を取り消して差し戻す

場合には、管轄家事審判所に差し戻さなければならぬ。この場合

には、前條第二項の規定を準用す

る。

第一項の規定による裁判が確定

したときは、その裁判は、これを

家事審判所の審判とみなす。

第一百五十九條 この法律施行の際現に

抗告裁判所に係属している親族会の決議に代わるべき裁判に対する必要となり、提出せられたものであ

りまして、その要旨をあげますれば、

第一に、民法の改正による家の制度の廃止に伴い、新たに戸籍謄製の基準と

して夫婦親子を単位とする方法をとつておりますが、現行法による戸籍全部

をただちに編製替えることは無用の混亂を來すので、難過的にはこれを本

後十年を経過したときこれを改正することになつております。

第二は、戸籍の表示は、戸籍の筆頭に記載した者、すなわち夫婦の称する氏のいかんにより、夫または妻の氏名及び本籍で表示することになつております。なお、この戸籍の筆頭に記載した者が除籍になつても、同籍のある限りその戸籍はそのままとし、全員除籍になつて初めてその戸籍を除籍簿に移すことになつております。

第三に、民法上の入家、一家創立に關する規定の削除に伴い、入籍、新戸籍編製または除籍の事由は、それく戸籍法上に列挙的に規定しております。

第四は、新憲法の施行及び民法改正に伴い、家に関する規定をすべて削除するとともに、他方、後見監督人、姻族關係の終了、推定相続人の跡除及び分籍に関する諸規定が新たに設けられております。

第五に、人口動態統計の改善に即應し、出生届に医師、助産婦その他の者の証明書を添付させ、なお省令の規定

の範囲内に於ける結果を、委託によりま

して私から御報告申し上げます。

第一に、戸籍法を改正する法律案について御報告申し上げます。まず、政

府の原案の要旨について御説明いたしました。

第三は、嫡出子出生の届出について、

正に伴い必然的に戸籍法の全般的改正が必要となり、提出せられたものであ

りますが、現行法による戸籍全部

を比較的容易ならしめるための所要

の改正が加えられております。なおま

た、太政官布告「御歴代の隸及び御名

の文字の使用に關する件」は、新憲法の精神に反するとの理由から、これを

廃止することとなつております。

最後に、戰時立法たる委託または郵便による戸籍届出に關する法律を廃止するとともに、同法中の郵便による届出で死亡後到達したもの効力を認める規定は、本案中に織りこむこと

になつております。以上が、政府原案の要旨であります。

委員会は、本月二十日政府の説明を聴き、二十二日質疑にはいり、諮詢な

る本案の各條にわたつて質疑がなされ

たのであります。ここには、その主なるものと思われます二、三の点につ

いて御紹介申し上げます。

第一に、戸籍記載事項中、その他命令で定める事項とは、具体的にいかなる事項を予想せるものであるかとの質

疑に対し、政府より、たとえば子の認

知があつた場合の認知や、相続人の廃除を受ける場合の認知や、その廢除に関する事項等を記載する考え方である旨の答弁

でありました。

第二に、市町村長は、届出を怠つた

者のあることを知つた場合は、いかな

場合にも催告の義務を有するものか

との間に對し、解釈上、職務上知つた

場合であるから、個人的に知つたとし

ても催告義務はないと考える旨の答弁

であります。

第三は、嫡出子出生の届出について、

父を第一次義務者とした理由いかんとの間に對し、両性の本質的平等の見地からすれば父母双方を義務者とするのが適切ではあるが、すでに届出書には父母双方の氏名を掲げねばならないのであるから、届出は便宜上どちらからでもよいと考え、現行法の建前を踏襲せる旨の答弁でありました。

第四に、棄子に対する市町村長の調書作成によつて届出とみなされる場合の戸籍の取扱いかんとの間に對し、調書が届出に該当し、これにより戸籍が編製され、將來父または母ができれば、調書に基く戸籍を廃止し、父母の戸籍に記入される。もつとも廃止

といつても、実質上は除籍により保存されることとなるのであつて、いかなる場合にも戸籍廃棄ということはありません。

第五條 父母双方の氏名を掲げねばならないのである。第一に、民事、刑事の訴訟費用及び執行吏の手数料等を現行の約

一倍半ないし三倍程度に増額いたしておられます。第二に、執行吏の差押及び競賣手数料の計算の標準となる債権額が適用ではあるが、近き将来最高法務廳以下六段階の分類を五万円以下六段階としております。第三に、新憲法及び裁判所法の施行に伴い、字句その他

の点で若干條文の整理を見ております。以上が、政府原案の要旨であります。

委員会は、二十一日説明を聽き、二十三日質疑に入り、次のような質疑が交されました。以下、かいつまんで御紹介申し上げます。

第一に、現下刑罰法規整備の傾向に鑑み、年少者の行刑保護施設に対する具體的計画、行刑局長人選上の方針及び神会的行刑保護事業従事者待遇に対する所見いかんとの間に對し、一括して政府より、近く監獄法の改正により、より文化的、教育的かつ合理的な行刑への方向に進むものと考える、少年保護については、將來最高法務廳に三局を設け、特別制度の上で改革するだけではなく、從來の民間私設保護團体は弊害があると考へ、全部官公立のものに改組する考へである。行刑局長は行刑部門から迎えることとし、なお民間の経験をも活用する途をとりたいと考える、なおまた、行刑保護事業運営者のごときは、社会的、文化的労働者として新しい榮典を考慮すべきであると考える旨の答弁でございました。

第二に、訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案について御報告申し上げます。まず、本案の要旨について御説明いたします。

本案は、昨年九月本法改正時に比物價がさらに約三倍の高騰を示し、現行手数料等の額が実情に副合わなくなつたので、さらに暫定的に手数料等の額を増額して現状を開拓するため提出せられたもので、その要旨といしま

す。第一に、民事、刑事の訴訟費用に対する政府の考慮いかんとの間に對し、

本件は、將來父または母ができれば、調書に基く戸籍を廃止し、父母の戸籍に記入される。もつとも廃止

といつても、実質上は除籍により保存されることとなるのであつて、いかなる場合にも戸籍廃棄ということはありません。

次いで同日討論に入り、各党委員より、それぐる党を代表して原案に賛成の意見が述べられ、探決の結果、本案は全会一致可決いたしました。

次いで同日討論に入り、各党委員より、それぐる党を代表して原案に賛成の意見が述べられ、探決の結果、本案は全会一致可決いたしました。

次に、訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案について御報告申し上げます。まず、本案の要旨について御説明いたします。

本案は、昨年九月本法改正時に比物價がさらに約三倍の高騰を示し、現行手数料等の額が実情に副合わなくなつたので、さらに暫定的に手数料等の額を増額して現状を開拓するため提出せられたもので、その要旨といしま

す。第一に、民事、刑事の訴訟費用に対する政府の考慮いかんとの間に對し、

本件は、將來父または母ができれば、調書に基く戸籍を廃止し、父母の戸籍に記入される。もつとも廃止

といつても、実質上は除籍により保存

されることとなるのであつて、いかなる場合にも戸籍廃棄ということはありません。

次に、訴訟費用等臨時措置法の一部

を改正する法律案について御報告申し上げます。まず、本案の要旨について御説明いたします。

本案は、昨年九月本法改正時に比

物價がさらに約三倍の高騰を示し、現

行手数料等の額が実情に副合わなくなつたので、さらに暫定的に手数料等の額を増額して現状を開拓するため提出せられたもので、その要旨といしま

す。第一に、民事、刑事の訴訟費用

に対する政府の考慮いかんとの間に對し、

貧困者に対する訴訟費用救助法においては、勝訴の見込みというような明確を要するので、容易に救助を受け得ない憾みはあるが、近き将来最高法務廳人権擁護局ができるば、訴訟の救助あるいは官選弁護を主管することになつてゐるから、何らかの効果をあげ得るものと考える、なおまた、本案は訴訟を起するための印紙についてはまつた不都合ではなく、敗訴になれば、相当の負担はかかるても正當な権利に影響はない」と考える旨の答弁でございました。

以上、質疑のおもなものについて御紹介申し上げました。

次いで討論の際、各党委員より党を代表して原案に賛成の意見が述べられ、探決の結果、本案は全会一致可決いたしました。

次に、家事審判法施行法案について御報告申し上げます。まず、政府原案

については、將來最高法務廳に三局を設け、特別制度の上で改革するだけではなく、從來の民間私設保護團体は弊害があると考へ、全部官公立のものに改組

する考へである。行刑局長は行刑部門から迎えることとし、なお民間の経験

をも活用する途をとりたいと考える、なおまた、行刑保護事業運営者のごときは、社会的、文化的労働者として新しい榮典を考慮すべきであると考える旨の答弁でございました。

第二に、訴訟提起者あるいは裁判を受ける者等の費用負担増加に伴い、貧困者に対する訴訟費用救助制度あるいは少額の債権者に対する権利救済に関する政府の考慮いかんとの間に對し、

本件は、將來父または母ができれば、調書に基く戸籍を廃止し、父母の戸籍に記入される。もつとも廃止

といつても、実質上は除籍により保存

されることとなるのであつて、いかなる場合にも戸籍廃棄ということはありません。

次に、訴訟費用等臨時措置法の一部

を改正する法律案について御報告申し上げます。まず、本案の要旨について御説明いたします。

本案は、昨年九月本法改正時に比

物價がさらに約三倍の高騰を示し、現

行手数料等の額が実情に副合わなくなつたので、さらに暫定的に手数料等の額を増額して現状を開拓するため提出せられたもので、その要旨といしま

す。第一に、民事、刑事の訴訟費用

に対する政府の考慮いかんとの間に對し、

び取消事件等がなくなつたので、これまつた。(拍手)

次に、日程第三及び第三の両案を括して採決いたします。両案の委員長は競賣手数料の計算の標準となる債権額について、從来の一萬または競賣金額について、田以下六段階の分類を五万円以下六段階としております。第三に、新憲法及び裁判所法の施行に伴い、字句その他

の点で若干條文の整理を見ておりまます。以上が、政府原案の要旨であります。

委員会は、二十一日説明を聽き、二十三日質疑に入り、次のような質疑が交されました。以下、かいつまんで御紹介申し上げます。

第一に、現下刑罰法規整備の傾向に鑑み、年少者の行刑保護施設に対する具體的計画、行刑局長人選上の方針及び神会的行刑保護事業従事者待遇に対する所見いかんとの間に對し、一括して政府より、近く監獄法の改正により、より文化的、教育的かつ合理的な行刑への方向に進むものと考える、少年保護につけては、將來最高法務廳に三局を設け、特別制度の上で改革するだけではなく、從來の民間私設保護團体は弊害があると考へ、全部官公立のものに改組する考へである。行刑局長は行刑部門から迎えることとし、なお民間の経験をも活用する途をとりたいと考える、なおまた、行刑保護事業運営者のごときは、社会的、文化的労働者として新しい榮典を考慮すべきであると考える旨の答弁でございました。

第二に、訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案について御報告申し上げます。まず、本案の要旨について御説明いたします。

本案は、將來父または母ができれば、調書に基く戸籍を廃止し、父母の戸籍に記入される。もつとも廃止といつても、実質上は除籍により保存されることとなるのであつて、いかなる場合にも戸籍廃棄ということはありません。

次に、訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案について御報告申し上げます。まず、本案の要旨について御説明いたします。

本案は、將來父または母ができれば、調書に基く戸籍を廃止し、父母の戸籍に記入される。もつとも廃止

といつても、実質上は除籍により保存されることとなるのであつて、いかなる場合にも戸籍廃棄ということはありません。

次に、家事審判法施行法案について御報告申し上げます。まず、政府原案

については、將來最高法務廳に三局を設け、特別制度の上で改革するだけではなく、從來の民間私設保護團体は弊害があると考へ、全部官公立のものに改組する考へである。行刑局長は行刑部門から迎えることとし、なお民間の経験をも活用する途をとりたいと考える、なおまた、行刑保護事業運営者のごときは、社会的、文化的労働者として新しい榮典を考慮すべきであると考える旨の答弁でございました。

第二に、訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案について御報告申し上げます。まず、本案の要旨について御説明いたします。

本案は、將來父または母ができれば、調書に基く戸籍を廃止し、父母の戸籍に記入される。もつとも廃止

といつても、実質上は除籍により保存

されることとなるのであつて、いかなる場合にも戸籍廃棄ということはありません。

次に、訴訟費用等臨時措置法の一部

を改正する法律案について御報告申し上げます。まず、本案の要旨について御説明いたします。

本案は、將來父または母ができれば、調書に基く戸籍を廃止し、父母の戸籍に記入される。もつとも廃止

といつても、実質上は除籍により保存

されることとなるのであつて、いかなる場合にも戸籍廃棄ということはありません。

次に、訴訟費用等臨時措置法の一部

を改正する法律案について御報告申し上げます。まず、本案の要旨について御説明いたします。

本案は、將來父または母ができれば、調書に基く戸籍を廃止し、父母の戸籍に記入される。もつとも廃止

といつても、実質上は除籍により保存

されることとなるのであつて、いかなる場合にも戸籍廃棄ということはありません。

第三條 この会計においては、保険料、一般会計から受入金、積立金から生ずる收入、借入金及び附屬収入を以てその歳入とし、保険金、保険施設費、借入金の償還金及び利息、一時借入金の利子、業務取扱費その他の諸費を以てその歳出とする。

第四條 この会計においては、保険金を支弁するため必要があるときは、この会計の負担で、借入金をすることができる。

○議長(松岡駒吉君) まず戸籍法を改正する法律案につき採決いたします。本案を委員長の報告通り決するに賛成の請君の起立を求めます。

○議長(松岡駒吉君) 起立多数。よつて本案は委員長報告通り可決いたしました。

第五條 勤労大臣は、毎会計年度、

この会計の歳入歳出予定計算書を作製し、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

第六條 この会計の歳入歳出予算是、歲入の性質及び歳出の目的に従つて、これを款及び項に区分する。

第七條 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、これを國会に提出しなければならない。

前項の予算には、左の書類を添附しなければならない。

一 歳入歳出予定計算書

二 前前年度の損益計算書及び貸借対照表並びに前前年度末における積立金明細表

三 前年度及び当該年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表

第八條 この会計において支拂上現金に余裕があるときは、これを大蔵省預金部に預け入れることができる。

第九條 この会計において支拂上現金に不足があるときは、この会計の負担で一時借入金をすることができる。

前項の規定による一時借入金は、當該年度内に、これを償還しなければならない。

第十條 第四條に規定する借入金及び前條に規定する一時借入金の借入及び償還に関する事務は、大臣がこれを行う。

第十一條 労働大臣は、毎会計年度、歳入歳出予定計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作製し、これを大蔵

大臣に送付しなければならない。

第十二條 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、

國会に提出しなければならない。

前項の歳入歳出決算には、歳入歳出決定計算書、當該年度の損益計算書、貸借対照表、当該年度末における積立金明細表及び債務に關する計算書を添附しなければならない。

第十三條 この会計において決算上剩余金を生じたときは、これを積立金として積み立てなければならぬ。

この会計において、決算上不足を生じたときは、積立金がら、これを補足する。

第十四條 この会計の積立金は、國債を以て保有し、又は大蔵省預金部に預け入れて、これを運用することができる。

第十五條 この会計において、支拂義務の生じた歳出金で、當該年度の出納の完結までに支出済とならないかたものに係る歳出予算は、これを翌年度に繰り越して使用することができる。

前項の規定による一時借入金は、當該年度内に、これを償還しなければならない。

法第四十三条の規定による大蔵大臣の承認を経ることを要しない。

労働大臣は、第一項の規定によつて、財政及び金融委員会における審議を経たものを、政府官署の各種の保険事業における同様、これを特別に認めた上で、その收支を明確な経理いたしまして、その収支を明確に認められることが可能である。

前項の規定による繰越は、財政大臣がこれを行つ。

法第四十三条の規定による大蔵大臣の承認を経ることを要しない。

労働大臣は、第一項の規定によつて、財政及び金融委員会における審議をしたときは、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

第十六條 この法律の施行に關し必要な事項は、政令でこれを定めることとするものであります。

本案は、去る九月二十三日本委員会に付託されたものであります。政府より提案理由の説明を聽取した後審議

第十七條 この法律は、昭和二十二年十月一日から、これを施行する。

第三條及び第四條中、保険金による失業保険事業には、失業手当法による失業手当金及び失業保険金の支給事業を含むものとする。

第五條第一項中、失業保険法による失業保険事業には、失業手当法による失業手当金及び失業保険金を含むものとする。

第六條第一項中、失業保険法による失業保険事業には、失業手当金の支給事業を含むものとする。

第七條第一項中、失業保険法による失業保険事業には、失業手当金の支給事業を含むものとする。

第八條第一項中、失業保険法による失業保険事業には、失業手当金の支給事業を含むものとする。

第九條第一項中、失業保険法による失業保険事業には、失業手当金の支給事業を含むものとする。

第十條第一項中、失業保険法による失業保険事業には、失業手当金の支給事業を含むものとする。

第十一條第一項中、失業保険法による失業保険事業には、失業手当金の支給事業を含むものとする。

第十二條第一項中、失業保険法による失業保険事業には、失業手当金の支給事業を含むものとする。

第十三條第一項中、失業保険法による失業保険事業には、失業手当金の支給事業を含むものとする。

第十四條第一項中、失業保険法による失業保険事業には、失業手当金の支給事業を含むものとする。

第十五條第一項中、失業保険法による失業保険事業には、失業手当金の支給事業を含むものとする。

第十六條第一項中、失業保険法による失業保険事業には、失業手当金の支給事業を含むものとする。

第十七條第一項中、失業保険法による失業保険事業には、失業手当金の支給事業を含むものとする。

いたしましたが、本件二十五日討論に入りました。社会党の中崎委員より、附則第十七條を「この法律は、昭和二十一年十一月一日からこれを適用する。」

第十八條第一項中、失業保険法による失業保険事業には、失業手当法による失業保険事業には、失業手当金の支給事業を含むものとする。

第十九條第一項中、失業保険法による失業保険事業には、失業手当金の支給事業を含むものとする。

第二十條第一項中、失業保険法による失業保険事業には、失業手当金の支給事業を含むものとする。

第二十一條第一項中、失業保険法による失業保険事業には、失業手当金の支給事業を含むものとする。

第二十二條第一項中、失業保険法による失業保険事業には、失業手当金の支給事業を含むものとする。

第二十三條第一項中、失業保険法による失業保険事業には、失業手当金の支給事業を含むものとする。

第二十四條第一項中、失業保険法による失業保険事業には、失業手当金の支給事業を含むものとする。

第二十五條第一項中、失業保険法による失業保険事業には、失業手当金の支給事業を含むものとする。

第二十六條第一項中、失業保険法による失業保険事業には、失業手当金の支給事業を含むものとする。

第二十七條第一項中、失業保険法による失業保険事業には、失業手当金の支給事業を含むものとする。

第二十八條第一項中、失業保険法による失業保険事業には、失業手当金の支給事業を含むものとする。

第二十九條第一項中、失業保険法による失業保険事業には、失業手当金の支給事業を含むものとする。

第三十條第一項中、失業保険法による失業保険事業には、失業手当金の支給事業を含むものとする。

第三十一條第一項中、失業保険法による失業保険事業には、失業手当金の支給事業を含むものとする。

國有林野法の一部を次のように改正する。

第二十六條 削除

この法律は、公布の日から、これを施行する。

北海道國有林野及產物処分令は、行前に旧令に基いてした國有林野の賣拂、貸付若しくは使用又は國有林野の產物の賣拂に関する契約については、旧令は、なおその効力を有する。

これを廢止する。但し、この法律施行後まことに、既に國有林野の賣拂、貸付若しくは使用又は國有林野の產物の賣拂に関する契約に修正するようとの意見が述べられ、本修正案について採決の結果、全会一致をもつて可決いたしました。修正部分を除く原案に對しても、總員の賛成を得ました。よつて本案は修正議決されました。

以上、簡単でございますが、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 採決いたしました。本案の委員長報告は修正되었습니다。本案は委員長報告通り決するにあたりませんか。

〔都合により最終号の附録に掲載〕
〔北村徳太郎君登壇〕
○北村徳太郎君: ただいま議題となりました失業保険特別会計法案について、財政及び金融委員会における審議の経過及び結果を簡単に御報告申し上げます。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告通り決しました。

〔都合により最終号の附録に掲載〕
〔北村徳太郎君登壇〕
○北村徳太郎君: ただいま議題となりました失業保険特別会計法案について、財政及び金融委員会における審議の経過及び結果を簡単に御報告申し上げます。

○議長(松岡駒吉君) 御異議ありませんか。

〔都合により最終号の附録に掲載〕
〔北村徳太郎君登壇〕
○北村徳太郎君: ただいま議題となりました失業保険特別会計法案について、財政及び金融委員会における審議の経過及び結果を簡単に御報告申し上げます。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて日程第五及び第六は延期するに決しました。

〔都合により最終号の附録に掲載〕
〔北村徳太郎君登壇〕
○北村徳太郎君: ただいま議題となりました失業保険特別会計法案について、財政及び金融委員会における審議の経過及び結果を簡単に御報告申し上げます。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて日程第五及び第六は延期するに決しました。

〔都合により最終号の附録に掲載〕
〔北村徳太郎君登壇〕
○北村徳太郎君: ただいま議題となりました失業保険特別会計法案について、財政及び金融委員会における審議の経過及び結果を簡単に御報告申し上げます。

本件は、本件は國有林野法の一部を改正する法律案に關しまして、その審議の經過及び結果の概要について御報告申し上げます。

〔都合により最終号の附録に掲載〕
〔大島義晴君登壇〕
○大島義晴君: ただいま議題となりました失業保険特別会計法案について、財政及び金融委員会における審議の経過及び結果を簡単に御報告申し上げます。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告通り決しました。

本件は、本件は國有林野法の一部を改正する法律案に關しまして、その審議の經過及び結果を簡単に御報告申し上げます。

〔都合により最終号の附録に掲載〕
〔大島義晴君登壇〕
○大島義晴君: ただいま議題となりました失業保険特別会計法案について、財政及び金融委員会における審議の経過及び結果を簡単に御報告申し上げます。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告通り決しました。

本件は、本件は國有林野法の一部を改正する法律案に關しまして、その審議の經過及び結果を簡単に御報告申し上げます。

本件は、本件は國有林野法の一部を改正する法律案に關しまして、その審議の經過及び結果を簡単に御報告申し上げます。

〔都合により最終号の附録に掲載〕
〔大島義晴君登壇〕
○大島義晴君: ただいま議題となりました失業保険特別会計法案について、財政及び金融委員会における審議の経過及び結果を簡単に御報告申し上げます。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告通り決しました。

本件は、本件は國有林野法の一部を改正する法律案に關しまして、その審議の經過及び結果を簡単に御報告申し上げます。

〔都合により最終号の附録に掲載〕
〔大島義晴君登壇〕
○大島義晴君: ただいま議題となりました失業保険特別会計法案について、財政及び金融委員会における審議の経過及び結果を簡単に御報告申し上げます。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告通り決しました。

本件は、本件は國有林野法の一部を改正する法律案に關しまして、その審議の經過及び結果を簡単に御報告申し上げます。

〔都合により最終号の附録に掲載〕
〔大島義晴君登壇〕
○大島義晴君: ただいま議題となりました失業保険特別会計法案について、財政及び金融委員会における審議の経過及び結果を簡単に御報告申し上げます。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告通り決しました。

十二月三十一日限り失効となるのであります。そこで、この命令に代るべき法律を必要とするというのであります。

次に、第二の理由といたしましては、北海道の国有林野は、本年四月國有林野事業特別会計法の施行と、五月の官制の改正によりまして、旧御料林とともに農林大臣の所管に移り、内地府縣所在の國有林野と同一方針のもとに運営する必要があり、國有林野法を改正して、北海道にもこれを施行しようと、本法の改正前、本法に基いて行つた國有林野に関する契約は、本改正法施行後においても当然有効であることはもちろんございまして、附則において、その旨をうたつておるのでござります。

本改正法律案の審議に關連し、北海道林政上の諸問題に關し委員並びに政府側との間に行われた質疑應答中の主要事項について、これを御報告いたします。

質疑の第一点としましては、北海道の森林は嚴密中はなはだしい濫伐を受け、殊に輸送に便利な所から手をつけたので、民有林、公有林の過伐が行われたものに対し、奥山にある國有林は、比較的その林力が保存されるる、しかるに、本法によつて公有林を北海道に残し、無きずの國有林を國家の手に移すということは、はなはだしく不公平の処置である、従つてこの際、両者の交換分合をなす必要があると思うが、政府の所見いかんなどいふ

であります。これに対する政府の答弁は、原則として廢置分合には賛成であるが、法律上の手続を必要とするから研究を進めたいというのであります。

次に、民有林について財閥が廣大な地積を占有し、地價の値上りと樹木の成長を待つてゐる状態であるが、政府は森林經營の合理化をはかるつもりがあるかとの質問に対し、森林利用の効率を高めるために調査を進めていると答弁したのであります。

次に、本法によりいわゆる特賣権が依然繼續されることになるが、北海道では種々の弊害を醸している。政府はこれに対してもいかに考えるかといふ質問であります。が、年期特賣の制度があることで、資力の点で拂下げを受ける者が、いわゆる特賣権は、これを一つの権利と認めている訳ではないとの答弁であります。

次の質疑といたしましては、森林に関する問題で、國有林野事業特別会計が設置されており、最近の經濟狀態から、赤字補填のため職員の給料も拂えぬ状態である。政府はこれをいかに見るかといたり、各當林局間の財政を調節しているのであります。政府はこれに対しまた、完全な地賄いでやつてゐるわけではない、林野局長官が支出席となつたのであります。社会党を代表して水井委員より、本法律案の趣旨は至つて明白であり、北海道林政の基本方針が決定した今日、これを可決するのは当然であると思ふが、北海道の森林が有する特殊性に鑑みまして、

答弁を受けたのであります。
以上、質疑應答中の主要事項をかいりんで御紹介申し上げた次第であります。が、なお、社會党佐竹委員より緊急動議の提出がありまして、本改正法の上程せられたこの機会に、立木千石以上の拂下先に關し本会期中に調査資料を提出すること。

一、政府は農林委員会に對して、立別調査小委員会を設置すること。

木千石以上の拂下先に關し本会期中に調査資料を提出すること。

二、林產特賣内容を調査するため特別調査小委員会を設置すること。

木千石以上の拂下先に關し本会期中に調査資料を提出すること。

三、獎勵苗圃賣の金額國庫負担を行ふこと。

四、町村有財産の賣拂に對する特別措置を講ずること。

以上四点の希望意見を述べ、原案への賛成が表明されたのであります。よつて、ただちに採決を行いましたところ、全員起立、原案の通りこれを可決するに至つた次第でござります。

以上、本法律案を可決するにいたつた辯論について御報告申し上げました

が、御賛成あらんことを希望する次第でござります。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに

もので、衆議院選舉委員会は該監査委員会と連繋をとり、かつ独自の立場をもつてこの問題を處理することとし、右緊急動議を可決いたしました。

で、特別調査小委員会委員として永井、佐竹、野原、萩原、國司の各小委員の決定が、全員の賛成を得て行われたのであります。

本法律案は、十一月八日農林委員会付託となり、十一月二十二日政府よりその提案理由の説明を受け、爾後二回にわたつて審議を行い、十一月二十五日質疑を終了して討論にはいつたのであります。社会党を代表して水井委員より、本法律案の趣旨は至つて明白であり、北海道林政の基本方針が決定した今日、これを可決するのは当然であると思ふが、北海道の森林が有する特殊性に鑑みまして、

第九 北鮮に残留中の邦人救出に関する請願(第三九〇七号)

○議長(松岡駒吉君) 日程第八は、都合によつて一時後回しにいたしたいと思います。御異議ありませんか。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

二、請願の議決理由

本請願は、本人の苦痛及び内地に在る家族の心痛を思う時誠に同情に堪えざるものがあるので、請願の主旨を妥当のものと認め議院の會議に付して採択すべきものと議決した。

なお議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十二年十一月十三日

外務委員長 安東 義良

衆議院議長 松岡駒吉殿

(安東義良君登壇)

○安東義良君 ただいま上程に相なりました請願につきまして、外務委員会

における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

去る十一月十三日、本請願を議題といたしまして委員会を開きました。紹介議員川合彰武君より請願の要旨及び目的を説明せられました。

その説明によりますれば、終戦後北鮮に居住しております同胞、特に総督府関係、司法、警察関係の官吏及び民間地方有力者の多数が、政治犯あるいは惡質前職罪としてすでに刑を執行され、または現在もなお未審理のまま抑留されておる者もあります。これらの人たちは、きわめて悪まれない環境の下にあって、加えて獄舎内の給與の不良、衛生、防寒設備の不備のため、罹病、營養失調により、つぎくと歿死するという悲惨な現状にあるのであります。また受刑者本人の肉体的、精神的苦痛は申すに及ばず、これらの家族の人たちは一家の柱石を失い、かづらいた世情の現在これらの人たちに対する救済も意のとくならず、衣食住は極端に窮屈を告げ、一家離散、罹病、発狂、病死と、次々に悲惨な事実が山積している現状であります。よつて、政府は速やかに、これらの人たちが不法なる措置を受けざるよう、また刑の執行に際しては、でき得れば身委任されるよう特に努力されたいとの説明、要望があつたのであります。

これに対し政府委員の説明を求めましたところ、政府委員よりは、ソ連管下の北鮮に居住していた同胞中、特

に総督府関係その他各官廳に勤務していた官吏は、惡質前職罪として逮捕され、主として朝鮮側の裁判所において起訴され、服罪せしめられて、それで政府としては、これらの人たちがいかなる権限に基いて、またいかなる法律を根拠として裁判をせられているのか、また一般残留者の速やかなる内地送還、拘禁中の者の速やかなる審理、また可能なれば受刑者の内地服役をなし得られるよう盡力方を正式に総司令部に申出でたのであるが、これに對しては、いまだ回答に接していないこと、また北鮮地区には推定八百名の技術者が残留しているが、これらの人たちは比較的優遇されている、しかしながら、これらの人たちの残留は形式上は自由契約となつておるが、引揚者の報告によると、実際は必ずしもそうでない、よつて政府としては、これらの人たちを速やかに帰還せしめられるよう、これまで正式に総司令部を通じし要望しておるのであるが、不幸にして、未だこうした件に関しては回答に接していないといふ説明がありました。

なお、右に開述して種々質疑應答が行われましたが、これら詳細につきましては、会議録に譲りたいと存じます。

かくて委員会といたしましては、本請願につき政府の善處を要望し、本院においてこれを採択し、かつこれを内閣に送付すべきものと認めた次第であ

ります。右、御報告申し上げます。

(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 本請願は委員長報告の通り採択するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて本請願は委員長報告の通り採択するに決しました。

所得稅法の一部を改正する等の法律案(内閣提出)

非職業者特別稅法案(内閣提出)

○安平鹿一君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際、内閣提出、所得稅法の一部を改正する等の法律案及び非職業者特別稅法案の両案を一括議題となし、委員長の報告を求める、その審議を進められんことを望みます。

○議長(松岡駒吉君) 安平君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加されました。

所得稅法の一部を改正する等の法律案、非職業者特別稅法案、右両案を一括して議題といたします。財政及び金融委員長北村徳太郎君。

所得税法の一部を改正する等の法律案、非職業者特別稅法案、右両案を一括して議題といたします。財政及び金融委員長北村徳太郎君。

中第八号を第九号とし、同項第七号の次に次の二号を加える。

八 前各号以外の所得で當利を

目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得

(以下「時所得」という。)は、その年中の総收入金額からその收入を得るために支出した金額を控除した金額の十分の五に相当する金額

五 第九條第一項第八号に規定する所得のうち、贈與、遺贈又は相続に因り取得したものの、生命保險契約に基き死亡を原因として支拂を受けた保険金、傷害保險契約又は損害保險契約に基き支拂を受けた保険金、損害賠償に因り取得したもの、慰籍料その他これらに類するもの

第十條第一項及び第二項中「第八号」を「第九号」に改め、同條第三項中「第八号」を「第九号」に改め、「必要な経費」の下に「又は同項第八号に規定する收入を得るために支出した金額」を加え、同條

に次の二項を加える。

前條第一項第八号及び本條第三項に定めるものの外、一時所得の計算に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

第九條第一項第四号中「十分の二を、十分の二・五」に、「六千円」を「一万二千五百円」に改め、同項

命

「七万円を超える金額 百分の五十七

九万円を超える金額 百分の六十四

十万円を超える金額 百分の五十五

十二万円を超える金額 百分の六十八

十五万円を超える金額 百分の六十六

二十万円を超える金額 百分の六十二

三十五万円を超える金額 百分の八十

五十万円を超える金額 百分の八十二

百万円を超える金額 百分の八十四

五百萬円を超える金額 百分の八十五

條第二項中「前項」と「第一項」に改め、「計算した金額」の下に「前項の規定の適用がある場合においては、同居親族が課税所得金額の合計額の百分の八十に相当する金額」を加え、「同條第一項の次に次の二項を加える。

前項の規定により算出した税額が課税所得金額の百分の八十に相当する金額を超える場合においては、当該超過額に相当する所得税額は、これを免除する。

第十四條第一項中「一百四十円」を「四百八十円」に改める。

第十五條中「(同居親族について)は、所得金額の合計額が五万円」を「が八万円」に改め、「命令の定めるところにより、」を削り、同條に次の二項を加える。

前項の場合において、同居親族の所得金額は、これを合算し、その総額並びに扶養親族の有無及びその数に應じ、別表第一に定める金額を求め、その金額を各々その所得金額に按分して、各々その税額を定める。

同居親族のうちに給與所得又は退職所得を有する者が二人以上あり、且つ、第十二條第五項

の規定を適用したとすれば、當該所得を有する者の当該所得の金額から控除する金額の合計額が四千八百円を超えることとなる場合における前項の同居親族の所得金額の総額は、当該所得の合計額から当該控除金額の金額の総額から当該控除金額の合計額のうち四千八百円を超える金額を控除して計算した金額による。

第二十一条第一項第一号中「五万円」を「八万円」に、同條第二項中「六万円」を「八万円」に改める。

第二十六條第一項第一号中「五万円」を「八万円」に、同條第二項中「給與所得及び退職所得の收入金額退職所得については、收入金額の十分の五に相当する金額」の合計額が三万円を「給與所得の收入金額が八万円」に改め、「命令の規定により第二十一條第四項の規定を用して同居親族についてその給與所得を受けた場合又は第五項の規定により第二十一條第四項の規定を準用して同居親族についてその給與所得を合算する場合においては、三万円以下又は退職所得を有する場合においては、給與所得及び退職所得の收入金額の十分の五に相当する金額」の合計金額が三万円、「その他命令で定める場合」を「(命令で定

める場合を除く。)」に改める。

第三十二條第二項中「命令で定める期限内に」を「命令の定めるところにより、命令で定める期限内に」に改める。

第四十條中「五万円」を「八万円」に改める。

第四十五條第三項中「十日」にあたる日以後に更正又は決定の通知を受けたときは、「(に)」「(に)」を削り、「当該通知を受けた日」を「当該通知をなした日」に改める。

第五十五條第一項中「三銭」を「五銭」に改める。

第五十六條 第三十七條第一項、第三十八條第一項又は第四十條乃至第四十二條の規定により所徴税を徴収せず又は徴収した税金を納付しなかつた者は、これを三年以下の徴収又は徴収しなかつた税金又は徴収する義務がある者が、徴収すべき所得税を徴収しなかつた場合又は徴収した税金を納付しなかつた場合においては、その者は、徴料に處する。

第五十七條第一項、第三十九條第一項又は第四十條乃至第四十二

條の規定により徴収すべき所得税を徴収せず又は徴収した税金を納付しなかつた者は、これを三年以下の徴収又は徴収しなかつた税金又は徴収する義務がある者が、徴収すべき所得税を徴収しなかつた場合又は徴収した税金を納付しなかつた場合においては、その者は、徴料に處する。

第五十九條の二 昭和二十二年分の所得税については、第九條第一項第四号中「十分の二・五」とあるのは「十分の二・一五」「一万余五百円」とあるのは「一万余五百円」である。

第六十九條第一項中「一年」を「三年」に改め、同項の次に次の二項を加える。

第五十五條第一項中「三銭」を「五銭」に改める。

第五十六條 第三十七條第一項、第三十八條第一項又は第四十條乃至第四十二條の規定により所徴税を徴収せず又は徴収した税金を納付しなかつた者は、これを三年以下の徴収又は徴収しなかつた税金又は徴収する義務がある者が、徴収すべき所得税を徴収しなかつた場合又は徴収した税金を納付しなかつた場合においては、その者は、徴料に處する。

第五十七條第一項、第三十九條第一項又は第四十條乃至第四十二

條の規定により徴収すべき所得税を徴収せず又は徴収した税金を納付しなかつた者は、これを三年以下の徴収又は徴収しなかつた税金又は徴収する義務がある者が、徴収すべき所得税を徴収しなかつた場合又は徴収した税金を納付しなかつた場合においては、その者は、徴料に處する。

第五十九條の二 昭和二十二年分の所得税については、第九條第一項第四号中「十分の二・五」とあるのは「十分の二・一五」「一万余五百円」である。

第六十九條第一項中「一年」を「三年」に改め、同條第三項中「第一項」の下に

「又は第二項」と、「税金」の下に「又

り、命令で定める期間に應じ、當ては、命令の定めるところによ

り、命令で定める期間に應じ、當ては、命令の定めるところによ

り、命令で定める期間に應じ、當ては、命令の定めるところによ

り、命令で定める期間に應じ、當ては、命令の定めるところによ

り、命令で定める期間に應じ、當ては、命令の定めるところによ

り、命令で定める期間に應じ、當ては、命令の定めるところによ

らない。

第三十五條第一項の規定は、前項の規定により加算する税額につれて、これを適用する。

第七十四條中「第六十九條第一項」の下に「又は第二項」を加える。

附則第五條の次に次の二條を加える。

第五條の二 公債及び社債(特別の法令により設立された法人で

会社でないものの発行する債券の権利を含む。)の償還に因り受

くべき差益(償還金額から発行

價格を控除した金額に相当する

金額をいう。)については、当分に應じ、「及び」一箇月を経過することとに割り、「百分の五」を「百分の二十五」に改め、但書を削る。

第六十四條第一項中「命令で定めると」とを削り、「百分の五」に改め、同項の次に次の二項を加える。

第三十七条第一項、第三十九條第一項又は第四十條乃至第四十二

條の規定により徴収すべき所得税を徴収せず又は徴収した税金を納付しなかつた者は、これを三年以下の徴収又は徴収しなかつた税金又は徴収する義務がある者が、徴収すべき所得税を徴収しなかつた場合又は徴収した税金を納付しなかつた場合においては、その者は、徴料に處する。

附則第九條の次に次の二條を加える。

第九條の二 昭和二十二年分の所得税については、第九條第一項第四号中「十分の二・五」とあるのは「十分の二・一五」「一万余五百円」である。

第六十九條第一項中「一年」を「三年」に改め、同條第三項中「第一項」の下に

「又は第二項」と、「税金」の下に「又

り、命令で定める期間に應じ、當ては、命令の定めるところによ

別表第一 第十五條の規定による所得稅額表

(一)

所 得 金 額	扶 養 親 族 の 数									
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人
以上未満	稅 額									
4,900円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4,900	5,000	20	0	0	0	0	0	0	0	0
5,000	5,100	40	0	0	0	0	0	0	0	0
5,100	5,200	60	0	0	0	0	0	0	0	0
5,200	5,300	80	0	0	0	0	0	0	0	0
5,300	5,400	100	0	0	0	0	0	0	0	0
5,400	5,500	120	0	0	0	0	0	0	0	0
5,500	5,600	140	0	0	0	0	0	0	0	0
5,600	5,700	160	0	0	0	0	0	0	0	0
5,700	5,800	180	0	0	0	0	0	0	0	0
5,800	5,900	200	0	0	0	0	0	0	0	0
5,900	6,000	220	0	0	0	0	0	0	0	0
6,000	6,100	240	0	0	0	0	0	0	0	0
6,100	6,200	260	0	0	0	0	0	0	0	0
6,200	6,300	280	0	0	0	0	0	0	0	0
6,300	6,400	300	0	0	0	0	0	0	0	0
6,400	6,500	320	0	0	0	0	0	0	0	0
6,500	6,600	340	0	0	0	0	0	0	0	0
6,600	6,700	360	0	0	0	0	0	0	0	0
6,700	6,800	380	0	0	0	0	0	0	0	0
6,800	6,900	400	0	0	0	0	0	0	0	0
6,900	7,000	420	0	0	0	0	0	0	0	0
7,000	7,100	440	0	0	0	0	0	0	0	0
7,100	7,200	460	0	0	0	0	0	0	0	0
7,200	7,300	480	0	0	0	0	0	0	0	0
7,300	7,400	500	20	0	0	0	0	0	0	0
7,400	7,500	520	40	0	0	0	0	0	0	0
7,500	7,600	540	60	0	0	0	0	0	0	0
7,600	7,700	560	80	0	0	0	0	0	0	0
7,700	7,800	580	100	0	0	0	0	0	0	0
7,800	7,900	600	120	0	0	0	0	0	0	0
7,900	8,000	620	140	0	0	0	0	0	0	0
8,000	8,200	640	160	0	0	0	0	0	0	0
8,200	8,400	680	200	0	0	0	0	0	0	0
8,400	8,600	720	240	0	0	0	0	0	0	0
8,600	8,800	760	280	0	0	0	0	0	0	0
8,800	9,000	800	320	0	0	0	0	0	0	0
9,000	9,200	840	360	0	0	0	0	0	0	0
9,200	9,400	880	400	0	0	0	0	0	0	0
9,400	9,600	920	440	0	0	0	0	0	0	0
9,600	9,800	960	480	0	0	0	0	0	0	0
9,800	10,000	1,000	520	40	0	0	0	0	0	0
10,000	10,200	1,040	560	80	0	0	0	0	0	0
10,200	10,400	1,080	600	120	0	0	0	0	0	0
10,400	10,600	1,120	640	160	0	0	0	0	0	0
10,600	10,800	1,160	680	200	0	0	0	0	0	0
10,800	11,000	1,200	720	240	0	0	0	0	0	0
11,000	11,200	1,240	760	280	0	0	0	0	0	0
11,200	11,400	1,280	800	320	0	0	0	0	0	0
11,400	11,600	1,320	840	360	0	0	0	0	0	0
11,600	11,800	1,360	880	400	0	0	0	0	0	0
11,800	12,000	1,400	920	440	0	0	0	0	0	0

(二)

所 得 金 額 以 上 未 満	扶 養 親 族 の 数									
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人
	稅 額									
12,000	12,200	1,440	960	480	0	0	0	0	0	0
12,200	12,400	1,480	1,000	520	40	0	0	0	0	0
12,400	12,600	1,520	1,040	560	80	0	0	0	0	0
12,600	12,800	1,560	1,080	600	120	0	0	0	0	0
12,800	13,000	1,600	1,120	640	160	0	0	0	0	0
13,000	13,200	1,640	1,160	680	200	0	0	0	0	0
13,200	13,400	1,680	1,200	720	240	0	0	0	0	0
13,400	13,600	1,720	1,240	760	280	0	0	0	0	0
13,600	13,800	1,760	1,280	800	320	0	0	0	0	0
13,800	14,000	1,800	1,320	840	360	0	0	0	0	0
14,000	14,200	1,840	1,360	880	400	0	0	0	0	0
14,200	14,400	1,880	1,400	920	440	0	0	0	0	0
14,400	14,600	1,920	1,440	960	480	0	0	0	0	0
14,600	14,800	1,960	1,480	1,000	520	40	0	0	0	0
14,800	15,000	2,000	1,520	1,040	560	80	0	0	0	0
15,000	15,200	2,050	1,570	1,090	610	130	0	0	0	0
15,200	15,400	2,100	1,620	1,140	660	180	0	0	0	0
15,400	15,600	2,150	1,670	1,190	710	230	0	0	0	0
15,600	15,800	2,200	1,720	1,240	760	280	0	0	0	0
15,800	16,000	2,250	1,770	1,290	810	330	0	0	0	0
16,000	16,200	2,300	1,820	1,340	860	380	0	0	0	0
16,200	16,400	2,350	1,870	1,390	910	430	0	0	0	0
16,400	16,600	2,400	1,920	1,440	960	480	0	0	0	0
16,600	16,800	2,450	1,970	1,490	1,010	530	50	0	0	0
16,800	17,000	2,500	2,020	1,540	1,060	580	100	0	0	0
17,000	17,200	2,550	2,070	1,590	1,110	630	150	0	0	0
17,200	17,400	2,600	2,120	1,640	1,160	680	200	0	0	0
17,400	17,600	2,650	2,170	1,690	1,210	730	250	0	0	0
17,600	17,800	2,700	2,220	1,740	1,260	780	300	0	0	0
17,800	18,000	2,750	2,270	1,790	1,310	830	350	0	0	0
18,000	18,200	2,800	2,320	1,840	1,360	880	400	0	0	0
18,200	18,400	2,850	2,370	1,890	1,410	930	450	0	0	0
18,400	18,600	2,900	2,420	1,940	1,460	980	500	20	0	0
18,600	18,800	2,950	2,470	1,990	1,510	1,030	550	70	0	0
18,800	19,000	3,000	2,520	2,040	1,560	1,080	600	120	0	0
19,000	19,200	3,050	2,570	2,090	1,610	1,130	650	170	0	0
19,200	19,400	3,100	2,620	2,140	1,660	1,180	700	220	0	0
19,400	19,600	3,150	2,670	2,190	1,710	1,230	750	270	0	0
19,600	19,800	3,200	2,720	2,240	1,760	1,280	800	320	0	0
19,800	20,000	3,250	2,770	2,290	1,810	1,330	850	370	0	0
20,000	20,200	3,310	2,830	2,350	1,870	1,390	910	430	0	0
20,200	20,400	3,370	2,890	2,410	1,930	1,450	970	490	10	0
20,400	20,600	3,430	2,950	2,470	1,990	1,510	1,030	550	70	0
20,600	20,800	3,490	3,010	2,530	2,050	1,570	1,090	610	130	0
20,800	21,000	3,550	3,070	2,590	2,110	1,630	1,150	670	190	0
21,000	21,200	3,610	3,130	2,650	2,170	1,690	1,210	730	250	0
21,200	21,400	3,670	3,190	2,710	2,230	1,750	1,270	790	310	0
21,400	21,600	3,730	3,250	2,770	2,290	1,810	1,330	850	370	0
21,600	21,800	3,790	3,310	2,830	2,350	1,870	1,390	910	430	0
21,800	22,000	3,850	3,370	2,890	2,410	1,930	1,450	970	490	10

(三)

所 得 金 額	扶 育 親 族 の 数										円
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	
以上未満	税額										
22,000	22,200	3,910	3,430	2,950	2,470	1,990	1,510	1,030	550	70	0
22,200	22,400	3,970	3,490	3,010	2,530	2,050	1,570	1,090	610	130	0
22,400	22,600	4,030	3,550	3,070	2,590	2,110	1,630	1,150	670	190	0
22,600	22,800	4,090	3,610	3,130	2,650	2,170	1,690	1,210	730	250	0
22,800	23,000	4,150	3,670	3,190	2,710	2,230	1,750	1,270	790	310	0
23,000	23,200	4,210	3,730	3,250	2,770	2,290	1,810	1,330	850	370	0
23,200	23,400	4,270	3,790	3,310	2,830	2,350	1,870	1,390	910	430	0
23,400	23,600	4,330	3,850	3,370	2,890	2,410	1,930	1,450	970	490	10
23,600	23,800	4,390	3,910	3,430	2,950	2,470	1,990	1,510	1,030	550	70
23,800	24,000	4,450	3,970	3,490	3,010	2,530	2,050	1,570	1,090	610	130
24,000	24,200	4,510	4,030	3,550	3,070	2,590	2,110	1,630	1,150	670	190
24,200	24,400	4,570	4,090	3,610	3,130	2,650	2,170	1,690	1,210	730	250
24,400	24,600	4,630	4,150	3,670	3,190	2,710	2,230	1,750	1,270	790	310
24,600	24,800	4,690	4,210	3,730	3,250	2,770	2,290	1,810	1,330	850	370
24,800	25,000	4,750	4,270	3,790	3,310	2,830	2,350	1,870	1,390	910	430
25,000	25,200	4,820	4,340	3,860	3,380	2,900	2,420	1,940	1,460	980	500
25,200	25,400	4,890	4,410	3,930	3,450	2,970	2,490	2,010	1,520	1,050	570
25,400	25,600	4,960	4,480	4,000	3,520	3,040	2,560	2,080	1,600	1,120	640
25,600	25,800	5,030	4,550	4,070	3,590	3,110	2,630	2,150	1,670	1,190	710
25,800	26,000	5,100	4,620	4,140	3,660	3,180	2,700	2,220	1,740	1,260	780
26,000	26,200	5,170	4,690	4,210	3,730	3,250	2,770	2,290	1,810	1,330	850
26,200	26,400	5,240	4,760	4,280	3,800	3,320	2,840	2,360	1,880	1,400	920
26,400	26,600	5,310	4,830	4,350	3,870	3,390	2,910	2,430	1,950	1,470	990
26,600	26,800	5,380	4,900	4,420	3,940	3,460	2,980	2,500	2,020	1,540	1,060
26,800	27,000	5,450	4,970	4,490	4,010	3,530	3,050	2,570	2,090	1,610	1,130
27,000	27,200	5,520	5,040	4,560	4,080	3,600	3,120	2,640	2,160	1,680	1,200
27,200	27,400	5,590	5,110	4,630	4,150	3,670	3,190	2,710	2,230	1,750	1,270
27,400	27,600	5,660	5,180	4,700	4,220	3,740	3,260	2,780	2,300	1,820	1,340
27,600	27,800	5,730	5,250	4,770	4,290	3,810	3,330	2,850	2,370	1,890	1,410
27,800	28,000	5,800	5,320	4,840	4,360	3,880	3,400	2,920	2,440	1,960	1,480
28,000	28,200	5,870	5,390	4,910	4,430	3,950	3,470	2,990	2,510	2,030	1,550
28,200	28,400	5,940	5,460	4,980	4,500	4,020	3,540	3,060	2,580	2,100	1,620
28,400	28,600	6,010	5,530	5,050	4,570	4,090	3,610	3,130	2,650	2,170	1,690
28,600	28,800	6,080	5,600	5,120	4,640	4,160	3,680	3,200	2,720	2,240	1,760
28,800	29,000	6,150	5,670	5,190	4,710	4,230	3,750	3,270	2,790	2,310	1,830
29,000	29,200	6,220	5,740	5,260	4,780	4,300	3,820	3,340	2,860	2,380	1,900
29,200	29,400	6,290	5,810	5,330	4,850	4,370	3,890	3,410	2,930	2,450	1,970
29,400	29,600	6,360	5,880	5,400	4,920	4,440	3,960	3,480	3,000	2,520	2,040
29,600	29,800	6,430	5,950	5,470	4,990	4,510	4,030	3,550	3,070	2,590	2,110
29,800	30,000	6,500	6,020	5,540	5,060	4,580	4,100	3,620	3,140	2,660	2,180
30,000	30,500	6,570	6,090	5,610	5,130	4,650	4,170	3,690	3,210	2,730	2,250
30,500	31,000	6,745	6,265	5,785	5,305	4,825	4,345	3,865	3,385	2,905	2,425
31,000	31,500	6,920	6,440	5,960	5,480	5,000	4,520	4,040	3,560	3,080	2,600
31,500	32,000	7,095	6,615	6,135	5,655	5,175	4,695	4,215	3,735	3,255	2,775
32,000	32,500	7,270	6,790	6,310	5,830	5,350	4,875	4,390	3,910	3,430	2,950
32,500	33,000	7,445	6,965	6,485	6,005	5,525	5,045	4,565	4,085	3,605	3,125
33,000	33,500	7,620	7,140	6,660	6,180	5,700	5,220	4,740	4,260	3,780	3,300
33,500	34,000	7,795	7,315	6,835	6,355	5,875	5,395	4,915	4,435	3,955	3,475
34,000	34,500	7,970	7,490	7,010	6,530	6,050	5,570	5,090	4,610	4,130	3,650
34,500	35,000	8,145	7,665	7,185	6,705	6,225	5,745	5,265	4,785	4,305	3,825

(四)

所 得 金 額		扶養親族の数										
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	
以上	未満	税額										
35,000	35,500	8,330	7,850	7,370	6,890	6,410	5,930	5,450	4,970	4,490	4,010	3,530
35,500	36,000	8,530	8,050	7,570	7,090	6,610	6,130	5,650	5,170	4,690	4,210	3,730
36,000	36,500	8,730	8,250	7,770	7,290	6,810	6,330	5,850	5,370	4,890	4,410	3,930
36,500	37,000	8,920	8,450	7,970	7,490	7,010	6,530	6,050	5,570	5,090	4,610	4,130
37,000	37,500	9,130	8,650	8,170	7,690	7,210	6,730	6,250	5,770	5,290	4,810	4,330
37,500	38,000	9,330	8,850	8,370	7,890	7,410	6,930	6,450	5,970	5,490	5,010	4,530
38,000	38,500	9,530	9,050	8,570	8,090	7,610	7,130	6,650	6,170	5,690	5,210	4,730
38,500	39,000	9,730	9,250	8,770	8,290	7,810	7,330	6,850	6,370	5,890	5,410	4,930
39,000	39,500	9,930	9,450	8,970	8,490	8,010	7,530	7,050	6,570	6,090	5,610	5,130
39,500	40,000	10,130	9,650	9,170	8,690	8,210	7,730	7,250	6,770	6,290	5,810	5,330
40,000	40,500	10,330	9,850	9,370	8,890	8,410	7,930	7,450	6,970	6,490	6,010	5,530
40,500	41,000	10,530	10,050	9,570	9,090	8,610	8,130	7,650	7,170	6,690	6,210	5,730
41,000	41,500	10,730	10,250	9,770	9,290	8,810	8,330	7,850	7,370	6,890	6,410	5,930
41,500	42,000	10,930	10,450	9,970	9,490	9,010	8,530	8,050	7,570	7,090	6,610	6,130
42,000	42,500	11,130	10,650	10,170	9,690	9,210	8,730	8,250	7,770	7,290	6,810	6,330
42,500	43,000	11,330	10,850	10,370	9,890	9,410	8,930	8,450	7,970	7,490	7,010	6,530
43,000	43,500	11,530	11,050	10,570	10,090	9,610	9,130	8,650	8,170	7,690	7,210	6,730
43,500	44,000	11,730	11,250	10,770	10,290	9,810	9,330	8,850	8,370	7,890	7,410	6,930
44,000	44,500	11,930	11,450	10,970	10,490	10,010	9,530	9,050	8,570	8,090	7,610	7,130
44,500	45,000	12,130	11,650	11,170	10,690	10,210	9,730	9,250	8,790	8,290	7,810	7,330
45,000	45,500	12,340	11,860	11,380	10,900	10,420	9,940	9,460	8,980	8,500	8,020	7,540
45,500	46,000	12,565	12,085	11,605	11,125	10,645	10,165	9,685	9,205	8,725	8,245	7,765
46,000	46,500	12,790	12,310	11,830	11,350	10,870	10,390	9,910	9,430	8,950	8,470	7,990
46,500	47,000	13,015	12,535	12,055	11,575	11,095	10,615	10,135	9,655	9,175	8,695	8,215
47,000	47,500	13,240	12,760	12,280	11,800	11,320	10,840	10,360	9,880	9,400	8,920	8,440
47,500	48,000	13,465	12,985	12,505	12,025	11,545	11,065	10,585	10,105	9,625	9,145	8,665
48,000	48,500	13,690	13,210	12,730	12,250	11,770	11,290	10,810	10,330	9,850	9,370	8,890
48,500	49,000	13,915	13,435	12,955	12,475	11,995	11,515	11,035	10,555	10,075	9,595	9,115
49,000	49,500	14,140	13,660	13,180	12,700	12,220	11,740	11,260	10,780	10,300	9,820	9,340
49,500	50,000	14,365	13,885	13,405	12,925	12,445	11,965	11,485	11,005	10,525	10,045	9,565
50,000	50,500	14,590	14,110	13,630	13,150	12,670	12,190	11,710	11,230	10,750	10,270	9,790
50,500	51,000	14,815	14,335	13,855	13,375	12,895	12,415	11,935	11,455	10,975	10,495	10,015
51,000	51,500	15,040	14,560	14,080	13,600	13,120	12,640	12,160	11,680	11,200	10,720	10,240
51,500	52,000	15,265	14,785	14,305	13,825	13,345	12,865	12,385	11,905	11,425	10,945	10,465
52,000	52,500	15,490	15,010	14,530	14,050	13,570	13,090	12,610	12,130	11,650	11,170	10,690
52,500	53,000	15,715	15,235	14,755	14,275	13,795	13,315	12,835	12,355	11,875	11,395	10,915
53,000	53,500	15,940	15,460	14,980	14,500	14,020	13,540	13,060	12,580	12,100	11,620	11,140
53,500	54,000	16,165	15,685	15,205	14,725	14,245	13,765	13,285	12,805	12,325	11,845	11,365
54,000	54,500	16,390	15,910	15,430	14,950	14,470	13,990	13,510	13,030	12,550	12,070	11,590
54,500	55,000	16,615	16,135	15,655	15,175	14,695	14,215	13,735	13,255	12,775	12,295	11,815
55,000	55,500	16,850	16,370	15,890	15,410	14,930	14,450	13,970	13,490	13,010	12,530	12,050
55,500	56,000	17,100	16,620	16,140	15,660	15,180	14,700	14,220	13,740	13,260	12,780	12,300
56,000	56,500	17,350	16,870	16,390	15,910	15,430	14,950	14,470	13,990	13,510	13,030	12,550
56,500	57,000	17,600	17,120	16,640	16,160	15,680	15,200	14,720	14,240	13,760	13,280	12,800
57,000	57,500	17,850	17,370	16,890	16,410	15,930	15,450	14,970	14,490	14,010	13,530	13,050
57,500	58,000	18,100	17,620	17,140	16,660	16,180	15,700	15,220	14,740	14,260	13,780	13,300
58,000	58,500	18,350	17,870	17,390	16,910	16,430	15,930	15,450	14,990	14,510	14,030	13,550
58,500	59,000	18,600	18,120	17,640	17,160	16,680	16,200	15,720	15,240	14,760	14,280	13,800
59,000	59,500	18,850	18,370	17,890	17,410	16,930	16,450	15,970	15,490	15,010	14,530	14,050
59,500	60,000	19,100	18,620	18,140	17,660	17,180	16,700	16,220	15,740	15,260	14,780	14,300

(五)

所 得 金 額		扶 養 親 族 の 数									
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人
以上	未 満	税 額									
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
60,000	60,500	19,350	18,870	18,390	17,910	17,430	16,950	16,470	15,990	15,510	15,030
60,500	61,000	19,600	19,120	18,640	18,160	17,680	17,200	16,720	16,240	15,760	15,280
61,000	61,500	19,850	19,370	18,890	18,410	17,930	17,450	16,970	16,490	16,010	15,530
61,500	62,000	20,100	19,620	19,140	18,660	18,180	17,700	17,220	16,740	16,260	15,780
62,000	62,500	20,350	19,870	19,390	18,910	18,430	17,950	17,470	16,990	16,510	16,020
62,500	63,000	20,600	20,120	19,640	19,160	18,680	18,200	17,720	17,240	16,760	16,280
63,000	63,500	20,850	20,370	19,890	19,410	18,930	18,450	17,970	17,490	17,010	16,530
63,500	64,000	21,100	20,620	20,140	19,660	19,180	18,700	18,220	17,740	17,260	16,780
64,000	64,500	21,350	20,870	20,390	19,910	19,430	18,950	18,470	17,990	17,510	17,030
64,500	65,000	21,600	21,120	20,640	20,160	19,680	19,200	18,720	18,240	17,760	17,280
65,000	65,500	21,850	21,370	20,890	20,410	19,930	19,450	18,970	18,490	18,010	17,530
65,500	66,000	22,100	21,620	21,140	20,660	20,180	19,700	19,220	18,740	18,260	17,780
66,000	66,500	22,350	21,870	21,390	20,910	20,430	19,950	19,470	18,990	18,510	18,030
66,500	67,000	22,600	22,120	21,640	21,160	20,680	20,200	19,720	19,240	18,760	18,280
67,000	67,500	22,850	22,370	21,890	21,410	20,930	20,450	19,970	19,490	19,010	18,530
67,500	68,000	23,100	22,620	22,140	21,660	21,180	20,700	20,220	19,740	19,260	18,780
68,000	68,500	23,350	22,870	22,390	21,910	21,430	20,950	20,470	19,990	19,510	19,030
68,500	69,000	23,600	23,120	22,640	22,160	21,680	21,200	20,720	20,240	19,760	19,280
69,000	69,500	23,850	23,370	22,890	22,410	21,930	21,450	20,970	20,490	20,010	19,530
69,500	70,000	24,100	23,620	23,140	22,660	22,180	21,700	21,220	20,740	20,260	19,780
70,000	70,500	24,350	23,870	23,390	22,910	22,430	21,950	21,470	20,990	20,510	20,030
70,500	71,000	24,600	24,120	23,640	23,160	22,680	22,200	21,720	21,240	20,760	20,280
71,000	71,500	24,850	24,370	23,890	23,410	22,930	22,450	21,970	21,490	21,010	20,530
71,500	72,000	25,100	24,620	24,140	23,660	23,180	22,700	22,220	21,740	21,260	20,780
72,000	72,500	25,350	24,870	24,390	23,910	23,430	22,950	22,470	21,990	21,510	21,030
72,500	73,000	25,600	25,120	24,640	24,160	23,680	23,200	22,720	22,240	21,760	21,280
73,000	73,500	25,850	25,370	24,890	24,410	23,930	23,450	22,970	22,490	22,010	21,530
73,500	74,000	26,100	25,620	25,140	24,660	24,180	23,700	23,220	22,740	22,260	21,780
74,000	74,500	26,350	25,870	25,390	24,910	24,430	23,950	23,470	22,990	22,510	22,030
74,500	75,000	26,600	26,120	25,640	25,160	24,680	24,200	23,720	23,240	22,760	22,280
75,000	75,500	26,864	26,384	25,904	25,424	24,944	24,464	23,984	23,504	23,024	22,544
75,500	76,000	27,149	26,669	26,189	25,709	25,229	24,749	24,269	23,789	23,309	22,829
76,000	76,500	27,434	26,954	26,474	25,994	25,514	25,034	24,554	24,074	23,594	23,114
76,500	77,000	27,719	27,239	26,759	26,279	25,799	25,319	24,839	24,359	23,879	23,399
77,000	77,500	28,004	27,524	27,044	26,564	26,084	25,604	25,124	24,644	24,164	23,684
77,500	78,000	28,289	27,809	27,329	26,849	26,369	25,889	25,409	24,929	24,449	23,969
78,000	78,500	28,574	28,094	27,614	27,134	26,654	26,174	25,694	25,214	24,734	24,254
78,500	79,000	28,859	28,379	27,899	27,419	26,939	26,459	25,979	25,499	25,019	24,539
79,000	79,500	29,144	28,664	28,184	27,704	27,224	26,744	26,264	25,784	25,304	24,824
79,500	80,000	29,429	28,949	28,469	27,989	27,509	27,029	26,549	26,069	25,589	25,109
80,000 円		29,714	29,234	28,754	28,274	27,794	27,314	26,834	26,354	25,874	25,394

扶養親族の数が10人を超える場合には、扶養親族の数が10人の場合の税額から、その10人を超える1人ごとに480円を控除した金額

(備考 税額の求め方) まず所得金額に応じて所得金額欄に該当する行を求め、その行と扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交るところに記載されている金額が、その求める税額である。

別表第一の二 第十五條の規定による所得税額表

(一)

所 得 金 額		扶 育 親 族 の 数										
以上	未 満	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
		税										額
円	円											
4,900円未満	4,900	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4,900	5,000	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5,000	5,100	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5,100	5,200	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5,200	5,300	80	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5,300	5,400	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5,400	5,500	120	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5,500	5,600	140	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5,600	5,700	160	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5,700	5,800	180	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5,800	5,900	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5,900	6,000	220	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6,000	6,100	240	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6,100	6,200	260	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6,200	6,300	280	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6,300	6,400	300	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6,400	6,500	320	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6,500	6,600	340	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6,600	6,700	360	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6,700	6,800	380	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6,800	6,900	400	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6,900	7,000	420	80	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7,000	7,100	440	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7,100	7,200	460	120	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7,200	7,300	480	140	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7,300	7,400	500	160	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7,400	7,500	520	180	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7,500	7,600	540	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7,600	7,700	560	220	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7,700	7,800	580	240	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7,800	7,900	600	260	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7,900	8,000	620	280	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8,000	8,200	640	300	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8,200	8,400	660	320	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8,400	8,600	680	340	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8,600	8,800	700	400	40	0	0	0	0	0	0	0	0
8,800	9,000	720	440	80	0	0	0	0	0	0	0	0
9,000	9,200	740	480	120	0	0	0	0	0	0	0	0
9,200	9,400	760	520	160	0	0	0	0	0	0	0	0
9,400	9,600	780	560	200	0	0	0	0	0	0	0	0
9,600	9,800	800	600	240	0	0	0	0	0	0	0	0
9,800	10,000	820	640	280	0	0	0	0	0	0	0	0
10,000	10,200	840	680	320	0	0	0	0	0	0	0	0
10,200	10,400	860	720	360	0	0	0	0	0	0	0	0
10,400	10,600	880	760	400	40	0	0	0	0	0	0	0
10,600	10,800	900	800	440	80	0	0	0	0	0	0	0
10,800	11,000	920	840	480	120	0	0	0	0	0	0	0
11,000	11,200	940	880	520	160	0	0	0	0	0	0	0
11,200	11,400	960	920	560	200	0	0	0	0	0	0	0
11,400	11,600	980	960	600	240	0	0	0	0	0	0	0
11,600	11,800	1,000	1,000	640	280	0	0	0	0	0	0	0
11,800	12,000	1,040	1,040	680	320	0	0	0	0	0	0	0

(二)

所 得 金 額	扶 賽 親 族 の 数										
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
以上	未 満	税 額									
12,000	12,200	1,440	1,030	720	360	0	0	0	0	0	0
12,200	12,400	1,480	1,120	760	400	40	0	0	0	0	0
12,400	12,600	1,520	1,160	800	440	80	0	0	0	0	0
12,600	12,800	1,560	1,200	840	480	120	0	0	0	0	0
12,800	13,000	1,600	1,240	880	520	160	0	0	0	0	0
13,000	13,200	1,640	1,280	920	560	200	0	0	0	0	0
13,200	13,400	1,680	1,320	960	600	240	0	0	0	0	0
13,400	13,600	1,720	1,360	1,000	640	280	0	0	0	0	0
13,600	13,800	1,760	1,400	1,040	680	320	0	0	0	0	0
13,800	14,000	1,800	1,440	1,080	720	360	0	0	0	0	0
14,000	14,200	1,840	1,480	1,120	760	400	40	0	0	0	0
14,200	14,400	1,880	1,520	1,160	800	440	80	0	0	0	0
14,400	14,600	1,920	1,560	1,200	840	480	120	0	0	0	0
14,600	14,800	1,960	1,600	1,240	880	520	160	0	0	0	0
14,800	15,000	2,000	1,640	1,280	920	560	200	0	0	0	0
15,000	15,200	2,050	1,690	1,330	970	610	250	0	0	0	0
15,200	15,400	2,100	1,740	1,380	1,020	660	300	0	0	0	0
15,400	15,600	2,150	1,790	1,430	1,070	710	350	0	0	0	0
15,600	15,800	2,200	1,840	1,480	1,120	760	400	40	0	0	0
15,800	16,000	2,250	1,890	1,530	1,170	810	450	90	0	0	0
16,000	16,200	2,300	1,940	1,530	1,220	860	500	140	0	0	0
16,200	16,400	2,350	1,990	1,630	1,270	910	550	190	0	0	0
16,400	16,600	2,400	2,040	1,680	1,320	960	600	240	0	0	0
16,600	16,800	2,450	2,090	1,730	1,370	1,010	650	290	0	0	0
16,800	17,000	2,500	2,140	1,780	1,420	1,060	700	340	0	0	0
17,000	17,200	2,550	2,190	1,830	1,470	1,110	750	390	30	0	0
17,200	17,400	2,600	2,240	1,880	1,520	1,160	800	440	80	0	0
17,400	17,600	2,650	2,290	1,930	1,570	1,210	850	490	130	0	0
17,600	17,800	2,700	2,340	1,980	1,620	1,260	900	540	180	0	0
17,800	18,000	2,750	2,390	2,030	1,670	1,310	950	590	230	0	0
18,000	18,200	2,800	2,440	2,080	1,720	1,360	1,000	640	280	0	0
18,200	18,400	2,850	2,490	2,130	1,770	1,410	1,050	690	330	0	0
18,400	18,600	2,900	2,540	2,180	1,820	1,460	1,100	740	380	20	0
18,600	18,800	2,950	2,590	2,230	1,870	1,510	1,150	790	430	70	0
18,800	19,000	3,000	2,640	2,280	1,920	1,560	1,200	840	480	120	0
19,000	19,200	3,050	2,690	2,330	1,970	1,610	1,250	890	530	170	0
19,200	19,400	3,100	2,740	2,380	2,020	1,660	1,300	940	580	220	0
19,400	19,600	3,150	2,790	2,430	2,070	1,710	1,350	990	630	270	0
19,600	19,800	3,200	2,840	2,480	2,120	1,760	1,400	1,040	680	320	0
19,800	20,000	3,250	2,890	2,530	2,170	1,810	1,450	1,090	730	370	10
20,000	20,200	3,310	2,950	2,590	2,220	1,870	1,510	1,150	790	430	70
20,200	20,400	3,370	3,010	2,650	2,290	1,930	1,570	1,210	850	490	130
20,400	20,600	3,430	3,070	2,710	2,350	1,990	1,630	1,270	910	550	190
20,600	20,800	3,490	3,130	2,770	2,410	2,050	1,690	1,330	970	610	250
20,800	21,000	3,550	3,190	2,830	2,470	2,110	1,750	1,390	1,030	670	310
21,000	21,200	3,610	3,250	2,890	2,530	2,170	1,810	1,450	1,090	730	370
21,200	21,400	3,670	3,310	2,950	2,590	2,230	1,870	1,510	1,150	790	430
21,400	21,600	3,730	3,370	3,010	2,650	2,290	1,930	1,570	1,210	850	490
21,600	21,800	3,790	3,430	3,070	2,710	2,350	1,990	1,630	1,270	910	550
21,800	22,000	3,850	3,490	3,130	2,770	2,410	2,050	1,690	1,330	970	610

(三)

所 得 金 額		扶 賓 親 族 の 数										
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
以 上	未 滿	稅 額										
22,000	22,200	3,910	3,550	3,190	2,830	2,470	2,110	1,750	1,390	1,030	670	310
22,200	22,400	3,970	3,610	3,250	2,890	2,530	2,170	1,810	1,450	1,090	730	370
22,400	22,600	4,030	3,670	3,310	2,950	2,590	2,230	1,870	1,510	1,150	790	430
22,600	22,800	4,090	3,730	3,370	3,010	2,650	2,290	1,930	1,570	1,210	850	490
22,800	23,000	4,150	3,790	3,430	3,070	2,710	2,350	1,990	1,630	1,270	910	550
23,000	23,200	4,210	3,850	3,490	3,130	2,770	2,410	2,050	1,690	1,330	970	610
23,200	23,400	4,270	3,910	3,550	3,190	2,830	2,470	2,110	1,750	1,390	1,030	670
23,400	23,600	4,330	3,970	3,610	3,250	2,890	2,530	2,170	1,810	1,450	1,090	730
23,600	23,800	4,390	4,030	3,670	3,310	2,950	2,590	2,230	1,870	1,510	1,150	790
23,800	24,000	4,450	4,090	3,730	3,370	3,010	2,650	2,290	1,930	1,570	1,210	850
24,000	24,200	4,510	4,150	3,790	3,430	3,070	2,710	2,350	1,990	1,630	1,270	910
24,200	24,400	4,570	4,210	3,850	3,490	3,130	2,770	2,410	2,050	1,690	1,330	970
24,400	24,600	4,630	4,270	3,910	3,550	3,190	2,830	2,470	2,110	1,750	1,390	1,030
24,600	24,800	4,690	4,330	3,970	3,610	3,250	2,890	2,530	2,170	1,810	1,450	1,090
24,800	25,000	4,750	4,390	4,030	3,670	3,310	2,950	2,590	2,230	1,870	1,510	1,150
25,000	25,200	4,820	4,460	4,100	3,740	3,380	3,020	2,660	2,300	1,940	1,580	1,220
25,200	25,400	4,890	4,530	4,170	3,810	3,450	3,090	2,730	2,370	2,010	1,650	1,290
25,400	25,600	4,960	4,600	4,240	3,880	3,520	3,160	2,800	2,440	2,080	1,720	1,360
25,600	25,800	5,030	4,670	4,310	3,950	3,590	3,230	2,870	2,510	2,150	1,790	1,430
25,800	26,000	5,100	4,740	4,380	4,020	3,660	3,300	2,940	2,580	2,220	1,860	1,500
26,000	26,200	5,170	4,810	4,450	4,090	3,730	3,370	3,010	2,650	2,290	1,930	1,570
26,200	26,400	5,240	4,880	4,520	4,160	3,800	3,440	3,080	2,720	2,360	2,000	1,640
26,400	26,600	5,310	4,950	4,590	4,230	3,870	3,510	3,150	2,790	2,430	2,070	1,710
26,600	26,800	5,380	5,020	4,660	4,300	3,940	3,580	3,220	2,860	2,500	2,140	1,780
26,800	27,000	5,450	5,090	4,730	4,370	4,010	3,650	3,290	2,930	2,570	2,210	1,850
27,000	27,200	5,520	5,160	4,800	4,440	4,080	3,720	3,360	3,000	2,640	2,280	1,920
27,200	27,400	5,590	5,230	4,870	4,510	4,150	3,790	3,430	3,070	2,710	2,350	1,990
27,400	27,600	5,660	5,300	4,940	4,580	4,220	3,860	3,500	3,140	2,780	2,420	2,060
27,600	27,800	5,730	5,370	5,010	4,650	4,290	3,930	3,570	3,210	2,850	2,490	2,130
27,800	28,000	5,800	5,440	5,080	4,720	4,360	4,000	3,640	3,280	2,920	2,560	2,200
28,000	28,200	5,870	5,510	5,150	4,790	4,430	4,070	3,710	3,350	2,990	2,630	2,270
28,200	28,400	5,940	5,580	5,220	4,860	4,500	4,140	3,780	3,420	3,060	2,700	2,340
28,400	28,600	6,010	5,650	5,290	4,930	4,570	4,210	3,850	3,490	3,130	2,770	2,410
28,600	28,800	6,080	5,720	5,360	5,000	4,640	4,280	3,920	3,560	3,200	2,840	2,480
28,800	29,000	6,150	5,790	5,430	5,070	4,710	4,350	3,990	3,630	3,270	2,910	2,550
29,000	29,200	6,220	5,860	5,500	5,140	4,780	4,420	4,060	3,700	3,340	2,980	2,620
29,200	29,400	6,290	5,930	5,570	5,210	4,850	4,490	4,130	3,770	3,410	3,050	2,690
29,400	29,600	6,360	6,000	5,640	5,280	4,920	4,560	4,200	3,840	3,480	3,120	2,760
29,600	29,800	6,430	6,070	5,710	5,350	4,990	4,630	4,270	3,910	3,550	3,190	2,830
29,800	30,000	6,500	6,140	5,780	5,420	5,060	4,700	4,340	3,980	3,620	3,260	2,900
30,000	30,500	6,570	6,210	5,850	5,490	5,130	4,770	4,410	4,050	3,690	3,330	2,970
30,500	31,000	6,745	6,385	6,025	5,665	5,305	4,945	4,585	4,225	3,865	3,505	3,145
31,000	31,500	6,920	6,560	6,200	5,840	5,480	5,120	4,760	4,400	4,040	3,680	3,320
31,500	32,000	7,095	6,735	6,375	6,015	5,655	5,295	4,935	4,575	4,215	3,855	3,495
32,000	32,500	7,270	6,910	6,550	6,190	5,830	5,470	5,110	4,750	4,390	4,030	3,670
32,500	33,000	7,445	7,085	6,725	6,365	6,005	5,645	5,285	4,925	4,565	4,205	3,845
33,000	33,500	7,620	7,260	6,900	6,540	6,180	5,820	5,460	5,100	4,740	4,380	4,020
33,500	34,000	7,795	7,435	7,075	6,715	6,355	5,995	5,635	5,275	4,915	4,555	4,195
34,000	34,500	7,970	7,610	7,250	6,890	6,530	6,170	5,810	5,450	5,090	4,730	4,370
34,500	35,000	8,145	7,785	7,425	7,065	6,705	6,345	5,985	5,625	5,265	4,905	4,545

(四)

所 得 金 額	扶 車 親 族 の 数											
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	
以上未満	税額											
35,000	35,500	6,330	7,970	7,610	7,250	6,890	6,530	6,170	5,810	5,450	5,090	4,730
35,500	36,000	8,530	8,170	7,810	7,450	7,090	6,730	6,370	6,010	5,650	5,290	4,930
36,000	36,500	8,730	8,370	8,010	7,650	7,290	6,930	6,570	6,210	5,850	5,490	5,130
36,500	37,000	8,930	8,570	8,210	7,850	7,490	7,130	6,770	6,410	6,050	5,690	5,330
37,000	37,500	9,130	8,770	8,410	8,050	7,690	7,330	6,970	6,610	6,250	5,890	5,530
37,500	38,000	9,330	8,970	8,610	8,250	7,890	7,530	7,170	6,810	6,450	6,090	5,730
38,000	38,500	9,530	9,170	8,810	8,450	8,090	7,730	7,370	7,010	6,650	6,290	5,930
38,500	39,000	9,730	9,370	9,010	8,650	8,290	7,930	7,570	7,210	6,830	6,490	6,130
39,000	39,500	9,930	9,570	9,210	8,850	8,490	8,130	7,770	7,410	7,050	6,690	6,330
39,500	40,000	10,130	9,770	9,410	9,050	8,690	8,330	7,970	7,610	7,250	6,890	6,530
40,000	40,500	10,330	9,970	9,610	9,250	8,890	8,530	8,170	7,810	7,450	7,090	6,730
40,500	41,000	10,530	10,170	9,810	9,450	9,090	8,730	8,370	8,010	7,650	7,290	6,930
41,000	41,500	10,730	10,370	10,010	9,650	9,290	8,930	8,570	8,210	7,850	7,490	7,130
41,500	42,000	10,930	10,570	10,210	9,850	9,490	9,130	8,770	8,410	8,050	7,690	7,330
42,000	42,500	11,130	10,770	10,410	10,050	9,690	9,330	8,970	8,610	8,250	7,890	7,530
42,500	43,000	11,330	10,970	10,610	10,250	9,890	9,530	9,170	8,810	8,450	8,090	7,730
43,000	43,500	11,530	11,170	10,810	10,450	10,090	9,730	9,370	9,010	8,650	8,290	7,930
43,500	44,000	11,730	11,370	11,010	10,650	10,290	9,930	9,570	9,210	8,850	8,490	8,130
44,000	44,500	11,930	11,570	11,210	10,850	10,490	10,130	9,770	9,410	9,050	8,690	8,330
44,500	45,000	12,130	11,770	11,410	11,050	10,690	10,330	9,970	9,610	9,250	8,890	8,530
45,000	45,500	12,340	11,980	11,620	11,260	10,900	10,540	10,180	9,820	9,460	9,100	8,740
45,500	46,000	12,565	12,205	11,845	11,485	11,125	10,765	10,405	10,045	9,685	9,325	8,965
46,000	46,500	12,790	12,430	12,070	11,710	11,350	10,990	10,630	10,270	9,910	9,550	9,190
46,500	47,000	13,015	12,655	12,295	11,935	11,575	11,215	10,855	10,495	10,135	9,775	9,415
47,000	47,500	13,240	12,880	12,520	12,160	11,800	11,440	11,080	10,720	10,360	10,000	9,640
47,500	48,000	13,465	13,105	12,745	12,385	12,025	11,665	11,305	10,945	10,585	10,225	9,865
48,000	48,500	13,690	13,330	12,970	12,610	12,250	11,890	11,530	11,170	10,810	10,450	10,090
48,500	49,000	13,915	13,555	13,195	12,835	12,475	12,115	11,755	11,395	11,035	10,675	10,315
49,000	49,500	14,140	13,780	13,420	13,060	12,700	12,340	11,980	11,620	11,260	10,900	10,540
49,500	50,000	14,365	14,005	13,645	13,285	12,925	12,565	12,205	11,845	11,485	11,125	10,775
50,000	50,500	14,590	14,230	13,870	13,510	13,150	12,790	12,430	12,070	11,710	11,350	10,990
50,500	51,000	14,815	14,455	14,095	13,735	13,375	13,015	12,655	12,295	11,935	11,575	11,215
51,000	51,500	15,040	14,680	14,320	13,960	13,600	13,240	12,880	12,520	12,160	11,800	11,440
51,500	52,000	15,265	14,905	14,545	14,185	13,825	13,465	13,105	12,745	12,385	12,025	11,665
52,000	52,500	15,490	15,130	14,770	14,410	14,050	13,690	13,330	12,970	12,610	12,250	11,890
52,500	53,000	15,715	15,355	14,995	14,635	14,275	13,915	13,555	13,195	12,835	12,475	12,115
53,000	53,500	15,940	15,580	15,220	14,860	14,500	14,140	13,780	13,420	13,060	12,700	12,340
53,500	54,000	16,165	15,805	15,445	15,085	14,725	14,365	14,005	13,645	13,285	12,925	12,565
54,000	54,500	16,390	16,030	15,670	15,310	14,950	14,590	14,230	13,870	13,510	13,150	12,790
54,500	55,000	16,615	16,255	15,895	15,535	15,175	14,815	14,455	14,095	13,735	13,375	13,015
55,000	55,500	16,850	16,490	16,130	15,770	15,410	15,050	14,690	14,330	13,970	13,610	13,250
55,500	56,000	17,100	16,740	16,380	16,020	15,660	15,300	14,940	14,580	14,220	13,860	13,500
56,000	56,500	17,350	16,990	16,630	16,270	15,910	15,550	15,190	14,830	14,470	14,110	13,750
56,500	57,000	17,600	17,240	16,880	16,520	16,160	15,800	15,440	15,080	14,720	14,360	14,000
57,000	57,500	17,850	17,490	17,130	16,770	16,410	16,050	15,690	15,330	14,970	14,610	14,250
57,500	58,000	18,100	17,740	17,380	17,020	16,660	16,300	15,940	15,580	15,220	14,860	14,500
58,000	58,500	18,350	17,990	17,630	17,270	16,910	16,550	16,190	15,830	15,470	15,110	14,750
58,500	59,000	18,600	18,240	17,880	17,520	17,160	16,800	16,440	16,080	15,720	15,360	15,000
59,000	59,500	18,850	18,490	18,130	17,770	17,410	17,050	16,690	16,330	15,970	15,610	15,250
59,500	60,000	19,100	18,740	18,380	18,020	17,660	17,300	16,940	16,580	16,220	15,860	15,500

(五)

所 得 金 額		扶 養 親 族 の 数										
以 上	未 満	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
		税 額										
60,000	60,500	19,350	18,990	18,630	18,270	17,910	17,550	17,190	16,830	16,470	16,110	15,750
60,500	61,000	19,600	19,240	18,880	18,520	18,160	17,800	17,440	17,080	16,720	16,360	16,000
61,000	61,500	19,850	19,490	19,130	18,770	18,410	18,050	17,690	17,330	16,970	16,610	16,250
61,500	62,000	20,100	19,740	19,380	19,020	18,660	18,300	17,940	17,580	17,220	16,860	16,500
62,000	62,500	20,350	19,990	19,630	19,270	18,910	18,550	18,190	17,830	17,470	17,110	16,750
62,500	63,000	20,600	20,240	19,880	19,520	19,160	18,800	18,440	18,080	17,720	17,360	17,000
63,000	63,500	20,850	20,490	20,130	19,770	19,410	19,050	18,690	18,330	17,970	17,610	17,250
63,500	64,000	21,100	20,740	20,380	20,020	19,660	19,300	18,940	18,580	18,220	17,860	17,500
64,000	64,500	21,350	20,990	20,630	20,270	19,910	19,550	19,190	18,830	18,470	18,110	17,750
64,500	65,000	21,600	21,240	20,880	20,520	20,160	19,800	19,440	19,080	18,720	18,360	18,000
65,000	65,500	21,850	21,490	21,130	20,770	20,410	20,050	19,690	19,330	18,970	18,610	18,250
65,500	66,000	22,100	21,740	21,380	21,020	20,660	20,300	19,940	19,580	19,220	18,860	18,500
66,000	66,500	22,350	21,990	21,630	21,270	20,910	20,550	20,190	19,830	19,470	19,110	18,750
66,500	67,000	22,600	22,240	21,880	21,520	21,160	20,800	20,440	20,080	19,720	19,360	19,000
67,000	67,500	22,850	22,490	22,130	21,770	21,410	21,050	20,690	20,330	19,970	19,610	19,250
67,500	68,000	23,100	22,740	22,380	22,020	21,660	21,300	20,940	20,580	20,220	19,860	19,500
68,000	68,500	23,350	22,990	22,630	22,270	21,910	21,550	21,190	20,830	20,470	20,110	19,750
68,500	69,000	23,600	23,240	22,880	22,520	22,160	21,800	21,440	21,080	20,720	20,360	20,000
69,000	69,500	23,850	23,490	23,130	22,770	22,410	22,050	21,690	21,330	20,970	20,610	20,250
69,500	70,000	24,100	23,740	23,380	23,020	22,660	22,300	21,940	21,580	21,220	20,860	20,500
70,000	70,500	24,350	23,990	23,630	23,270	22,910	22,550	22,190	21,830	21,470	21,110	20,750
70,500	71,000	24,600	24,240	23,880	23,520	23,160	22,800	22,440	22,080	21,720	21,360	21,000
71,000	71,500	24,850	24,490	24,130	23,770	23,410	23,050	22,690	22,330	21,970	21,610	21,250
71,500	72,000	25,100	24,740	24,380	24,020	23,660	23,300	22,940	22,580	22,220	21,860	21,500
72,000	72,500	25,350	24,990	24,630	24,270	23,910	23,550	23,190	22,830	22,470	22,110	21,750
72,500	73,000	25,600	25,240	24,880	24,520	24,160	23,800	23,440	23,080	22,720	22,360	22,000
73,000	73,500	25,850	25,490	25,130	24,770	24,410	24,050	23,690	23,330	22,970	22,610	22,250
73,500	74,000	26,100	25,740	25,380	25,020	24,660	24,300	23,940	23,580	23,220	22,860	22,500
74,000	74,500	26,350	25,990	25,630	25,270	24,910	24,550	24,190	23,830	23,470	23,110	22,750
74,500	75,000	26,600	26,240	25,880	25,520	25,160	24,800	24,440	24,080	23,720	23,360	23,000
75,000	75,500	26,864	26,504	26,144	25,784	25,424	25,064	24,704	24,344	23,984	23,624	23,264
75,500	76,000	27,149	26,789	26,429	26,069	25,709	25,349	24,989	24,629	24,269	23,909	23,549
76,000	76,500	27,434	27,074	26,714	26,354	25,994	25,634	25,274	24,914	24,554	24,194	23,834
76,500	77,000	27,719	27,359	26,999	26,639	26,279	25,919	25,559	25,199	24,839	24,479	24,119
77,000	77,500	28,004	27,644	27,284	26,924	26,564	26,204	25,844	25,484	25,124	24,764	24,404
77,500	78,000	28,289	27,929	27,569	27,209	26,849	26,489	26,129	25,769	25,409	25,049	24,689
78,000	78,500	28,574	28,214	27,854	27,494	27,134	26,774	26,414	26,054	25,694	25,334	24,974
78,500	79,000	28,859	28,499	28,139	27,779	27,419	27,059	26,699	26,339	25,979	25,619	25,259
79,000	79,500	29,144	28,784	28,424	28,064	27,704	27,344	26,984	26,624	26,264	25,904	25,544
79,500	80,000	29,429	29,069	28,709	28,349	27,989	27,629	27,269	26,909	26,549	26,189	25,829
80,000円		29,714	29,354	28,994	28,634	28,274	27,914	27,554	27,194	26,834	26,474	26,114

扶養親族の数が10人を超える場合には、扶養親族の数が10人の場合の税額から、その10人を超える1人ごとに360円を控除した金額

(備考 税額の求め方) まず所得金額に応じて所得金額欄に該当する行を求め、その行と扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交るところに記載されている金額が、その求める税額である。

別表第二 第三十八條第一項第一号及び第四号の規定による所得税源泉徴収額表

1 給與所得月額表(一)

その月の給 與の金額	甲 第三十八條第一項第一号の規定による税額										乙 第三 十八條第 一項第四 号の規定 による税 額	
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人		
以上未満	税額											
円 600円未満	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	
600	650	10	0	0	0	0	0	0	0	0	90	
650	700	17	0	0	0	0	0	0	0	0	97	
700	750	25	0	0	0	0	0	0	0	0	105	
750	800	32	0	0	0	0	0	0	0	0	112	
800	850	40	0	0	0	0	0	0	0	0	120	
850	900	47	7	0	0	0	0	0	0	0	127	
900	950	55	15	0	0	0	0	0	0	0	135	
950	1,000	62	22	0	0	0	0	0	0	0	142	
1,000	1,050	70	30	0	0	0	0	0	0	0	150	
1,050	1,100	77	37	0	0	0	0	0	0	0	157	
1,100	1,150	85	45	5	0	0	0	0	0	0	165	
1,150	1,200	92	52	12	0	0	0	0	0	0	173	
1,200	1,250	100	60	20	0	0	0	0	0	0	183	
1,250	1,300	107	67	27	0	0	0	0	0	0	192	
1,300	1,350	115	75	35	0	0	0	0	0	0	201	
1,350	1,400	122	82	42	2	0	0	0	0	0	211	
1,400	1,450	130	90	50	10	0	0	0	0	0	220	
1,450	1,500	137	97	57	17	0	0	0	0	0	229	
1,500	1,550	145	105	65	25	0	0	0	0	0	239	
1,550	1,600	152	112	72	32	0	0	0	0	0	248	
1,600	1,650	160	120	80	40	0	0	0	0	0	258	
1,650	1,700	167	127	87	47	7	0	0	0	0	267	
1,700	1,750	176	136	96	56	16	0	0	0	0	278	
1,750	1,800	186	146	106	66	26	0	0	0	0	289	
1,800	1,850	195	155	115	75	35	0	0	0	0	300	
1,850	1,900	204	164	124	84	44	4	0	0	0	312	
1,900	1,950	214	174	134	94	54	14	0	0	0	323	
1,950	2,000	223	183	143	103	63	23	0	0	0	334	
2,000	2,050	233	193	153	113	73	33	0	0	0	345	
2,050	2,100	242	202	162	122	82	42	2	0	0	357	
2,100	2,150	251	211	171	131	91	51	11	0	0	368	
2,150	2,200	261	221	181	141	101	61	21	0	0	379	
2,200	2,250	270	230	190	150	110	70	30	0	0	390	
2,250	2,300	282	242	202	162	122	82	42	2	0	402	
2,300	2,350	293	253	213	173	133	93	53	13	0	416	
2,350	2,400	304	264	224	184	144	104	64	24	0	429	
2,400	2,450	315	275	235	195	155	115	75	35	0	442	
2,450	2,500	327	287	247	207	167	127	87	47	7	455	
2,500	2,550	338	298	258	218	178	138	98	58	0	468	
2,550	2,600	349	309	269	229	189	149	109	69	29	0	481
2,600	2,650	360	320	280	240	200	160	120	80	40	0	494
2,650	2,700	372	332	292	252	212	172	132	92	52	12	507
2,700	2,750	383	343	303	263	223	183	143	103	63	23	521
2,750	2,800	394	354	314	274	234	194	154	114	74	34	534
2,800	2,850	407	367	327	287	247	207	167	127	87	47	547
2,850	2,900	420	380	340	300	260	220	180	140	100	60	560
2,900	2,950	433	393	353	313	273	233	193	153	113	73	573
2,950	3,000	446	406	366	326	286	246	206	166	126	86	586
3,000	3,050	459	419	379	339	299	259	219	179	139	99	599

イ 月額表(二)

その月の給 與の金額	甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											第三十九回 第十八條第 一項第一号の規定 による税額	
	扶養親族の数												
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
以上未満	税額											第三十九回 第十八條第 一項第一号の規定 による税額	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
3,050	3,100	472	432	392	352	312	272	232	192	152	112	72	
3,100	3,150	486	446	406	366	326	286	246	206	166	126	86	
3,150	3,200	499	459	419	379	339	299	259	219	179	139	99	
3,200	3,250	512	472	432	392	352	312	272	232	192	152	112	
3,250	3,300	525	485	445	405	365	325	285	245	205	165	125	
3,300	3,350	538	488	458	418	378	338	298	258	218	178	138	
3,350	3,400	551	511	471	431	391	351	311	271	231	191	151	
3,400	3,450	564	524	484	444	404	364	324	284	244	204	164	
3,450	3,500	577	537	497	457	417	377	337	297	257	217	177	
3,500	3,550	591	551	511	471	431	391	351	311	271	231	191	
3,550	3,600	604	564	524	484	444	404	364	324	284	244	204	
3,600	3,650	617	577	537	497	457	417	377	337	297	257	217	
3,650	3,700	630	590	550	510	470	430	390	350	310	270	230	
3,700	3,750	643	603	563	523	483	443	403	363	323	283	243	
3,750	3,800	656	616	576	536	496	456	416	376	336	296	256	
3,800	3,850	669	629	589	549	509	469	429	389	349	309	269	
3,850	3,900	682	642	602	562	522	482	442	402	362	322	282	
3,900	3,950	697	657	617	577	537	497	457	417	377	337	297	
3,950	4,000	712	672	632	592	552	512	472	432	392	352	312	
4,000	4,050	727	687	647	607	567	527	487	447	407	367	327	
4,050	4,100	742	702	662	622	582	542	502	462	422	382	342	
4,100	4,150	757	717	677	637	597	557	517	477	437	397	357	
4,150	4,200	772	732	692	652	612	572	532	492	452	412	372	
4,200	4,250	790	750	710	670	630	590	550	510	470	430	390	
4,250	4,300	810	770	730	690	650	610	570	530	490	450	410	
4,300	4,350	830	790	750	710	670	630	590	550	510	470	430	
4,350	4,400	850	810	770	730	690	650	610	570	530	490	450	
4,400	4,450	870	830	790	750	710	670	630	590	550	510	470	
4,450	4,500	890	850	810	770	730	690	650	610	570	530	490	
4,500	4,550	910	870	830	790	750	710	670	630	590	550	510	
4,550	4,600	930	890	850	810	770	730	690	650	610	570	530	
4,600	4,650	950	910	870	830	790	750	710	670	630	590	550	
4,650	4,700	970	930	890	850	810	770	730	690	650	610	570	
4,700	4,750	990	950	910	870	830	790	750	710	670	630	590	
4,750	4,800	1,010	970	930	890	850	810	770	730	690	650	610	
4,800	4,850	1,031	991	951	911	871	831	791	751	711	671	631	
4,850	4,900	1,054	1,014	974	934	894	854	814	774	734	694	654	
4,900	4,950	1,076	1,036	996	956	916	876	836	796	756	716	676	
4,950	5,000	1,099	1,059	1,019	979	939	899	859	819	779	739	699	
5,000	5,050	1,121	1,081	1,041	1,001	961	921	881	841	801	761	721	
5,050	5,100	1,144	1,104	1,064	1,024	984	944	904	864	824	784	744	
5,100	5,150	1,166	1,126	1,086	1,046	1,006	966	926	886	846	806	766	
5,150	5,200	1,189	1,149	1,109	1,069	1,029	989	949	909	869	829	789	
5,200	5,250	1,211	1,171	1,131	1,091	1,051	1,011	971	931	891	851	811	
5,250	5,300	1,234	1,194	1,154	1,114	1,074	1,034	994	954	914	874	834	
5,300	5,350	1,256	1,216	1,176	1,136	1,096	1,056	1,016	976	936	896	856	
5,350	5,400	1,279	1,289	1,199	1,159	1,119	1,079	1,039	999	959	919	879	
5,400	5,450	1,301	1,261	1,221	1,181	1,141	1,101	1,061	1,021	981	941	901	
5,450	5,500	1,324	1,284	1,244	1,204	1,164	1,124	1,084	1,044	1,004	964	924	
5,500	5,550	1,346	1,306	1,266	1,226	1,186	1,146	1,106	1,066	1,026	986	946	

イ 月額表(三)

その月の 給與の金額	甲 第三十八條第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八條第 一項第四 号の規定 による税額	
	扶養親族の数												
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
以上	未満	税額											
5,550	5,600	1,369	1,329	1,289	1,249	1,209	1,169	1,129	1,089	1,049	1,009	969	1,566
5,600	5,650	1,391	1,351	1,311	1,271	1,231	1,191	1,151	1,111	1,071	1,031	991	1,591
5,650	5,700	1,416	1,376	1,336	1,296	1,256	1,216	1,176	1,136	1,096	1,056	1,016	1,616
5,700	5,750	1,441	1,401	1,361	1,321	1,281	1,241	1,201	1,161	1,121	1,081	1,041	1,641
5,750	5,800	1,466	1,426	1,386	1,346	1,306	1,266	1,226	1,186	1,146	1,106	1,066	1,666
5,800	5,850	1,491	1,451	1,411	1,371	1,331	1,291	1,251	1,211	1,171	1,131	1,091	1,691
5,850	5,900	1,516	1,476	1,436	1,396	1,356	1,316	1,276	1,236	1,196	1,156	1,116	1,716
5,900	5,950	1,541	1,501	1,461	1,421	1,381	1,341	1,301	1,261	1,221	1,181	1,141	1,741
5,950	6,000	1,566	1,526	1,486	1,446	1,406	1,366	1,326	1,286	1,246	1,206	1,166	1,766
6,000	6,050	1,591	1,551	1,511	1,471	1,431	1,391	1,351	1,311	1,271	1,231	1,191	1,791
6,050	6,100	1,616	1,576	1,536	1,496	1,456	1,416	1,376	1,336	1,296	1,256	1,216	1,816
6,100	6,150	1,641	1,601	1,561	1,521	1,481	1,441	1,401	1,361	1,321	1,281	1,241	1,841
6,150	6,200	1,666	1,626	1,586	1,546	1,506	1,466	1,426	1,386	1,346	1,306	1,266	1,866
6,200	6,250	1,691	1,651	1,611	1,571	1,531	1,491	1,451	1,411	1,371	1,331	1,291	1,891
6,250	6,300	1,716	1,676	1,636	1,596	1,556	1,516	1,476	1,436	1,396	1,356	1,316	1,916
6,300	6,350	1,741	1,701	1,661	1,621	1,581	1,541	1,501	1,461	1,421	1,381	1,341	1,941
6,350	6,400	1,766	1,726	1,686	1,646	1,606	1,566	1,526	1,486	1,446	1,406	1,366	1,966
6,400	6,450	1,791	1,751	1,711	1,671	1,631	1,591	1,551	1,511	1,471	1,431	1,391	1,991
6,450	6,500	1,816	1,776	1,736	1,696	1,656	1,616	1,576	1,526	1,496	1,456	1,416	2,016
6,500	6,550	1,841	1,801	1,761	1,721	1,681	1,641	1,601	1,561	1,521	1,481	1,441	2,041
6,550	6,600	1,866	1,826	1,786	1,746	1,706	1,666	1,626	1,586	1,546	1,506	1,466	2,066
6,600	6,650	1,891	1,851	1,811	1,771	1,731	1,691	1,651	1,611	1,571	1,531	1,491	2,091
6,650	6,700	1,916	1,876	1,836	1,796	1,756	1,716	1,676	1,636	1,596	1,556	1,516	2,116
6,700	6,750	1,941	1,901	1,861	1,821	1,781	1,741	1,701	1,661	1,621	1,581	1,541	2,141
6,750	6,800	1,966	1,926	1,886	1,846	1,806	1,766	1,726	1,686	1,646	1,606	1,566	2,166
6,800	6,850	1,991	1,951	1,911	1,871	1,831	1,791	1,751	1,711	1,671	1,631	1,591	2,191
6,850	6,900	2,016	1,976	1,936	1,896	1,856	1,816	1,776	1,736	1,696	1,656	1,616	2,216
6,900	6,950	2,041	2,001	1,961	1,921	1,881	1,841	1,801	1,761	1,721	1,681	1,641	2,242
6,950	7,000	2,066	2,026	1,986	1,946	1,906	1,866	1,826	1,786	1,746	1,706	1,666	2,271
7,000	7,050	2,091	2,051	2,011	1,971	1,931	1,891	1,851	1,811	1,771	1,731	1,691	2,299
7,050	7,100	2,116	2,076	2,036	1,996	1,956	1,916	1,876	1,836	1,796	1,756	1,716	2,326
7,100	7,150	2,141	2,101	2,061	2,021	1,981	1,941	1,901	1,861	1,821	1,781	1,741	2,356
7,150	7,200	2,166	2,126	2,086	2,046	2,006	1,966	1,926	1,886	1,846	1,806	1,766	2,385
7,200	7,250	2,191	2,151	2,111	2,071	2,031	1,991	1,951	1,911	1,871	1,831	1,791	2,413
7,250	7,300	2,216	2,176	2,136	2,096	2,056	2,016	1,976	1,936	1,896	1,856	1,816	2,442
7,300円		2,242	2,202	2,162	2,122	2,082	2,042	2,002	1,962	1,922	1,882	1,842	2,470
7,300円を超える金額		7,300円の場合の税額に、給與の金額のうち7,300円を超える金額の57%に相当する金額を加算した金額											
扶養親族の数が10人を超える場合には、扶養親族の数が10人の場合の税額から、その10人を超える1人ごとに40円を控除した金額													

(備考 税額の求め方) まず給與の金額に應じて給與の金額欄に該当する行を求め、その行と扶養親族の数に應じて求めた該当欄との交るところに記載されている金額が、その求める税額である。

別表第二 第三十八條第一項第一号及び第四号の規定による所得税源泉徴収額表
ロ 給與所得 半月額表(一)

その半月の 給與の金額	甲 第三十八條第一項第一号の規定による税額											第三 十八條第 一項第 四号の規 定による税 額	
	扶養親族の数												
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
以上未満	税額											給與の金額 の15%に相当する金額 円	
300円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	45.00	
300	325	5.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	48.50	
325	350	8.50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	52.50	
350	375	12.50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	56.00	
375	400	16.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	60.00	
400	425	20.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	63.50	
425	450	23.50	3.50	0	0	0	0	0	0	0	0	67.50	
450	475	27.50	7.50	0	0	0	0	0	0	0	0	71.00	
475	500	31.00	11.00	0	0	0	0	0	0	0	0	75.00	
500	525	35.00	15.00	0	0	0	0	0	0	0	0	80.00	
525	550	38.50	18.50	0	0	0	0	0	0	0	0	82.50	
550	575	42.50	22.50	2.00	0	0	0	0	0	0	0	86.50	
575	600	46.00	26.00	6.50	0	0	0	0	0	0	0	91.50	
600	625	50.00	30.00	10.00	0	0	0	0	0	0	0	96.00	
625	650	53.50	33.50	13.50	0	0	0	0	0	0	0	100.50	
650	675	57.50	37.50	17.50	0	0	0	0	0	0	0	105.50	
675	700	61.00	41.00	21.00	1.00	0	0	0	0	0	0	110.00	
700	725	65.00	45.00	25.00	5.00	0	0	0	0	0	0	114.50	
725	750	68.50	48.50	28.50	8.50	0	0	0	0	0	0	119.50	
750	775	72.50	52.50	32.50	12.50	0	0	0	0	0	0	124.00	
775	800	76.00	56.00	36.00	16.00	0	0	0	0	0	0	129.00	
800	825	80.00	60.00	40.00	20.00	0	0	0	0	0	0	133.50	
825	850	83.50	63.50	43.50	23.50	3.50	0	0	0	0	0	139.00	
850	875	88.00	68.00	48.00	28.00	8.00	0	0	0	0	0	144.50	
875	900	93.00	73.00	53.00	33.00	13.00	0	0	0	0	0	150.00	
900	925	97.50	77.50	57.50	37.50	17.50	0	0	0	0	0	156.00	
925	950	102.00	82.00	62.00	42.00	22.00	2.00	0	0	0	0	161.50	
950	975	107.00	87.00	67.00	47.00	27.00	7.00	0	0	0	0	167.00	
975	1,000	111.50	91.50	71.50	51.50	31.50	11.50	0	0	0	0	172.50	
1,000	1,025	116.50	96.50	76.50	56.50	36.50	16.50	0	0	0	0	178.50	
1,025	1,050	121.00	101.00	81.00	61.00	41.00	21.00	1.00	0	0	0	184.00	
1,050	1,075	125.50	105.50	85.50	65.50	45.50	25.50	5.50	0	0	0	190.50	
1,075	1,100	130.50	110.50	90.50	70.50	50.50	30.50	10.50	0	0	0	195.00	
1,100	1,125	135.00	115.00	95.00	75.00	55.00	35.00	15.00	0	0	0	201.00	
1,125	1,150	141.00	121.00	101.00	81.00	61.00	41.00	21.00	1.00	0	0	208.00	
1,150	1,175	146.50	126.50	106.50	86.50	66.50	46.50	26.50	6.50	0	0	214.50	
1,175	1,200	152.00	132.00	112.00	92.00	72.00	52.00	32.00	12.00	0	0	221.00	
1,200	1,225	157.50	137.50	117.50	97.50	77.50	57.50	37.50	17.50	0	0	227.50	
1,225	1,250	163.50	143.50	123.50	103.50	83.50	63.50	43.50	23.50	3.50	0	234.00	
1,250	1,275	169.00	149.00	129.00	109.00	89.00	69.00	49.00	29.00	9.00	0	240.50	
1,275	1,300	174.50	154.50	134.50	114.50	94.50	74.50	54.50	34.50	14.50	0	247.00	
1,300	1,325	180.00	160.00	140.00	120.00	100.00	80.00	60.00	40.00	20.00	0	253.50	
1,325	1,350	186.00	166.00	146.00	126.00	106.00	86.00	66.00	46.00	26.00	6.00	260.50	
1,350	1,375	191.50	171.50	151.50	131.50	111.50	91.50	71.50	51.50	31.50	11.50	267.00	
1,375	1,400	197.00	177.00	157.00	137.00	117.00	97.00	77.00	57.00	37.00	17.00	273.50	
1,400	1,425	203.50	183.50	163.50	143.50	123.50	103.50	83.50	63.50	43.50	23.50	280.00	
1,425	1,450	210.00	190.00	170.00	150.00	130.00	110.00	90.00	70.00	50.00	30.00	286.50	
1,450	1,475	216.50	196.50	176.50	156.50	136.50	116.50	96.50	76.50	56.50	36.50	293.00	
1,475	1,500	223.00	203.00	183.00	163.00	143.00	123.00	103.00	83.00	63.00	43.00	299.50	
1,500	1,525	229.50	209.50	189.50	169.50	149.50	129.50	109.50	89.50	69.50	49.50	305.00	

ロ 半月額表(二)

その半月の 給與の金額	甲 第三十八條第一項第一号の規定による税額										乙 第三十八條第一項第二号の規定による税額		
	扶養親族の数												
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人			
以上未満	税額												
1,525	1,550	236.00	216.00	196.00	176.00	156.00	136.00	116.00	96.00	76.00	56.00	36.00	306.00
1,550	1,575	243.00	223.00	203.00	183.00	163.00	143.00	123.00	103.00	83.00	63.00	43.00	313.00
1,575	1,600	249.50	229.50	209.50	189.50	169.50	149.50	129.50	109.50	89.50	69.50	49.50	319.50
1,600	1,625	256.00	236.00	216.00	196.00	176.00	156.00	136.00	116.00	96.00	76.00	56.00	326.00
1,625	1,650	262.50	242.50	222.50	202.50	182.50	162.50	142.50	122.50	102.50	82.50	62.50	332.50
1,650	1,675	269.00	249.00	229.00	209.00	189.00	169.00	149.00	129.00	109.00	89.00	69.00	339.00
1,675	1,700	275.50	255.50	235.50	215.50	195.50	175.50	155.50	135.50	115.50	95.50	75.50	346.00
1,700	1,725	282.00	262.00	242.00	222.00	202.00	182.00	162.00	142.00	122.00	102.00	82.00	353.50
1,725	1,750	288.50	268.50	248.50	228.50	208.50	188.50	168.50	148.50	128.50	108.50	88.50	361.00
1,750	1,775	295.50	275.50	255.50	235.50	215.50	195.50	175.50	155.50	135.50	115.50	95.50	368.50
1,775	1,800	302.00	282.00	262.00	242.00	222.00	202.00	182.00	162.00	142.00	122.00	102.00	376.00
1,800	1,825	308.50	288.50	268.50	248.50	228.50	208.50	188.50	168.50	148.50	128.50	108.50	383.50
1,825	1,850	315.00	295.00	275.00	255.00	235.00	215.00	195.00	175.00	155.00	135.00	115.00	391.00
1,850	1,875	321.50	301.50	281.50	261.50	241.50	221.50	201.50	181.50	161.50	141.50	121.50	398.50
1,875	1,900	328.00	308.00	288.00	268.00	248.00	228.00	208.00	188.00	168.00	148.00	128.00	406.00
1,900	1,925	334.50	314.50	294.50	274.50	254.50	234.50	214.50	194.50	174.50	154.50	134.50	413.50
1,925	1,950	341.00	321.00	301.00	281.00	261.00	241.00	221.00	201.00	181.00	161.00	141.00	421.00
1,950	1,975	348.50	328.50	308.50	288.50	268.50	248.50	228.50	208.50	188.50	168.50	148.50	428.50
1,975	2,000	356.00	336.00	316.00	296.00	276.00	256.00	236.00	216.00	196.00	176.00	156.00	436.00
2,000	2,025	363.50	343.50	323.50	303.50	283.50	263.50	243.50	223.50	203.50	183.50	163.50	443.50
2,025	2,050	371.00	351.00	331.00	311.00	291.00	271.00	251.00	231.00	211.00	191.00	171.00	451.00
2,050	2,075	378.50	358.50	338.50	318.50	298.50	278.50	258.50	238.50	218.50	198.50	178.50	458.50
2,075	2,100	386.00	366.00	346.00	326.00	306.00	286.00	266.00	246.00	226.00	206.00	186.00	466.00
2,100	2,125	395.00	375.00	355.00	335.00	315.00	295.00	275.00	255.00	235.00	215.00	195.00	475.00
2,125	2,150	405.00	385.00	365.00	345.00	325.00	305.00	285.00	265.00	245.00	225.00	205.00	485.00
2,150	2,175	415.00	395.00	375.00	355.00	335.00	315.00	295.00	275.00	255.00	235.00	215.00	495.00
2,175	2,200	425.00	405.00	385.00	365.00	345.00	325.00	305.00	285.00	265.00	245.00	225.00	505.00
2,200	2,225	435.00	415.00	395.00	375.00	355.00	335.00	315.00	295.00	275.00	255.00	235.00	515.50
2,225	2,250	445.00	425.00	405.00	385.00	365.00	345.00	325.00	305.00	285.00	265.00	245.00	527.00
2,250	2,275	455.00	435.00	415.00	395.00	375.00	355.00	335.00	315.00	295.00	275.00	255.00	538.00
2,275	2,300	465.00	445.00	425.00	405.00	385.00	365.00	345.00	325.00	305.00	285.00	265.00	549.50
2,300	2,325	475.00	455.00	435.00	415.00	395.00	375.00	355.00	335.00	315.00	295.00	275.00	560.50
2,325	2,350	485.00	465.00	445.00	425.00	405.00	385.00	365.00	345.00	325.00	305.00	285.00	572.00
2,350	2,375	495.00	475.00	455.00	435.00	415.00	395.00	375.00	355.00	335.00	315.00	295.00	583.00
2,375	2,400	505.00	485.00	465.00	445.00	425.00	405.00	385.00	365.00	345.00	325.00	305.00	594.50
2,400	2,425	515.50	495.50	475.50	455.50	435.50	415.50	395.50	375.50	355.50	335.50	315.50	605.50
2,425	2,450	527.00	507.00	487.00	467.00	447.00	427.00	407.00	387.00	367.00	347.00	327.00	617.00
2,450	2,475	538.00	518.00	498.00	478.00	458.00	438.00	418.00	398.00	378.00	358.00	338.00	628.00
2,475	2,500	549.50	529.50	509.50	489.50	469.50	449.50	429.50	409.50	389.50	369.50	349.50	639.50
2,500	2,525	560.50	540.50	520.50	500.50	480.50	460.50	440.50	420.50	400.50	380.50	360.50	650.50
2,525	2,550	572.00	552.00	532.00	512.00	492.00	472.00	452.00	432.00	412.00	392.00	372.00	662.00
2,550	2,575	583.00	563.00	543.00	523.00	503.00	483.00	463.00	443.00	423.00	403.00	383.00	673.00
2,575	2,600	594.50	574.50	554.50	534.50	514.50	494.50	474.50	454.50	434.50	414.50	394.50	684.50
2,600	2,625	605.50	585.50	565.50	545.50	525.50	505.50	485.50	465.50	445.50	425.50	405.50	695.50
2,625	2,650	617.00	597.00	577.00	557.00	537.00	517.00	497.00	477.00	457.00	437.00	417.00	708.00
2,650	2,675	628.00	608.00	588.00	568.00	548.00	528.00	508.00	488.00	468.00	448.00	428.00	720.50
2,675	2,700	639.50	619.50	599.50	579.50	559.50	539.50	519.50	499.50	479.50	459.50	439.50	733.00
2,700	2,725	650.50	630.50	610.50	590.50	570.50	550.50	530.50	510.50	490.50	470.50	450.50	745.50
2,725	2,750	662.00	642.00	622.00	602.00	582.00	562.00	542.00	522.00	502.00	482.00	462.00	756.00
2,750	2,775	673.00	653.00	633.00	613.00	593.00	573.00	553.00	533.00	513.00	493.00	473.00	770.50

口 半月額表(三)

その半月の給與の金額	甲 第三十八條第一項第一号の規定による税額											乙 第三十八條第一項第四号の規定による税額	
	扶養親族の数												
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
以上未満	税額											扶養親族の数が10人を超える場合の税額に、給與の金額のうち3,650円を超える金額の57%に相当する金額を加算した金額	
2,775	2,800	684.50	664.50	644.50	624.50	604.50	584.50	564.50	544.50	524.50	504.50	484.50	783.00
2,800	2,825	695.50	675.50	655.50	635.50	615.50	595.50	575.50	555.50	535.50	515.50	495.50	795.50
2,825	2,850	708.00	688.00	668.00	648.00	628.00	608.00	588.00	568.00	548.00	528.00	508.00	808.00
2,850	2,875	720.50	700.50	680.50	660.50	640.50	620.50	600.50	580.50	560.50	540.50	520.50	820.50
2,875	2,900	733.00	713.00	693.00	673.00	653.00	633.00	613.00	593.00	573.00	553.00	533.00	833.00
2,900	2,925	745.50	725.50	705.50	685.50	665.50	645.50	625.50	605.50	585.50	565.50	545.50	845.50
2,925	2,950	758.00	738.00	718.00	698.00	678.00	658.00	638.00	618.00	598.00	578.00	558.00	858.00
2,950	2,975	770.50	750.50	730.50	710.50	690.50	670.50	650.50	630.50	610.50	590.50	570.50	870.50
2,975	3,000	783.00	763.00	743.00	723.00	703.00	683.00	663.00	643.00	623.00	603.00	583.00	883.00
3,000	3,025	795.50	775.50	755.50	735.50	715.50	695.50	675.50	655.50	635.50	615.50	595.50	895.50
3,025	3,050	808.00	788.00	768.00	748.00	728.00	708.00	688.00	668.00	648.00	628.00	608.00	908.00
3,050	3,075	820.50	800.50	780.50	760.50	740.50	720.50	700.50	680.50	660.50	640.50	620.50	920.50
3,075	3,100	833.00	813.00	793.00	773.00	753.00	733.00	712.00	692.00	672.00	652.00	632.00	933.00
3,100	3,125	845.50	825.50	805.50	785.50	765.50	745.50	725.50	705.50	685.50	665.50	645.50	945.50
3,125	3,150	858.00	838.00	818.00	798.00	778.00	758.00	738.00	718.00	698.00	678.00	658.00	958.00
3,150	3,175	870.50	850.50	830.50	810.50	790.50	770.50	750.50	730.50	710.50	690.50	670.50	970.50
3,175	3,200	883.00	863.00	843.00	823.00	803.00	783.00	763.00	743.00	723.00	703.00	683.00	983.00
3,200	3,225	895.50	875.50	855.50	835.50	815.50	795.50	775.50	755.50	735.50	715.50	695.50	995.50
3,225	3,250	908.00	888.00	868.00	848.00	828.00	808.00	788.00	768.00	748.00	728.00	708.00	1,008.00
3,250	3,275	920.50	900.50	880.50	860.50	840.50	820.50	800.50	780.50	760.50	740.50	720.50	1,020.50
3,275	3,300	933.00	913.00	893.00	873.00	853.00	833.00	813.00	793.00	773.00	753.00	733.00	1,033.00
3,300	3,325	945.50	925.50	905.50	885.50	865.50	845.50	825.50	805.50	785.50	765.50	745.50	1,045.50
3,325	3,350	958.00	938.00	918.00	898.00	878.00	858.00	838.00	818.00	798.00	778.00	758.00	1,058.00
3,350	3,375	970.50	950.50	930.50	910.50	890.50	870.50	850.50	830.50	810.50	790.50	770.50	1,070.50
3,375	3,400	983.00	963.00	943.00	923.00	903.00	883.00	863.00	843.00	823.00	803.00	783.00	1,083.00
3,400	3,425	995.50	975.50	955.50	935.50	915.50	895.50	875.50	855.50	835.50	815.50	795.50	1,095.50
3,425	3,450	1,008.00	988.00	968.00	948.00	928.00	908.00	888.00	868.00	848.00	828.00	808.00	1,108.00
3,450	3,475	1,020.50	1,000.50	980.50	960.50	940.50	920.50	900.50	880.50	860.50	840.50	820.50	1,121.00
3,475	3,500	1,033.00	1,013.00	993.00	973.00	953.00	933.00	913.00	893.00	873.00	853.00	833.00	1,135.50
3,500	3,525	1,045.50	1,025.50	1,005.50	985.50	965.50	945.50	925.50	905.50	885.50	865.50	845.50	1,149.50
3,525	3,550	1,058.00	1,038.00	1,018.00	998.00	978.00	958.00	938.00	918.00	898.00	878.00	858.00	1,164.00
3,550	3,575	1,070.50	1,050.50	1,030.50	1,010.50	990.50	970.50	950.50	930.50	910.50	890.50	870.50	1,178.00
3,575	3,600	1,083.00	1,063.00	1,043.00	1,023.00	1,003.00	983.00	963.00	943.00	923.00	903.00	883.00	1,192.50
3,600	3,625	1,095.50	1,075.50	1,055.50	1,035.50	1,015.50	995.50	975.50	955.50	935.50	915.50	895.50	1,206.50
3,625	3,650	1,108.00	1,088.00	1,068.00	1,048.00	1,028.00	1,008.00	988.00	968.00	948.00	928.00	908.00	1,221.00
3,650円	1,121.00	1,101.00	1,081.00	1,061.00	1,041.00	1,021.00	1,001.00	981.00	961.00	941.00	921.00	1,235.00	
3,650円を超える金額	3,650円の場合の税額に、給與の金額のうち3,650円を超える金額の57%に相当する金額を加算した金額												

(備考 税額の求め方) まず給與の金額に応じて給與の金額欄に該当する行を求め、その行と扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交るところに記載されている金額が、その求める税額である。

別表第三 第三十八條第一項第一号及び第四号の規定による所得税源泉徴収額表

八 紿與所得 旬額表(一)

その旬の 給與の金額	甲 第三十八條第一項第一号の規定による税額												
	扶養親族の数												
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
以上未満	税額												
200円未満	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0		
200 円	220	3.20	0	0	0	0	0	0	0	0	30.00		
220	240	6.20	0	0	0	0	0	0	0	0	33.00		
240	260	9.20	0	0	0	0	0	0	0	0	36.00		
260	280	12.20	0	0	0	0	0	0	0	0	39.00		
280	300	15.20	1.80	0	0	0	0	0	0	0	42.00		
300	320	18.20	4.80	0	0	0	0	0	0	0	45.00		
320	340	21.20	7.80	0	0	0	0	0	0	0	48.00		
340	360	24.20	10.80	0	0	0	0	0	0	0	51.00		
360	380	27.20	13.80	40	0	0	0	0	0	0	54.00		
380	400	30.20	16.80	3.40	0	0	0	0	0	0	57.20		
400	420	33.20	19.80	6.40	0	0	0	0	0	0	61.00		
420	440	36.20	22.80	9.40	0	0	0	0	0	0	64.70		
440	460	39.20	25.80	12.40	0	0	0	0	0	0	68.50		
460	480	42.20	28.80	15.40	2.00	0	0	0	0	0	72.20		
480	500	45.20	31.80	18.40	5.00	0	0	0	0	0	76.00		
500	520	48.20	34.80	21.40	8.00	0	0	0	0	0	79.70		
520	540	51.20	37.80	24.40	11.00	0	0	0	0	0	83.50		
540	560	54.20	40.80	27.40	14.00	.60	0	0	0	0	87.20		
560	580	57.50	44.10	30.70	17.30	3.90	0	0	0	0	91.10		
580	600	61.20	47.80	34.40	21.00	7.60	0	0	0	0	95.60		
600	620	65.00	51.60	38.20	24.80	11.40	0	0	0	0	100.10		
620	640	68.70	55.30	41.90	28.50	15.10	1.70	0	0	0	104.60		
640	660	72.50	59.10	45.70	32.30	18.90	5.50	0	0	0	109.10		
660	680	76.20	62.80	49.40	36.00	22.60	9.20	0	0	0	113.60		
680	700	80.00	66.60	53.20	39.80	26.40	13.00	0	0	0	118.10		
700	720	83.70	70.30	56.90	43.50	30.10	16.70	3.30	0	0	122.60		
720	740	87.50	74.10	60.70	47.30	33.90	20.50	7.10	0	0	127.10		
740	760	91.40	78.00	64.60	51.20	37.80	24.40	11.00	0	0	131.60		
760	780	95.90	82.50	69.10	55.70	42.30	28.90	15.50	2.10	0	136.80		
780	800	100.40	87.00	73.60	60.20	46.80	33.40	20.00	6.60	0	0	142.00	
800	820	104.90	91.50	78.10	64.70	51.30	37.90	24.50	11.10	0	0	147.30	
820	840	109.40	96.00	82.60	69.20	55.80	42.40	29.00	15.60	2.20	0	152.50	
840	860	113.90	100.50	87.10	73.70	60.30	46.90	33.50	20.10	6.70	0	157.80	
860	880	118.40	105.00	91.60	78.20	64.80	51.40	38.00	24.60	11.20	0	163.00	
880	900	122.90	109.50	96.10	82.70	69.30	55.90	42.50	29.10	15.70	2.30	0	168.30
900	920	127.40	114.00	100.60	87.20	73.80	60.40	47.00	33.60	20.20	6.80	0	173.50
920	940	131.90	118.50	105.10	91.70	78.30	64.90	51.50	38.10	24.70	11.30	0	178.80
940	960	137.10	123.70	110.30	96.90	83.50	70.10	56.70	43.30	29.90	16.50	3.10	184.00
960	980	142.40	129.00	115.60	102.20	88.80	75.40	62.00	48.60	35.20	21.80	8.40	189.30
980	1,000	147.60	134.20	120.80	107.40	94.00	80.60	67.20	53.80	40.40	27.00	13.60	194.50
1,000	1,020	152.90	139.50	126.10	112.70	99.30	85.90	72.50	59.10	45.70	32.20	18.90	199.80
1,020	1,040	158.10	144.70	131.30	117.90	104.50	91.10	77.70	64.30	50.90	37.50	24.10	205.00
1,040	1,060	163.40	150.00	136.60	123.20	109.80	96.40	83.00	69.60	56.20	42.80	29.40	210.30
1,060	1,080	168.60	155.20	141.80	128.40	115.00	101.60	88.20	74.80	61.40	48.00	34.60	215.50

ハ 旬額表(二)

その旬の給與の金額	甲 第三十九條第一項第一号の規定による税額										第三十九條第四号の規定による税額		
	扶養親族の数												
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人			
以上未満	税額												
1,080	1,100	173.90	160.50	147.10	133.70	120.30	106.90	93.50	80.10	66.70	53.30	39.90	220.80
1,100	1,120	179.10	165.70	152.30	138.90	125.50	112.10	98.70	85.30	71.90	58.50	45.10	226.00
1,120	1,140	184.40	171.00	157.60	144.20	130.80	117.40	104.00	90.60	77.20	63.80	50.40	231.50
1,140	1,160	189.60	176.20	162.80	149.40	136.00	122.60	109.20	95.80	82.40	69.00	55.60	237.50
1,160	1,180	194.90	181.50	168.10	154.70	141.30	127.90	114.50	101.10	87.70	74.30	60.90	243.50
1,180	1,200	200.10	186.70	173.30	159.90	146.50	133.10	119.70	106.30	92.90	79.50	66.10	249.50
1,200	1,220	205.40	192.00	178.60	165.20	151.80	138.40	125.60	111.60	98.20	84.80	71.40	255.50
1,220	1,240	210.60	197.20	183.80	170.40	157.00	143.60	130.20	116.80	103.40	90.00	76.60	261.50
1,240	1,260	215.90	202.50	189.10	175.70	162.30	148.90	135.50	122.10	108.70	95.30	81.90	267.50
1,260	1,280	221.10	207.70	194.30	180.90	167.50	154.10	140.70	127.30	113.90	100.50	87.10	273.50
1,280	1,300	226.40	213.00	199.60	186.20	172.80	159.40	146.00	132.60	119.20	105.80	92.40	279.50
1,300	1,320	231.90	218.50	205.10	191.70	178.30	164.90	151.50	138.10	124.70	111.30	97.90	285.50
1,320	1,340	237.90	224.50	211.10	197.70	184.30	170.90	157.50	144.10	130.70	117.30	103.90	291.50
1,340	1,360	243.90	210.50	217.10	203.70	190.30	176.90	163.50	150.10	136.70	123.30	109.90	297.50
1,360	1,380	249.90	236.50	223.10	209.70	196.30	182.90	169.50	156.10	142.70	129.30	115.90	303.50
1,380	1,400	255.90	242.50	229.10	215.70	202.30	188.90	175.50	162.10	148.70	135.30	121.90	309.50
1,400	1,420	262.70	249.30	235.90	222.50	209.10	195.70	182.30	168.90	155.50	142.10	128.70	316.30
1,420	1,440	270.70	257.30	243.90	230.50	217.10	203.70	190.30	176.90	163.50	150.10	136.70	324.30
1,440	1,460	278.70	265.30	251.90	238.50	225.10	211.70	198.30	184.90	171.50	158.10	144.70	332.30
1,460	1,480	286.70	273.30	259.90	246.50	233.10	219.70	206.30	192.90	179.50	166.10	152.70	340.30
1,480	1,500	294.70	281.30	267.90	254.50	241.10	227.70	214.30	200.90	187.50	174.10	160.70	349.20
1,500	1,520	302.70	289.30	275.90	262.50	249.10	235.70	222.30	208.90	195.50	182.10	163.70	353.20
1,520	1,540	310.70	297.30	283.90	270.50	257.10	243.70	230.30	216.90	203.50	190.10	176.70	367.20
1,540	1,560	318.70	305.30	291.90	278.50	265.10	251.70	238.30	224.90	211.50	198.10	184.70	376.20
1,560	1,580	326.70	313.30	299.90	286.50	273.10	259.70	246.30	232.90	219.50	206.10	192.70	385.20
1,580	1,600	334.70	321.30	307.90	294.50	281.10	267.70	254.30	240.90	227.50	214.10	200.70	394.20
1,600	1,620	342.90	329.50	316.10	302.70	289.30	275.90	262.50	249.10	235.70	222.30	208.90	403.20
1,620	1,640	351.90	338.50	325.10	311.70	298.30	284.90	271.50	258.10	244.70	231.30	217.90	412.20
1,640	1,660	360.90	347.50	334.10	320.70	307.30	293.90	280.50	267.10	253.70	240.30	226.90	421.20
1,660	1,680	369.90	356.50	343.10	329.70	316.30	302.90	289.50	276.10	262.70	249.30	235.90	430.20
1,680	1,700	378.90	365.50	352.10	338.70	325.30	311.90	298.50	285.10	271.70	258.30	244.90	439.20
1,700	1,720	387.90	374.50	361.10	347.70	334.30	320.90	307.50	294.10	280.70	267.30	253.90	448.20
1,720	1,740	396.90	383.50	370.10	356.70	343.30	329.90	316.50	303.10	289.70	276.30	262.90	457.20
1,740	1,760	405.90	392.50	379.10	365.70	352.30	338.90	325.50	312.10	298.70	285.30	271.90	466.20
1,760	1,780	414.90	401.50	388.10	374.70	361.30	347.90	334.50	321.10	307.70	294.30	280.90	476.70
1,780	1,800	423.90	410.50	397.10	383.70	370.30	356.90	343.50	330.10	316.70	303.30	289.90	486.70
1,800	1,820	432.90	419.50	406.10	392.70	379.30	365.90	352.50	339.10	325.70	312.20	293.90	496.70
1,820	1,840	441.90	428.50	415.10	401.70	388.30	374.90	361.50	348.10	334.70	321.30	307.90	506.70
1,840	1,860	450.90	437.50	424.10	410.70	397.30	383.90	370.50	357.10	343.70	330.30	316.90	516.70
1,860	1,880	459.90	446.50	433.10	419.70	406.30	392.90	379.50	366.10	352.70	339.30	323.90	526.70
1,880	1,900	469.70	456.30	442.90	429.50	416.10	402.70	389.30	375.90	362.50	349.10	335.70	536.70
1,900	1,920	479.70	466.30	452.90	439.50	426.10	412.70	399.30	386.90	372.50	359.10	345.70	546.70
1,920	1,940	489.70	476.30	462.90	449.50	436.10	422.70	409.30	395.90	382.50	369.10	355.70	556.70
1,940	1,960	498.70	486.30	472.90	459.50	446.10	432.70	419.30	405.90	392.50	379.10	365.70	566.70
1,960	1,980	5,370	496.30	482.90	469.50	456.10	442.70	429.30	415.90	402.50	389.10	375.70	576.70

八 旬額表(三)

その旬の給與の金額	甲 第三十八條第一項第一号の規定による税額										乙 第三十八條第一項第四号の規定による税額		
	扶養親族の数	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人		
以上	未満	税額											
1,980	2,000	519.70	506.30	492.90	479.50	466.10	452.70	439.30	425.90	412.50	399.10	385.70	586.70
2,000	2,020	529.70	516.30	502.90	489.50	476.10	462.70	449.30	435.90	422.50	409.10	395.70	596.70
2,020	2,040	539.70	526.30	512.90	499.50	486.10	472.70	459.30	445.90	432.50	419.10	405.70	606.70
2,040	2,060	549.70	536.30	522.90	509.50	496.10	482.70	469.30	455.90	442.50	429.10	415.70	616.70
2,060	2,080	559.70	546.30	532.90	519.50	506.10	492.70	479.30	465.90	452.50	439.10	425.70	626.70
2,080	2,100	569.70	556.30	542.90	529.50	516.10	502.70	489.30	475.90	462.50	449.10	435.70	636.70
2,100	2,120	579.70	566.30	552.90	539.50	526.10	512.70	499.30	485.90	472.50	459.10	445.70	646.70
2,120	2,140	589.70	576.30	562.90	549.50	536.10	522.70	509.30	495.90	482.50	469.10	455.70	656.70
2,140	2,160	599.70	586.30	572.90	559.50	546.10	532.70	519.30	505.90	492.50	479.10	465.70	666.70
2,160	2,180	609.70	596.30	582.90	569.50	556.10	542.70	529.30	515.90	502.50	489.10	475.70	676.70
2,180	2,200	619.70	606.30	592.90	579.50	566.10	552.70	539.30	525.90	512.50	499.10	485.70	686.70
2,200	2,220	629.70	616.30	602.90	589.50	576.10	562.70	549.30	535.90	522.50	509.10	495.70	696.70
2,220	2,240	639.70	626.30	612.90	599.50	586.10	572.70	559.30	545.90	532.50	519.10	505.70	706.70
2,240	2,260	649.70	636.30	622.90	609.50	596.10	582.70	569.30	555.90	542.50	529.10	515.70	716.70
2,260	2,280	659.70	646.30	632.90	619.50	606.10	592.70	579.30	565.90	552.50	539.10	525.70	726.70
2,280	2,300	669.70	656.30	642.90	629.50	616.10	602.70	589.30	575.90	562.50	549.10	535.70	736.70
2,300	2,320	679.70	666.30	652.90	639.50	626.10	612.70	599.30	585.90	572.50	559.10	545.70	746.90
2,320	2,340	689.70	676.30	662.90	649.50	636.10	622.70	609.30	595.90	582.50	569.10	555.70	758.30
2,340	2,360	699.70	686.30	672.90	659.50	646.10	632.70	619.30	605.90	592.50	579.10	565.70	769.70
2,360	2,380	709.70	696.30	682.90	669.50	656.10	642.70	629.30	615.90	602.50	589.10	575.70	781.10
2,380	2,400	719.70	706.30	692.90	679.50	666.10	652.70	639.30	625.90	612.50	599.10	585.70	792.50
2,400	2,420	729.70	716.30	702.90	689.50	676.10	662.70	649.30	635.90	622.50	609.10	595.70	808.90
2,420	2,440	739.70	726.30	712.90	699.50	686.10	672.70	659.30	645.90	632.50	619.10	605.70	815.30
2,440	2,460	750.40	737.00	723.60	710.20	696.80	683.40	670.00	656.60	643.20	629.80	616.40	826.70
2,460	2,480	761.80	748.40	735.00	721.60	708.20	694.80	681.40	668.00	654.60	641.20	627.80	838.10
2,480	2,500	773.20	759.80	746.40	733.00	719.60	706.20	692.80	679.40	666.00	652.60	639.20	849.50
2,500		784.60	771.20	757.80	744.40	731.00	717.60	704.20	690.80	677.40	664.00	650.60	860.90
2,500 円を超える金額		2,500 円の場合の税額に、給與の金額のうち 2,500 円を超える金額の 57% に相当する金額を加算した金額											
扶養親族の数が 10人 を超える場合には、扶養親族の数が 10人 の場合の税額から、その 10人 を超える 1人 ごとに 13円 40銭 を控除した金額													

(備考 税額の求め方) まず給與の金額に応じて給與の金額欄に該当する行を求め、その行と扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交るところに記載されている金額が、その求める税額である。

別表第二 第三十八条第一項第一号及び第四号の規定による所得税源泉徴収額表
ニ 給與所得 遅額表(一)

その週の 給與の金額	甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額										乙 第三十八条第一項第四号の規定による税額	
	扶養親族の数											
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	
以上	未滿	税額										
円 130円未満	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	
130	140	.70	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
140	150	2.20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
150	160	3.70	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
160	170	5.20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
170	180	6.70	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
180	190	8.20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
190	200	9.70	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
200	210	11.20	1.40	0	0	0	0	0	0	0	0	
210	220	12.70	2.90	0	0	0	0	0	0	0	0	
220	230	14.20	4.40	0	0	0	0	0	0	0	0	
230	240	15.70	5.90	0	0	0	0	0	0	0	0	
240	250	17.20	7.40	0	0	0	0	0	0	0	0	
250	260	18.70	8.90	0	0	0	0	0	0	0	0	
260	270	20.20	10.40	.60	0	0	0	0	0	0	0	
270	280	21.70	11.90	2.10	0	0	0	0	0	0	0	
280	290	23.20	13.40	3.60	0	0	0	0	0	0	0	
290	300	24.70	14.90	5.10	0	0	0	0	0	0	0	
300	310	26.20	16.40	6.60	0	0	0	0	0	0	0	
310	320	27.70	17.90	8.10	0	0	0	0	0	0	0	
320	330	29.20	19.40	9.60	0	0	0	0	0	0	0	
330	340	30.70	20.90	11.10	1.30	0	0	0	0	0	0	
340	350	32.20	22.40	12.60	2.80	0	0	0	0	0	0	
350	360	33.70	23.90	14.10	4.30	0	0	0	0	0	0	
360	370	35.20	25.40	15.60	5.80	0	0	0	0	0	0	
370	380	36.70	26.90	17.10	7.30	0	0	0	0	0	0	
380	390	38.20	28.40	18.60	8.80	0	0	0	0	0	0	
390	400	39.60	29.80	20.00	10.20	.40	0	0	0	0	0	
400	410	41.50	31.70	21.90	12.10	2.30	0	0	0	0	0	
410	420	43.40	33.60	23.80	14.00	4.20	0	0	0	0	0	
420	430	45.30	35.50	25.70	15.90	6.10	0	0	0	0	0	
430	440	47.10	37.30	27.50	17.70	7.90	0	0	0	0	0	
440	450	49.00	39.20	29.40	19.60	9.80	0	0	0	0	0	
450	460	50.90	41.10	31.30	21.50	11.70	1.90	0	0	0	0	
460	470	52.80	43.00	33.20	23.40	13.60	3.80	0	0	0	0	
470	480	54.60	44.80	35.00	25.20	15.40	5.60	0	0	0	0	
480	490	56.50	46.70	36.90	27.10	17.30	7.50	0	0	0	0	
490	500	58.40	48.60	38.80	29.00	19.20	9.40	0	0	0	0	
500	510	60.30	50.50	40.70	30.90	21.10	11.30	1.50	0	0	0	
510	520	62.10	52.30	42.50	32.70	22.90	13.10	3.30	0	0	0	
520	530	64.20	54.40	44.60	34.80	25.00	15.20	5.40	0	0	0	
530	540	66.40	56.60	46.80	37.00	27.20	17.40	7.60	0	0	0	
540	550	68.70	58.90	49.10	39.30	29.50	19.70	9.90	.10	0	0	
550	560	70.90	61.10	51.30	41.50	31.70	21.90	12.10	2.30	0	0	
560	570	73.20	63.40	53.60	43.80	34.00	24.20	14.40	4.60	0	0	
570	580	75.40	65.60	55.80	46.00	36.20	26.40	16.60	6.80	0	0	

ニ 週額表(二)

その週の 給與の金額	甲 第三十八條第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八條第 一項第四 号の規定 による税 額	
	扶養親族の数												
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
以上	未満	税	額										
580	590	77.70	67.90	58.10	48.30	38.50	28.70	18.90	9.10	0	0	103.40	
590	600	79.90	70.10	60.30	50.50	40.70	30.90	21.10	11.30	1.50	0	111.00	
600	610	82.20	72.40	62.60	52.80	43.00	33.20	23.40	13.60	3.80	0	113.60	
610	620	84.40	74.60	64.80	55.00	45.20	35.40	25.60	15.80	6.00	0	116.20	
620	630	86.70	76.90	67.10	57.30	47.50	37.70	27.90	18.10	8.30	0	118.90	
630	640	88.90	79.10	69.30	59.50	49.70	39.90	30.10	20.30	10.50	.70	121.50	
640	650	91.20	81.40	71.60	61.80	52.00	42.20	32.40	22.60	12.80	3.00	124.10	
650	660	93.80	84.00	74.20	64.40	54.60	44.80	35.00	25.20	15.40	5.60	126.70	
660	670	96.50	86.70	76.90	67.10	57.30	47.50	37.70	27.90	18.10	8.30	129.40	
670	680	99.10	89.30	79.50	69.70	59.90	50.10	40.30	30.50	20.70	10.90	1.10	132.00
680	690	101.70	91.90	82.10	72.30	62.50	52.70	42.90	33.10	23.30	13.50	3.70	134.60
690	700	104.30	94.50	84.70	74.90	65.10	55.30	45.50	35.70	25.90	16.10	6.30	137.20
700	710	107.00	97.20	87.40	77.60	67.80	58.00	48.20	38.40	28.60	18.80	9.00	139.90
710	720	109.60	99.80	90.00	80.20	70.40	60.60	50.80	41.00	31.20	21.40	11.60	142.50
720	730	112.20	102.40	92.60	82.80	73.00	63.20	53.40	43.60	33.80	24.00	14.20	145.10
730	740	114.80	105.00	95.20	85.40	75.60	65.80	56.00	46.20	36.40	26.60	16.80	147.70
740	750	117.50	107.70	97.90	88.10	78.30	68.50	58.70	48.90	39.10	29.30	19.50	150.40
750	760	120.10	110.30	100.50	90.70	80.90	71.10	61.30	51.50	41.70	31.90	22.10	153.00
760	770	122.70	112.90	103.10	93.30	83.50	73.70	63.90	54.10	44.30	34.50	24.70	155.60
770	780	125.30	115.50	105.70	95.90	86.10	76.30	66.50	56.70	46.90	37.10	27.30	158.20
780	790	128.00	118.20	108.40	98.60	88.80	79.00	69.20	59.40	49.60	39.80	30.00	160.70
790	800	130.60	120.80	111.00	101.20	91.40	81.60	71.80	62.00	52.20	42.40	32.60	163.70
800	810	133.20	123.40	113.60	103.80	94.00	84.20	74.40	64.60	54.80	45.00	35.20	166.70
810	820	135.80	126.00	116.20	106.40	96.60	86.80	77.00	67.20	57.40	47.60	37.80	169.70
820	830	138.50	128.70	118.90	109.10	99.30	89.50	79.70	69.90	60.10	50.30	40.50	172.70
830	840	141.10	131.30	121.50	111.70	101.90	92.10	82.30	72.50	62.70	52.90	43.10	175.70
840	850	143.70	133.90	124.10	114.30	104.50	94.70	84.90	75.10	65.30	55.50	45.70	178.70
850	860	146.30	136.50	126.70	116.90	107.10	97.30	87.50	77.70	67.90	58.10	48.30	181.70
860	870	149.00	139.20	129.40	119.60	109.80	100.00	90.20	80.40	70.60	68.80	51.00	184.70
870	880	151.60	141.80	132.00	122.20	112.40	102.60	92.80	83.00	73.20	63.40	53.60	187.70
880	890	154.20	144.40	134.60	124.80	115.00	105.20	95.40	85.60	75.80	66.00	56.20	190.70
890	900	156.80	147.00	137.20	127.40	117.60	107.80	98.00	88.20	78.40	68.60	58.80	193.70
900	910	159.50	149.70	139.90	130.10	120.30	110.50	100.70	90.90	81.10	71.30	61.50	196.70
910	920	162.10	152.30	142.50	132.70	122.90	113.10	103.30	93.50	83.70	73.90	64.10	199.70
920	930	165.10	155.30	145.50	135.70	125.90	116.10	106.30	96.50	86.70	76.90	67.10	202.70
930	940	168.10	158.30	148.50	138.70	128.90	119.10	109.30	99.50	89.70	79.90	70.10	205.70
940	950	171.10	161.30	151.50	141.70	131.90	122.10	112.30	102.50	92.70	82.90	73.10	208.70
950	960	174.10	164.30	154.50	144.70	134.90	125.10	115.30	105.50	95.70	85.90	76.10	211.70
960	970	177.10	167.30	157.50	147.70	137.90	128.10	118.30	108.50	98.70	88.90	79.10	214.70
970	980	180.10	170.30	160.50	150.70	140.90	131.10	121.30	111.50	101.70	91.90	82.10	217.70
980	990	183.90	174.10	164.30	154.50	144.70	134.90	125.10	115.30	105.50	95.70	85.90	221.50
990	1,000	187.90	178.10	168.30	158.50	148.70	138.90	129.10	119.30	109.50	99.70	89.90	225.50
1,000	1,010	191.90	182.10	172.30	162.50	152.70	142.90	133.10	123.30	113.50	103.70	93.90	229.50
1,010	1,020	195.90	186.10	176.30	166.50	156.70	146.90	137.10	127.30	117.50	107.70	97.90	233.50
1,020	1,030	199.90	190.10	180.30	170.50	160.70	150.90	141.10	131.30	121.50	111.70	101.90	237.50

二 週額表(三)

その週の 給與の金額	甲 第三十八條第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八條第 一項第四 号の規定 による税 額	
	扶養親族の数												
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
以上未滿	税額											第三 十八條第 一項第四 号の規定 による税 額	
1,030	1,040	203.90	194.10	184.30	174.50	164.70	154.90	145.10	135.30	125.50	115.70	105.90	242.00
1,040	1,050	207.90	198.10	188.30	178.50	168.70	158.90	149.10	139.30	129.50	119.70	109.90	246.50
1,050	1,060	211.90	202.10	192.30	182.50	172.70	162.90	153.10	143.30	133.50	123.70	113.90	251.00
1,060	1,070	215.90	206.10	196.30	186.50	176.70	166.90	157.10	147.30	137.50	127.70	117.90	255.50
1,070	1,080	219.90	210.10	200.30	190.50	180.70	170.90	161.10	151.30	141.50	131.70	121.90	260.00
1,080	1,090	223.90	214.10	204.30	194.50	184.70	174.90	165.10	155.30	145.50	135.70	125.90	264.50
1,090	1,100	227.90	218.10	208.30	198.50	188.70	178.90	169.10	159.30	149.50	139.70	129.90	269.00
1,100	1,110	231.90	222.10	212.30	202.50	192.70	182.90	173.10	163.30	153.50	143.70	133.90	273.50
1,110	1,120	235.90	226.10	216.30	206.50	196.70	186.90	177.10	167.30	157.50	147.70	137.90	278.00
1,120	1,130	240.20	230.40	220.60	210.80	201.00	191.20	181.40	171.60	161.80	152.00	142.20	282.50
1,130	1,140	244.70	234.90	225.10	215.30	205.50	195.70	185.90	176.10	166.30	156.50	146.70	287.00
1,140	1,150	249.20	239.40	229.60	219.80	210.00	200.20	190.40	180.60	170.80	161.00	151.20	291.50
1,150	1,160	253.70	243.90	234.10	224.30	214.50	204.70	194.90	185.10	175.30	165.50	155.70	296.00
1,160	1,170	258.20	248.40	238.60	228.80	219.00	209.20	199.40	189.60	179.80	170.00	160.20	300.50
1,170	1,180	262.70	252.90	243.10	233.30	223.50	213.70	203.90	194.10	184.30	174.50	164.70	305.00
1,180	1,190	267.20	257.40	247.60	237.80	228.00	218.20	208.40	198.60	188.80	179.00	169.20	309.50
1,190	1,200	271.70	261.90	252.10	242.30	232.50	222.70	212.90	203.10	193.30	183.50	173.70	314.00
1,200	1,210	276.20	266.40	256.60	246.80	237.00	227.20	217.40	207.60	197.80	188.00	178.20	318.50
1,210	1,220	280.70	270.90	261.10	251.30	241.50	231.70	221.90	212.10	202.30	192.50	182.70	323.00
1,220	1,230	285.20	275.40	265.60	255.80	246.00	236.20	226.40	216.60	206.80	197.00	187.20	327.50
1,230	1,240	289.70	279.90	270.10	260.30	250.50	240.70	230.90	221.10	211.30	201.50	191.70	332.50
1,240	1,250	294.20	284.40	274.60	264.80	255.00	245.20	235.40	225.60	215.80	206.00	196.20	337.50
1,250	1,260	298.70	288.90	279.10	269.30	259.50	249.70	239.90	230.10	220.30	210.50	200.70	342.50
1,260	1,270	303.20	293.40	283.60	273.80	264.00	254.20	244.40	234.60	224.80	215.00	205.20	347.50
1,270	1,280	307.70	297.90	288.10	278.30	268.50	258.70	248.90	239.10	229.30	219.50	209.70	352.50
1,280	1,290	312.20	302.40	293.60	282.80	273.00	263.20	253.40	243.60	233.80	224.00	214.20	357.50
1,290	1,300	316.70	306.90	297.10	287.30	277.50	267.70	257.90	248.10	238.30	228.50	218.70	362.50
1,300	1,310	321.20	311.40	301.60	291.80	282.00	272.20	262.40	252.60	242.80	233.00	223.20	367.50
1,310	1,320	325.50	315.70	305.90	296.10	286.30	276.50	266.70	256.90	247.10	237.30	227.50	372.50
1,320	1,330	330.50	320.70	310.90	301.10	291.30	281.50	271.70	261.90	252.10	242.30	232.50	377.50
1,330	1,340	335.50	325.70	315.90	306.10	296.30	286.50	276.70	266.90	257.10	247.30	237.50	382.50
1,340	1,350	340.50	330.70	320.90	311.10	301.30	291.50	281.70	271.90	262.10	252.30	242.50	387.50
1,350	1,360	345.50	335.70	325.90	316.10	306.30	296.50	286.70	276.90	267.10	257.30	247.50	392.50
1,360	1,370	350.50	340.70	330.90	321.10	311.30	301.50	291.70	281.90	272.10	262.30	252.50	397.50
1,370	1,380	355.50	345.70	335.90	326.10	316.30	306.50	296.70	286.90	277.10	267.30	257.50	402.50
1,380	1,390	360.50	350.70	340.90	331.10	321.30	311.50	301.70	291.90	282.10	272.30	262.50	407.50
1,390	1,400	365.50	355.70	345.90	336.10	326.30	316.50	306.70	296.90	287.10	277.30	267.50	412.50
1,400	1,410	370.50	360.70	350.90	341.10	331.30	321.50	311.70	301.90	292.10	282.30	272.50	417.50
1,410	1,420	375.50	365.70	355.90	346.10	336.30	326.50	316.70	306.90	297.10	287.30	277.50	422.50
1,420	1,430	380.50	370.70	360.90	351.10	341.30	331.50	321.70	311.90	302.10	292.30	282.50	427.50
1,430	1,440	385.50	375.70	365.90	356.10	346.30	336.50	326.70	316.90	307.10	297.30	287.50	432.50
1,440	1,450	390.50	380.70	370.90	361.10	351.30	341.50	331.70	321.90	312.10	302.30	292.50	437.50
1,450	1,460	395.50	385.70	375.90	366.10	356.30	346.50	336.70	326.90	317.10	307.30	297.50	442.50
1,460	1,470	400.50	390.70	380.90	371.10	361.30	351.50	341.70	331.90	322.10	312.30	302.50	447.50
1,470	1,480	405.50	395.70	385.90	376.10	366.30	356.50	346.70	336.90	327.10	317.30	307.50	452.50

ニ 週額表(四)

その週の給與の金額	甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											第三十八条第一項第四号の規定による税額	
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
以上 未満	税額												
円 1,480	円 1,490	円 410.50	円 400.70	円 390.90	円 381.10	円 371.30	円 361.50	円 351.70	円 341.90	円 332.10	円 322.30	円 312.50	457.50
1,490	1,500	415.50	405.70	395.90	386.10	376.30	366.50	356.70	346.90	337.10	327.30	317.50	462.50
1,500	1,510	420.50	410.70	400.90	391.10	381.30	371.50	361.70	351.90	342.10	332.30	322.50	467.50
1,510	1,520	425.50	415.70	405.90	396.10	386.30	376.50	366.70	356.90	347.10	337.30	327.50	472.50
1,520	1,530	430.50	420.70	410.90	401.10	391.30	381.50	371.70	361.90	352.10	342.30	332.50	477.50
円 1,530	円 1,540	円 435.50	円 425.70	円 415.90	円 406.10	円 396.30	円 386.50	円 376.70	円 366.90	円 357.10	円 347.30	円 337.50	482.50
1,540	1,550	440.50	430.70	420.90	411.10	401.30	391.50	381.70	371.90	362.10	352.30	342.50	487.50
1,550	1,560	445.50	435.70	425.90	416.10	406.30	396.50	386.70	376.90	367.10	357.30	347.50	492.50
1,560	1,570	450.50	440.70	430.90	421.10	411.30	401.50	391.70	381.90	372.10	362.30	352.50	497.50
1,570	1,580	455.50	445.70	435.90	426.10	416.30	406.50	396.70	386.90	377.10	367.30	357.50	502.50
円 1,580	円 1,590	円 460.50	円 450.70	円 440.90	円 431.10	円 421.30	円 411.50	円 401.70	円 391.90	円 382.10	円 372.30	円 362.50	507.50
1,590	1,600	465.50	455.70	445.90	436.10	426.30	416.50	406.70	396.90	387.10	377.30	367.50	512.50
1,600	1,610	470.50	460.70	450.90	441.10	431.30	421.50	411.70	401.90	392.10	382.30	372.50	517.50
1,610	1,620	475.50	465.70	455.90	446.10	436.30	426.50	416.70	406.90	397.10	387.30	377.50	523.50
1,620	1,630	480.50	470.70	460.90	451.10	441.30	431.50	421.70	411.90	402.10	392.30	482.50	529.20
円 1,630	円 1,640	円 485.50	円 475.70	円 465.90	円 456.10	円 446.30	円 436.50	円 426.70	円 416.90	円 407.10	円 397.30	円 387.50	534.90
1,640	1,650	490.50	480.70	470.90	461.10	451.30	441.50	431.70	421.90	412.10	402.30	392.50	540.60
1,650	1,660	495.50	485.70	475.90	466.10	456.30	446.50	436.70	426.90	417.10	407.30	397.50	546.30
1,660	1,670	500.50	490.70	480.90	471.10	461.30	451.50	441.70	431.90	422.10	412.30	402.50	552.00
1,670	1,680	505.50	495.70	485.90	476.10	466.30	456.50	446.70	436.90	427.10	417.30	407.50	557.70
円 1,680	円 1,690	円 510.50	円 500.70	円 490.90	円 481.10	円 471.30	円 461.50	円 451.70	円 441.90	円 432.10	円 422.30	円 412.50	563.40
1,690	1,700	515.50	505.70	495.90	486.10	476.30	466.50	456.70	446.90	437.10	427.30	417.50	569.10
1,700 円	521.20	511.40	501.60	491.80	482.00	472.20	462.40	452.60	442.80	433.00	423.20	574.80	
1,700 円を超える金額	1,700 円の場合の税額に給與の金額のうち 1,700 円を超える金額の 57 % に相当する金額を加算した金額												
扶養親族の数が 10 人を超える場合には、扶養親族の数が 10 人の場合の税額からその 10 人を超える 1 人ごとに 9 円 80 銭を控除した金額													

(備考 税額の求め方) まず給與金額に応じて給與金額欄に該当する行を求め、その行と扶養親族の数に應じて求めた該当欄との交るところに記載されている金額が、その求める税額である。

別表第二 第三十八條第一項第一号及び第四号の規定による所得稅源泉徵收額表
ホ 紙 典 所 得 日 額 表(一)

その日の給與の金額	甲 第三十八條第一項第一号の規定による稅額											乙 第三十八條第一項第一号の規定による稅額	
	扶養親族の数												
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
以上未満	稅額											給與の金額の15%に相当する金額	
円 20 円未満	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0		
20	22	.30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3.00	
22	24	.60	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3.30	
24	26	.90	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3.60	
26	28	1.20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3.90	
28	30	1.50	10	0	0	0	0	0	0	0	0	4.20	
30	32	1.80	.40	0	0	0	0	0	0	0	0	4.50	
32	34	2.10	.70	0	0	0	0	0	0	0	0	4.80	
34	36	2.40	1.00	0	0	0	0	0	0	0	0	5.10	
36	38	2.70	1.30	0	0	0	0	0	0	0	0	5.40	
38	40	3.00	1.60	20	0	0	0	0	0	0	0	5.60	
40	42	3.30	1.90	.50	0	0	0	0	0	0	0	6.00	
42	44	3.60	2.20	.80	0	0	0	0	0	0	0	6.40	
44	46	3.90	2.50	1.10	0	0	0	0	0	0	0	6.80	
46	48	4.20	2.80	1.40	0	0	0	0	0	0	0	7.10	
48	50	4.50	3.10	1.70	30	0	0	0	0	0	0	7.50	
50	52	4.80	3.40	2.00	.60	0	0	0	0	0	0	7.90	
52	54	5.10	3.70	2.30	.90	0	0	0	0	0	0	8.30	
54	56	5.40	4.00	2.60	1.20	0	0	0	0	0	0	8.60	
56	58	5.70	4.30	2.90	1.50	.10	0	0	0	0	0	9.00	
58	60	6.00	4.60	3.20	1.80	40	0	0	0	0	0	9.50	
60	62	6.40	5.00	3.60	2.20	.80	0	0	0	0	0	9.90	
62	64	6.80	5.40	4.00	2.60	1.20	0	0	0	0	0	10.40	
64	66	7.20	5.80	4.40	3.00	1.60	20	0	0	0	0	10.80	
66	68	7.50	6.10	4.70	3.30	1.90	.50	0	0	0	0	11.30	
68	70	7.90	6.50	5.10	3.70	2.30	.90	0	0	0	0	11.70	
70	72	8.30	6.90	5.50	4.10	2.70	1.30	0	0	0	0	12.20	
72	74	8.70	7.30	5.90	4.50	3.10	1.70	.30	0	0	0	12.60	
74	76	9.10	7.70	6.30	4.90	3.50	2.10	.70	0	0	0	13.10	
76	78	9.50	8.10	6.70	5.30	3.90	2.50	1.10	0	0	0	13.50	
78	80	10.00	8.60	7.20	5.80	4.40	3.00	1.60	20	0	0	14.10	
80	82	10.40	9.00	7.60	6.20	4.80	3.40	2.00	.60	0	0	14.60	
82	84	10.90	9.50	8.10	6.70	5.30	3.90	2.50	1.10	0	0	15.10	
84	86	11.30	9.90	8.50	7.10	5.70	4.30	2.90	1.50	10	0	15.60	
86	88	11.80	10.40	9.00	7.60	6.20	4.80	3.40	2.00	.60	0	16.20	
88	90	12.20	10.80	9.40	8.00	6.60	5.20	3.80	2.40	1.00	0	16.70	
90	92	12.70	11.30	9.90	8.50	7.10	5.70	4.30	2.90	1.50	10	0	17.20
92	94	13.10	11.70	10.30	8.90	7.50	6.10	4.70	3.30	1.90	.50	0	17.70
94	96	13.60	12.20	10.80	9.40	8.00	6.60	5.20	3.80	2.40	1.00	0	18.30
96	98	14.10	12.70	11.30	9.90	8.50	7.10	5.70	4.30	2.90	1.50	.10	18.80
98	100	14.60	13.20	11.80	10.40	9.00	7.60	6.20	4.80	3.40	2.00	.60	19.30
100	102	15.20	13.80	12.40	11.00	9.60	8.20	6.80	5.40	4.00	2.60	1.20	19.80
102	104	15.70	14.30	12.90	11.50	10.10	8.70	7.30	5.90	4.50	3.10	1.70	20.40
104	106	16.20	14.80	13.40	12.00	10.60	9.20	7.80	6.40	5.00	3.60	2.20	20.90
106	108	16.70	15.30	13.90	12.50	11.10	9.70	8.30	6.90	5.50	4.10	2.70	21.40
108	110	17.30	15.90	14.50	13.10	11.70	10.30	8.90	7.50	6.10	4.70	3.30	21.90

ホ 日額表(二)

その日の 給與の金額	甲 第三十八條第一項第一号の規定による税額										乙 第三 十八條第 一項第四 号の規定 による税 額	
	扶養親族の数											
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	
以上未満	税額											
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
110	112	17.80	16.40	15.00	13.60	12.20	10.80	9.40	8.00	6.60	5.20	3.80
112	114	18.30	16.90	15.50	14.10	12.70	11.30	9.90	8.50	7.10	5.70	4.30
114	116	18.80	17.40	16.00	14.60	13.20	11.80	10.40	9.00	7.60	6.20	4.80
116	118	19.40	18.00	16.60	15.20	13.80	12.40	11.00	9.60	8.20	6.80	5.40
118	120	19.90	18.50	17.10	15.70	14.30	12.90	11.50	10.10	8.70	7.30	5.90
												24.90
120	122	20.40	19.00	17.60	16.20	14.80	13.40	12.00	10.60	9.20	7.80	6.40
122	124	20.90	19.50	18.10	16.70	15.30	13.90	12.50	11.10	9.70	8.30	6.90
124	126	21.50	20.10	18.70	17.30	15.90	14.50	13.10	11.70	10.30	8.90	7.50
126	128	22.00	20.60	19.20	17.80	16.40	15.00	13.60	12.20	10.80	9.40	8.00
128	130	22.50	21.10	19.70	18.30	16.90	15.50	14.10	12.70	11.30	9.90	8.50
												27.90
130	132	23.10	21.70	20.30	18.90	17.50	16.10	14.70	13.30	11.90	10.50	9.10
132	134	23.70	22.30	20.90	19.50	18.10	16.70	15.30	13.90	12.50	11.10	9.70
134	136	24.30	22.90	21.50	20.10	18.70	17.30	15.90	14.50	13.10	11.70	10.30
136	138	24.90	23.50	22.10	20.70	19.30	17.90	16.50	15.10	13.70	12.30	10.90
138	140	25.50	24.10	22.70	21.30	19.90	18.50	17.10	15.70	14.30	12.90	11.50
												30.90
140	142	26.20	24.80	23.40	22.00	20.60	19.20	17.80	16.40	15.00	13.60	12.20
142	144	27.00	25.60	24.20	22.80	21.40	20.00	18.60	17.20	15.80	14.40	13.00
144	146	27.80	26.40	25.00	23.60	22.20	20.80	19.40	18.00	16.60	15.20	13.80
146	148	28.60	27.20	25.80	24.40	23.00	21.60	20.20	18.80	17.40	16.00	14.60
148	150	29.40	28.00	26.60	25.20	23.80	22.40	21.00	19.60	18.20	16.80	15.40
												34.90
150	152	30.20	28.80	27.40	26.00	24.60	23.20	21.80	20.40	19.00	17.60	16.20
152	154	31.00	29.60	28.20	26.80	25.40	24.00	22.60	21.20	19.80	18.40	17.00
154	156	31.80	30.40	29.00	27.60	26.20	24.80	23.40	22.00	20.60	19.20	17.80
156	158	32.60	31.20	29.80	28.40	27.00	25.60	24.20	22.80	21.40	20.00	18.60
158	160	33.40	32.00	30.60	29.20	27.80	26.40	25.00	23.60	22.20	20.80	19.40
												39.40
160	162	34.20	32.80	31.40	30.00	28.60	27.20	25.80	24.40	23.00	21.60	20.20
162	164	35.10	33.70	32.30	30.90	29.50	28.10	26.70	25.30	23.90	22.50	21.10
164	166	36.00	34.60	33.20	31.80	30.40	29.00	27.60	26.20	24.80	23.40	22.00
166	168	36.90	35.50	34.10	32.70	31.30	29.90	28.50	27.10	25.70	24.30	22.90
168	170	37.80	36.40	35.00	33.60	32.20	30.80	29.40	28.00	26.60	25.20	23.80
												43.90
170	172	38.70	37.30	35.90	34.50	33.10	31.70	30.30	28.90	27.50	26.10	24.70
172	174	39.60	38.20	36.80	35.40	34.00	32.60	31.20	29.80	28.40	27.00	25.60
174	176	40.50	39.10	37.70	36.30	34.90	33.50	32.10	30.70	29.30	27.90	26.50
176	178	41.40	40.00	38.60	37.20	35.80	34.40	33.00	31.60	30.20	28.80	27.40
178	180	42.30	40.90	39.50	38.10	36.70	35.30	33.90	32.50	31.10	29.70	28.30
												48.60
180	182	43.20	41.80	40.40	39.00	37.60	36.20	34.80	33.40	32.00	30.60	29.20
182	184	44.10	42.70	41.30	39.90	38.50	37.10	35.70	34.30	32.90	31.50	30.10
184	186	45.00	43.60	42.20	40.80	39.40	38.00	36.60	35.20	33.80	32.40	31.00
186	188	45.90	44.50	43.10	41.70	40.30	38.90	37.50	36.10	34.70	33.30	31.90
188	190	46.90	45.50	44.10	42.70	41.30	39.90	38.50	37.10	35.70	34.30	32.90
												53.60
190	192	47.90	46.50	45.10	43.70	42.30	40.90	39.50	38.10	36.70	35.30	33.90
192	194	48.80	47.50	46.10	44.70	43.30	41.90	40.50	39.10	37.70	36.30	34.90
194	196	49.90	48.50	47.10	45.70	44.30	42.90	41.50	40.10	38.70	37.30	35.90
196	198	50.90	49.50	48.10	46.70	45.30	43.90	42.50	41.10	39.70	38.30	36.90
198	200	51.90	50.50	49.10	47.70	46.30	44.90	43.50	42.10	40.70	39.30	37.90
												58.60

支拂い外 附第十二ニ年十一月二十八日

新規免法の一部を改正する等の法律案外一牛

八九五

ホ 日額表(三)

その日の 給與の金額	甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八條第 一項第四 号の規定 による税 額		
	扶養親族の数													
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人			
以上未満	税額											所得税法の一部を改正する等の法律案外 件		
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円			
200	202	52.90	51.50	50.10	48.70	47.30	45.90	44.50	43.10	41.70	40.30	38.90	59.60	
202	204	53.90	52.50	51.10	49.70	48.30	46.90	45.50	44.10	42.70	41.30	39.90	60.60	
204	206	54.90	53.50	52.10	50.70	49.30	47.90	46.50	45.10	43.70	42.30	40.90	61.60	
206	208	55.90	54.50	53.10	51.70	50.30	48.90	47.50	46.10	44.70	43.30	41.90	62.60	
208	210	56.90	55.50	54.10	52.70	51.30	49.90	48.50	47.10	45.70	44.30	42.90	63.60	
	210	212	57.90	56.50	55.10	53.70	52.30	50.90	49.50	48.10	46.70	45.30	43.90	64.60
	212	214	58.90	57.50	56.10	54.70	53.30	51.90	50.50	49.10	47.70	46.30	44.90	65.60
	214	216	59.90	58.50	57.10	55.70	54.30	52.90	51.50	50.10	48.70	47.30	45.90	66.60
	216	218	60.90	59.50	58.10	56.70	55.30	53.90	52.50	51.10	49.70	48.30	46.90	67.60
	218	220	61.90	60.50	59.10	57.70	56.30	54.90	53.50	52.10	50.70	49.30	47.90	68.60
	220	222	62.90	61.50	60.10	58.70	57.30	55.90	54.50	53.10	51.70	50.30	48.90	69.60
	222	224	63.90	62.50	61.10	59.70	58.30	56.90	55.50	54.10	52.70	51.30	49.90	70.60
	224	226	64.90	63.50	62.10	60.70	59.30	57.90	56.50	55.10	53.70	52.30	50.90	71.60
	226	228	65.90	64.50	63.10	61.70	60.30	58.90	57.50	56.10	54.70	53.30	51.90	72.60
	228	230	66.90	65.50	64.10	62.70	61.30	59.90	58.50	57.10	55.70	54.30	52.90	73.60
	230	232	67.90	66.50	65.10	63.70	62.30	60.90	59.50	58.10	56.70	55.30	53.90	74.60
	232	234	68.90	67.50	66.10	64.70	63.30	61.90	60.50	59.10	57.70	56.30	54.90	75.60
	234	236	69.90	68.50	67.10	65.70	64.30	62.90	61.50	60.10	58.70	57.30	55.90	76.60
	236	238	70.90	69.50	68.10	66.70	65.30	63.90	62.50	61.10	59.70	58.30	56.90	78.10
	238	240	71.90	70.50	69.10	67.70	66.30	64.90	63.50	62.10	60.70	59.30	57.90	79.20
	240	242	72.90	71.50	70.10	68.70	67.30	65.90	64.50	63.10	61.70	60.30	58.90	80.30
	242	244	73.90	72.50	71.10	69.70	68.30	66.90	65.50	64.10	62.70	61.30	59.90	81.50
	244	246	75.00	73.60	72.20	70.80	69.40	68.00	66.60	65.20	63.80	62.40	61.00	82.60
	246	248	76.10	74.70	73.30	71.90	70.50	69.10	67.70	66.30	64.90	63.50	62.10	83.80
	248	250	77.30	75.90	74.50	73.10	71.70	70.30	68.90	67.50	66.10	64.70	63.30	84.90
250円		78.40	77.00	75.60	74.20	72.80	71.40	70.00	68.60	67.20	65.80	64.40	86.00	
250円を超える金額	250円の場合の税額に給與の金額のうち、250円を超える場合の57%に相当する金額を加算した金額													
	扶養親族の数が10人を超える場合には、扶養親族の数が10人の場合の税額から、その10人を超える1人ごとに1円40銭を控除した金額													

(備考 税額の求め方) まず給與の金額に応じて給與の金額欄に該当する行を求め、その行と扶養家族の数に応じて求めた該当欄との交るところに記載されている金額が、その求める税額である。

別表第三 第三十八條第一項第五号の規定による所得税源泉徴収額表

賞與等給與所得(一)

計算の基礎となつた期間が三箇月までの場合		計算の基礎となつた期間が六箇月までの場合		その他の場合			
給與の金額		給與の金額		給與の金額		給與の金額	
以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
3,375円未満	3,375円未満	6,750円未満	6,750円未満	13,500円未満	13,500円未満	20,021円未満	20,021円未満
3,500	3,500	507	6,750	14,000	14,000	2,125	2,125
3,625	3,625	531	7,000	14,500	14,500	2,218	2,218
3,625	3,750	554	7,250	15,000	15,000		
3,750	3,875	578	7,500	15,500	15,500	2,312	2,312
3,875	4,000	601	7,750	16,000	16,000	2,406	2,406
4,000	4,125	625	8,000	16,500	16,500	2,500	2,500
4,125	4,250	648	8,250	17,000	17,000	2,593	2,593
4,250	4,375	671	8,500	17,500	17,500	2,687	2,687
4,375	4,500	695	8,750	18,000	18,000	2,781	2,781
4,500	4,625	718	9,000	18,500	18,500	2,875	2,875
4,625	4,750	742	9,250	19,000	19,000	2,963	2,963
4,750	4,875	765	9,500	19,500	19,500	3,062	3,062
4,875	5,000	789	9,750	20,000	20,000	3,156	3,156
5,000	5,125	812	10,000	20,500	20,500	3,250	3,250
5,125	5,250	840	10,250	21,000	21,000	3,362	3,362
5,250	5,375	868	10,500	21,500	21,500	3,475	3,475
5,375	5,500	896	10,750	22,000	22,000	3,587	3,587
5,500	5,625	925	11,000	22,500	22,500	3,700	3,700
5,625	5,750	953	11,250	23,000	23,000	3,812	3,812
5,750	5,875	981	11,500	23,500	23,500	3,925	3,925
5,875	6,000	1,009	11,750	24,000	24,000	4,037	4,037
6,000	6,125	1,037	12,000	24,500	24,500	4,150	4,150
6,125	6,250	1,065	12,250	25,000	25,000	4,262	4,262
6,250	6,375	1,093	12,500	25,500	25,500	4,375	4,375
6,375	6,500	1,121	12,750	26,000	26,000	4,487	4,487
6,500	6,625	1,150	13,000	26,500	26,500	4,600	4,600
6,625	6,750	1,178	13,250	27,000	27,000	4,712	4,712
6,750	6,875	1,209	13,500	27,500	27,500	4,837	4,837
6,875	7,000	1,242	13,750	28,000	28,000	4,962	4,962
7,000	7,125	1,275	14,000	28,500	28,500	5,100	5,100
7,125	7,250	1,307	14,250	29,000	29,000	5,231	5,231
7,250	7,375	1,340	14,500	29,500	29,500	5,362	5,362
7,375	7,500	1,373	14,750	30,000	30,000	5,493	5,493
7,500	7,625	1,406	15,000	30,500	30,500	5,625	5,625
7,625	7,750	1,439	15,250	31,000	31,000	5,756	5,756
7,750	7,875	1,471	15,500	31,500	31,500	5,887	5,887
7,875	8,000	1,504	15,750	32,000	32,000	6,018	6,018
8,000	8,125	1,537	16,000	32,500	32,500	6,150	6,150
8,125	8,250	1,570	16,250	33,000	33,000	6,281	6,281
8,250	8,375	1,603	16,500	33,500	33,500	6,412	6,412
8,375	8,500	1,635	16,750	34,000	34,000	6,543	6,543
8,500	8,625	1,668	17,000	34,500	34,500	6,675	6,675
8,625	8,750	1,701	17,250	35,000	35,000	6,806	6,806
8,750	8,875	1,734	17,500	35,500	35,500	6,937	6,937
8,875	9,000	1,767	17,750	36,000	36,000	7,068	7,068
9,000	9,125	1,800	18,000	36,500	36,500	7,200	7,200
9,125	9,250	1,832	18,250	37,000	37,000	7,331	7,331
9,250	9,375	1,865	18,500	37,500	37,500	7,462	7,462

賞與等給與所得(二)

計算の基礎となつた期間が三箇月 までの場合			計算の基礎となつた期間が六箇月 までの場合			その他の場合		
給與の金額		税額	給與の金額		税額	給與の金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
9,375	9,500	1,898	18,750	19,000	3,796	37,500	38,000	7,593
9,500	9,625	1,931	19,000	19,250	3,862	38,000	38,500	7,725
9,625	9,750	1,964	19,250	19,500	3,928	38,500	39,000	7,856
9,750	9,875	1,996	19,500	19,750	3,993	39,000	39,500	7,987
9,875	10,000	2,029	19,750	20,000	4,059	39,500	40,000	8,118
10,000	10,125	2,062	20,000	20,250	4,125	40,000	40,500	8,250
10,125	10,250	2,100	20,250	20,500	4,200	40,500	41,000	8,400
10,250	10,375	2,137	20,500	20,750	4,275	41,000	41,500	8,550
10,375	10,500	2,175	20,750	21,000	4,350	41,500	42,000	8,700
10,500	10,625	2,212	21,000	21,250	4,425	42,000	42,500	8,850
10,625	10,750	2,250	21,250	21,500	4,500	42,500	43,000	9,000
10,750	10,875	2,287	21,500	21,750	4,575	43,000	43,500	9,150
10,875	11,000	2,325	21,750	22,000	4,650	43,500	44,000	9,300
11,000	11,125	2,362	22,000	22,250	4,725	44,000	44,500	9,450
11,125	11,250	2,400	22,250	22,500	4,800	44,500	45,000	9,600
11,250	11,375	2,437	22,500	22,750	4,875	45,000	45,500	9,750
11,375	11,500	2,475	22,750	23,000	4,950	45,500	46,000	9,900
11,500	11,625	2,512	23,000	23,250	5,025	46,000	46,500	10,050
11,625	11,750	2,550	23,250	23,500	5,100	46,500	47,000	10,200
11,750	11,875	2,587	23,500	23,750	5,175	47,000	47,500	10,350
11,875	12,000	2,625	23,750	24,000	5,250	47,500	48,000	10,500
12,000	12,125	2,662	24,000	24,250	5,325	48,000	48,500	10,650
12,125	12,250	2,700	24,250	24,500	5,400	48,500	49,000	10,800
12,250	12,375	2,737	24,500	24,750	5,475	49,000	49,500	10,950
12,375	12,500	2,775	24,750	25,000	5,550	49,500	50,000	11,100
12,500	12,625	2,812	25,000	25,250	5,625	50,000	50,500	11,250
12,625	12,750	2,862	25,250	25,500	5,725	50,500	51,000	11,450
12,750	12,875	2,912	25,500	25,750	5,825	51,000	51,500	11,650
12,875	13,000	2,962	25,750	26,000	5,925	51,500	52,000	11,850
13,000	13,125	3,012	26,000	26,250	6,025	52,000	52,500	12,050
13,125	13,250	3,062	26,250	26,500	6,125	52,500	53,000	12,250
13,250	13,375	3,118	26,500	26,750	6,237	53,000	53,500	12,475
13,375	13,500	3,175	26,750	27,000	6,350	53,500	54,000	12,700
13,500	13,625	3,231	27,000	27,250	6,462	54,000	54,500	12,925
13,625	13,750	3,287	27,250	27,500	6,575	54,500	55,000	13,150
13,750	13,875	3,343	27,500	27,750	6,687	55,000	55,500	13,375
13,875	14,000	3,400	27,750	28,000	6,800	55,500	56,000	13,600
14,000	14,125	3,456	28,000	28,250	6,912	56,000	56,500	13,825
14,125	14,250	3,512	28,250	28,500	7,025	56,500	57,000	14,050
14,250	14,375	3,568	28,500	28,750	7,137	57,000	57,500	14,275
14,375	14,500	3,625	28,750	29,000	7,250	57,500	58,000	14,500
14,500	14,625	3,681	29,000	29,250	7,362	58,000	58,500	14,725
14,625	14,750	3,737	29,250	29,500	7,475	58,500	59,000	14,950
14,750	14,875	3,793	29,500	29,750	7,587	59,000	59,500	15,175
14,875	15,000	3,850	29,750	30,000	7,700	59,500	60,000	15,400
15,000	15,125	3,906	30,000	30,250	7,812	60,000	60,500	15,625
15,125	15,250	3,962	30,250	30,500	7,925	60,500	61,000	15,850
15,250	15,375	4,018	30,500	30,750	8,037	61,000	61,500	16,075
15,375	15,500	4,075	30,750	31,000	8,150	61,500	62,000	16,300
15,500	15,625	4,131	31,000	31,250	8,262	62,000	62,500	16,525

賞與等給與所得（三）

計算の基礎になつた期間が三箇月までの場合		計算の基礎となつた期間が六箇月までの場合		その他の場合	
給與の金額		給與の金額		給與の金額	
以上	未満	以上	未満	以上	未満
15,625	15,750	4,187	31,250	31,500	8,375
15,750	15,875	4,250	31,500	31,750	8,500
15,875	16,000	4,312	31,750	32,000	8,625
16,000	16,125	4,375	32,000	32,250	8,750
16,125	16,250	4,437	32,250	32,500	8,875
16,250	16,375	4,500	32,500	32,750	9,000
16,375	16,500	4,562	32,750	33,000	9,125
16,500	16,625	4,625	33,000	33,250	9,250
16,625	16,750	4,687	33,250	33,500	9,375
16,750	16,875	4,750	33,500	33,750	9,500
16,875	17,000	4,812	33,750	34,000	9,625
17,000	17,125	4,875	34,000	34,250	9,750
17,125	17,250	4,937	34,250	34,500	9,875
17,250	17,375	5,000	34,500	34,750	10,000
17,375	17,500	5,062	34,750	35,000	10,125
17,500	17,625	5,125	35,000	35,250	10,250
17,625	17,750	5,187	35,250	35,500	10,375
17,750	17,875	5,250	35,500	35,750	10,500
17,875	18,000	5,312	35,750	36,000	10,625
18,000	18,125	5,375	36,000	36,250	10,750
18,125	18,250	4,437	36,250	36,500	11,875
18,250	18,375	5,500	36,500	36,750	11,000
18,375	18,500	5,562	36,750	37,000	11,125
18,500	18,625	5,625	37,000	37,250	11,250
18,625	18,750	5,687	37,250	37,500	11,375
18,750	18,875	5,750	37,500	37,750	11,500
18,875	19,000	5,812	37,750	38,000	11,625
19,000	19,125	5,875	38,000	38,250	11,750
19,125	19,250	5,937	38,250	38,500	11,875
19,250	19,375	6,000	38,500	38,750	12,000
19,375	19,500	6,062	38,750	39,000	12,125
19,500	19,625	6,125	39,000	39,250	12,250
19,625	19,750	6,187	39,250	39,500	12,375
19,750	19,875	6,250	39,500	39,750	12,500
19,875	20,000	6,312	39,750	40,000	12,625
20,000	20,125	6,375	40,000	40,250	12,750
20,125	20,250	6,437	40,250	40,500	12,875
20,250	20,375	6,500	40,500	40,750	13,000
20,375	20,500	6,562	40,750	41,000	13,125
20,500	20,625	6,625	41,000	41,250	13,250
20,625円		6,687	41,250円		13,375
20,625円を超える金額		41,250円の場合は、税額に給與の金額のうち20,625円を超える金額の57%に相当する金額を加算した金額	41,250円を超える金額		82,500円の場合は、税額に給與の金額のうち41,250円を超える金額の57%に相当する金額を加算した金額
20,625円を超える金額		41,250円を超える金額	82,500円を超える金額		82,500円を超える金額

（備考 税額の求め方）給與の金額に応じて給與の金額欄に相当する行を求め、その行の税額欄に記載されている金額が、その求める税額である。

別表第四 第三十八條第一項第六号の規定による所得税源泉徴収額表
退職所得(一)

給與の金額		税額	給與の金額		税額	給與の金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
20,000	円未満	給與の金額の10%に相当する金額	42,500	43,000	5,187	70,000	71,000	10,250
20,000	20,500	円	43,000	43,500	5,275	71,000	72,000	10,450
20,500	21,000	2,000	43,500	44,000	5,362	72,000	73,000	10,650
21,000	21,500	2,062	44,000	44,500	5,450	73,000	74,000	10,850
21,500	22,000	2,125	44,500	45,000	5,537	74,000	75,000	11,050
22,000	22,500	2,187						
		2,250						
			45,000	45,500	5,625	75,000	76,000	11,250
22,500	23,000	2,312	45,500	46,000	5,712	76,000	77,000	11,450
23,000	23,500	2,375	46,000	46,500	5,800	77,000	78,000	11,650
23,500	24,000	2,437	46,500	47,000	5,887	78,000	79,000	11,850
24,000	24,500	2,500	47,000	47,500	5,975	79,000	80,000	12,050
24,500	25,000	*2,562						
			47,500	48,000	6,062	80,000	81,000	12,250
25,000	25,500	2,625	48,000	48,500	6,150	81,000	82,000	12,475
25,500	26,000	2,687	48,500	49,000	6,237	82,000	83,000	12,700
26,000	26,500	2,750	49,000	49,500	6,325	83,000	84,000	12,925
26,500	27,000	2,812	49,500	50,000	6,412	84,000	85,000	13,250
27,000	27,500	2,875						
			50,000	50,500	6,500	85,000	86,000	13,375
27,500	28,000	2,937	50,500	51,000	6,587	86,000	87,000	13,600
28,000	28,500	3,000	51,000	51,500	6,675	87,000	88,000	13,825
28,500	29,000	3,062	51,500	52,000	6,762	88,000	89,000	14,050
29,000	29,500	3,125	52,000	52,500	6,850	89,000	90,000	14,275
29,500	30,000	3,187						
			52,500	53,000	6,937	90,000	91,000	14,500
30,000	30,500	3,250	53,000	53,500	7,025	91,000	92,000	14,725
30,500	31,000	3,325	53,500	54,000	7,112	92,000	93,000	14,950
31,000	31,500	3,400	54,000	54,500	7,200	93,000	94,000	15,175
31,500	32,000	3,475	54,500	55,000	7,287	94,000	95,000	15,400
32,000	32,500	3,550						
			55,000	55,500	7,375	95,000	96,000	15,625
32,500	33,000	3,625	55,500	56,000	7,462	96,000	97,000	15,850
33,000	33,500	3,700	56,000	56,500	7,550	97,000	98,000	16,075
33,500	34,000	3,775	56,500	57,000	7,637	98,000	99,000	16,300
34,000	34,500	3,850	57,000	57,500	7,725	99,000	100,000	16,525
34,500	35,000	3,925						
			57,500	58,000	7,812	100,000	101,000	16,750
35,000	35,500	4,000	58,000	58,500	7,900	101,000	102,000	17,000
35,500	36,000	4,075	58,500	59,000	7,987	102,000	103,000	17,250
36,000	36,500	4,150	59,000	59,500	8,075	103,000	104,000	17,500
36,500	37,000	4,225	59,500	60,000	8,162	104,000	105,000	17,750
37,000	37,500	4,300						
			60,000					
			61,000	61,500	8,250	105,000	106,000	18,000
37,500	38,000	4,375	61,000	62,000	8,450	106,000	107,000	18,250
38,000	38,500	4,450	62,000	63,000	8,650	107,000	108,000	18,500
38,500	39,000	4,525	63,000	64,000	8,850	108,000	109,000	18,750
39,000	39,500	4,600	64,000	65,000	9,050	109,000	110,000	19,000
39,500	40,000	4,675						
			65,000					
			66,000	67,000	9,250	110,000	111,000	19,250
40,000	40,500	4,750	66,000	67,000	9,450	111,000	112,000	19,500
40,500	41,000	4,837	67,000	68,000	9,650	112,000	113,000	19,750
41,000	41,500	4,925	68,000	69,000	9,850	113,000	114,000	20,000
41,500	42,000	5,012	69,000	70,000	10,050	114,000	115,000	20,250
42,000	42,500	5,100						

退職所得(二)

給與の金額		税額	給與の金額		税額	給與の金額		税額	
以上	未満		以上	未満		以上	未満		
115,000	116,000	20,500	135,000	136,000	25,500	155,000	156,000	31,025	
116,000	117,000	20,750	136,000	137,000	25,750	156,000	157,000	31,310	
117,000	118,000	21,000	137,000	138,000	26,000	157,000	158,000	31,595	
118,000	119,000	21,250	138,000	139,000	26,250	158,000	159,000	31,880	
119,000	120,000	21,500	139,000	140,000	26,500	159,000	160,000	32,165	
120,000	121,000	21,750	140,000	141,000	26,750	160,000円		32,450	
121,000	122,000	22,000	141,000	142,000	27,035	160,000円を超える 金額		160,000円の 場合の税額に 給與の金額の うち160,000 円を超える金 額の28.5%に 相当する金額 を加算した金 額	
122,000	123,000	22,250	142,000	143,000	27,320				
123,000	124,000	22,500	143,000	144,000	27,605				
124,000	125,000	22,750	144,000	145,000	27,890				
125,000	126,000	23,000	145,000	146,000	28,175				
126,000	127,000	23,250	146,000	147,000	28,460				
127,000	128,000	23,500	147,000	148,000	28,745				
128,000	129,000	23,750	148,000	149,000	29,030				
129,000	130,000	24,000	149,000	150,000	29,315				
130,000	131,000	24,250	150,000	151,000	29,600				
131,000	132,000	24,500	151,000	152,000	29,885				
132,000	133,000	24,750	152,000	153,000	30,170				
133,000	134,000	25,000	153,000	154,000	30,455				
134,000	135,000	25,250	154,000	155,000	30,740				

(備考 税額の求め方) 給與の金額に応じて給與の金額欄に該当する行を求め、その行の税額欄に記載されている金額がその求める税額である。

第二條 法人税法の一部を次のよう
に改正する。

第三十五条第二項中「百分の五
十五」を「百分の六十」に、「百分的
六十五」を「百分の七十」に、「百分
の七十五」を「百分の八十五」に改
める。

第四十二条第一項中「三錢」を
「五錢」に改める。

第四十八条第一項中「一年」を
「三年」に改める。

第四十九條中「一万円」を「五万
円」に改める。

第五十条第一項中「三錢」を
「五錢」に改める。

第五十二条第一項中「三錢」を
「五錢」に改める。

第五十三条 特別法人税法の一部を次の
ようにより改める。

第十八条第二項中「三錢」を
「五錢」に改める。

第十九條第一項中「一年」を「三
年」に改める。

第四條 有價証券移轉税法の一部を
次のように改める。

第十三條ノ二 第十二條第二項ノ
規定ニ依リ有價証券移轉税ヲ徵
收スル義務アル者徵收スペキ有
價證券移轉税ヲ徵收セザルトキ
又ハ其ノ徵收シタル稅金ヲ納付
セザルトキハ當該稅額ニ付テハ
命令ノ定ムル所ニ依リ命令ノ定
ムル期間ニ應シ當該稅額百圓ニ
付一日十錢ノ割合ヲ乘シテ計算
セザルトキハ當該稅額ニ付テハ
命令ノ定ムル所ニ依リ命令ノ定
ムル期間ニ應シ當該稅額百圓ニ
付一日十錢ノ割合ヲ乘シテ計算
シタル金額ニ相當スル稅額ヲ加
算シテ納付スベシ

前項ニ規定スル者同項ノ規定ニ
依リ加算スル稅額ヲ完納セザル
トキハ政府ハ國稅徵收法第九條

ノ規定ニ依リ之ヲ督促ス

第十五条 削除

第二十一條中「其ノ脫稅高五倍
ノ罰金ヲ「三年以下ノ懲役又ハ其
ノ脱稅高五倍ノ罰金若ハ科料」に
改める。

第二十二条 第十二條第二項ノ規
定ニ依リ徵收スペキ有價證券移
轉税ヲ徵收セズ又ハ其ノ徵收シ
タル稅金ヲ納付セザル者ハ三年
以下ノ懲役又ハ徵收セザル稅金
若ハ納付セザル稅金ノ三倍以下
ニ相當スル罰金若ハ科料ニ處ス

前項ノ罪ヲ犯シタル者ニハ情狀
ニ因リ懲役及罰金ヲ併科スルコト
ヲ得

第二十四条中「百圓」を「二萬圓」
に改める。

第二十五条第二項中「二百圓」
至「に改め、同項に次の但書を加
える。

但シ第二十一條及第二十二條乃
ハ此ノ限ニ在ラズ

第二十六条 法人の代表者又ハ法
人若ハ人の代理人、使用人其ノ他
ノ從業者ガ其ノ法人又ハ人の業
務ニ關シ第十三條又ハ第十四條
ノ規定ムル期間ニ應シ當該稅額百
圓ニ付一日十錢ノ割合ヲ乘シテ
計算シタル金額ニ相當スル稅額
ヲ加算シテ納付スベシ

トキ又ハ其ノ徵收シタル稅金ヲ
納付セザルトキハ當該稅額ニ付
テハ命令ノ定ムル所ニ依リ命令
ノ規定ムル期間ニ應シ當該稅額百
圓ニ付一日十錢ノ割合ヲ乘シテ

計算シタル金額ニ相當スル稅額
ヲ加算シテ納付スベシ

トキハ政府ハ國稅徵收法第九條
ノ規定ニ依リ之ヲ督促ス

第十二条第一項ノ規定ニ依リ徵
收スペキ通行稅ヲ徵收セズ又ハ
其ノ徵收シタル稅金ヲ納付セザ
ル者ハ三年以下ノ懲役又ハ徵收
セザル稅金若ハ納付セザル稅金
ノ三倍以下ニ相當スル罰金若ハ

「五錢」に改める。

第七十一条第一項中「一年」を
「三年」に改める。

第七十二条第一項中「一万円」を「五
万円」に改める。

附則第三條第一項但書に次の一
号を加える。

三 物納を求めることができる
場合、物納に充てることがで
きる財産の種類その他の物納に
関し必要な事項については、
政令で特別の定をなすことが
できる。

第六條 通行稅法の一部を次のよう
に改正する。

第十條ノ二 第八條ノ規定ニ依
リ通行稅ヲ徵收スル義務アル者
ニ徵收スペキ通行稅ヲ徵收セザル
稅金ヲ徵收ス

第二十四条中「百圓」を「二萬圓」
に改める。

第二十五条第二項中「二百圓」
至「に改め、同項に次の但書を加
える。

但シ第二十一條及第二十二條乃
ハ此ノ限ニ在ラズ

第二十六条 法人の代表者又ハ法
人若ハ人の代理人、使用人其ノ他
ノ從業者ガ其ノ法人又ハ人の業
務ニ關シ第二十條乃
ハ此ノ限ニ在ラズ

第二十七条 登錄稅法の一部を次のよう
に改める。

第七條 第一條第一項中「二百圓」
至「に改め、同條を第十四條とする。

第二條第一項及び第四項中「十
圓」を「三十圓」に、「五圓」を「十五
圓」に、「五十圓」を「百五十圓」に
改める。

第三條第一項中「二十圓」を「六
十圓」に、「十圓」を「三十圓」に、
「五圓」を「十五圓」に改める。

第三條ノ三及び第三條ノ四中
「五十圓」を「百五十圓」に改める。

第三條ノ五中「三圓」を「十圓」
に、「一圓」を「六圓」に、「一圓」を
「三圓」に、「二十圓」を「六十圓」に
改める。

第四條第一項「十圓」を「三十圓」
に、「一圓」を「六圓」に、「一圓」を
「三圓」に改める。

第五條 相続稅法の一部を次のよう
に改める。

第五十八條第一項中「三錢」を
「五錢」に改める。

科料ニ處ス前項ノ罪ヲ犯シタル
者ニハ情狀ニ因リ懲役及罰金ヲ
併科スルコトヲ得

第一項ノ場合ニ於テハ政府ハ直
隸收セザル稅金又ハ納付セザ
ル稅金ヲ徵收ス

第三項但書第三十九條第二項、
第四十條、第四十一條、第四十
八條第二項、第六十三條及第六
十六條ノ規定ヲ適用セズ但シ懲
役ノ刑ニ處スルトキハ此ノ限ニ
在ラズ

第六條ノ三中「一百圓」を「六百
圓」に改める。

第七條 第一條第一項中「二百圓」
至「に改め、同條第二項中「五百圓」
を「六百圓」に改め、同條第一項中
「五百圓」を「百五十圓」に改め、同
條第二項中「五十圓」を「百五十圓」
に改める。

第六條ノ四第一項中「二百圓」
至「に改め、同條第二項中「三百圓」
を「五百圓」に改め、同條第一項中
「五百圓」を「百五十圓」に改め、同
條第二項中「二十圓」を「六十圓」に
改める。

第七條ノ五中「五百圓」を「一千五百圓」
に、「二百五十圓」を「六百圓」に、「二十
圓」を「六十圓」に改める。

第八條ノ五中「五百圓」を「一千五百圓」
に、「二百五十圓」を「七百五十圓」
に、「一百五十圓」を「三百圓」に、「七十
圓」を「一百圓」に、「十圓」を「三十
圓」に改める。

第九條中「百五十圓」を「四百五
圓」に、「一百圓」を「三百圓」に、
「六十圓」を「一百四十圓」に、「四十
圓」を「一百二十圓」に、「三十圓」を
「九十圓」に、「二十圓」を「六十圓」
に、「八十圓」を「二百四十圓」に、
「二百圓」を「六百圓」に、「十圓」を
「三十圓」に改める。

第十條中「二十圓」を「六十圓」に、
「百圓」を「三百圓」に、「十圓」を「三
十圓」に、「五十圓」を「百五十圓」
に改める。

に、「五圓」を「十五圓」に改める。

第十條ノ二中「二百圓」を「六百圓」に、「二十圓」を「六十圓」に、「百圓」を「三百圓」に、「十圓」を「三十圓」に、「五圓」を「十五圓」に改める。

第十一條、第十二條及び第十二條ノ二中「二十圓」を「六十圓」に、「五十圓」を「百五十圓」に、「十圓」を「三十圓」に改める。

第十三條中「二十圓」を「六十圓」に、「二百圓」を「六百圓」に、「五十圓」を「百五十圓」に、「十圓」を「三十圓」に改める。

第十四條中「千圓」を「三千圓」に、「五百圓」を「五千五百圓」に、「百圓」を「三百圓」に、「五十圓」を「五百圓」に、「五圓」を「十五圓」に改める。

第十五條中「五百五十圓」を「四百五十圓」に、「三十圓」を「九十圓」に、「六百圓」に、「二十圓」を「六十圓」に、「五圓」を「十五圓」に、「五圓」を「十五圓」に、「三圓」

圆に、「十圓」を「三十圓」に、「二千圓」を「六千圓」に、「一百圓」を「五百圓」に、「二十圓」を「六十圓」に、「五圓」を「十五圓」に改める。

第十六條ノ二中「二十圓」を「六十圓」に、「三十圓」を「一百五十圓」に改める。

第十七條ノ二中「二十圓」を「六十圓」に、「三十圓」を「一百五十圓」に改める。

第十八條ノ二中「三百圓」を「六百圓」に改める。

第十九條ノ二中「五百圓」を「一千圓」に改める。

第二十條ノ二中「五百圓」を「一千圓」に改める。

第二十一條ノ二中「五百圓」を「一千圓」に改める。

第二十二條ノ二中「五百圓」を「一千圓」に改める。

第二十三條ノ二中「五百圓」を「一千圓」に改める。

第二十四條ノ二中「五百圓」を「一千圓」に改める。

第二十五條ノ二中「五百圓」を「一千圓」に改める。

第二十六條ノ二中「五百圓」を「一千圓」に改める。

第二十七條ノ二中「五百圓」を「一千圓」に改める。

第二十八條ノ二中「五百圓」を「一千圓」に改める。

第二十九條ノ二中「五百圓」を「一千圓」に改める。

第三十條ノ二中「五百圓」を「一千圓」に改める。

第三十一條ノ二中「五百圓」を「一千圓」に改める。

第三十二條ノ二中「五百圓」を「一千圓」に改める。

第三十三條ノ二中「五百圓」を「一千圓」に改める。

第三十四條ノ二中「五百圓」を「一千圓」に改める。

第三十五條ノ二中「五百圓」を「一千圓」に改める。

第三十六條ノ二中「五百圓」を「一千圓」に改める。

第三十七條ノ二中「五百圓」を「一千圓」に改める。

「同居ノ親族」に改める。

第十八條第三項中「第二十二條第一項第四號」の下に「又ハ第二十

五條第一項第三號」を加える。

第二十二條第一項第四號中「第

四十三條」の下に「第一項」を加え

る。

第二十五條第一項に次の一号を

第十一條第一項に第一項を加える。

酒税ノ税率左ノ如シ

加える。

三 第四十三條第二項ノ規定ニ依

リ擔保ノ提供ヲ命ぜラレタル場合

ニ於テ其ノ提供ヲ爲サザルトキハ

二十七條第一項を次のように改め

る。

酒税ノ税率左ノ如シ

酒税ノ税率左ノ如シ

類販賣業者（指定販賣業者ト稱ス）以下同ジガ命令ノ定ムル所ニ依リ販賣スル酒類ニ付テハ第二十七條、第二十七條ノ二又ハ第八十三條ニ規定スル酒税ノ外左ノ酒税ヲ課ス

三 前二號ニ掲グルモノ以外ノ

酒類 一石ニ付 三萬圓

三 前二號ニ付テハ販賣シタル石數ニ應

ジ指定販賣業者ヨリ」を加える。

第三十五條ノ三指定販賣業者第二

十七條ノ五ノ規定ニ依リ酒税

ヲ課スペキ酒類ヲ販賣シタルト

キハ毎月其ノ販賣シタル酒類ノ

種類毎ニ石數ヲ記載シタル申告

書ヲ翌月十日迄ニ政府ニ提出ス

ベシ但シ酒類販賣業ノ免許ヲ取

消サレ又ハ酒類ノ販賣業ヲ廢止

シタルトキハ直ニ申告書ヲ提出

スベシ

第三十五條第三項ノ規定ハ前項

ノ場合ニ付テヲ準用ス

第三十六條第二項中「第三十五

條第一項但書」の下に「又ハ第五十九條」

ノ下に「又ハ第五十九條」

を加える。

第六十七條 法人ノ代表者又ハ法

人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ

他ノ從業者其ノ法人又ハ人ノ業

務又ハ財産ニ關シ第六十條、第

六十一條、第六十三條乃至第六

十五條又ハ第六十八條ノ違反行

為ヲ爲シタルトキハ行爲者ヲ罰

スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ

各本條ノ罰金刑ヲ科ス

第六十七條ノ二を削る。

第八十三條中「六千三百四十五

圓」を「一萬五千二百九十五圓」に、

「五百七十九圓」を「一千二百二十二圓」に改める。

第八十三條中「一千二百二十二圓」

提供スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第四十八條中「第四十三條」の下

ニ「第一項」を加える。

第五十九條 収稅官吏ハ酒税ノ徵收

上必要アリト認ムルトキハ酒類ノ

製造者又ハ販賣者ノ組織スル團體

（其ノ組織スル團體ヲ含ム）ニ對シ

其ノ團體員ノ爲ス酒類ノ製造又ハ

販賣ニ關シ質問ヲ爲シハ其ノ團

體ノ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢查

スルコトヲ得

第五十九條ノ二を削る。

第六十條第一項及び第二項中「三

萬九千八百圓」を「十萬圓」に改める。

第六十三條ノ二第一項中「五萬圓」

を「十萬圓」に改める。

第六十四條第一項中「千圓」を「五

萬圓」を「十萬圓」に改める。

第六十三條ノ二第一項中「五萬圓」

を「十萬圓」に改める。

第六十四條第二項中「千圓」を「五

萬圓」に、同項第四號中「又ハ第

三十五條ノ二第一項」を「又ハ第五

九條」の下に「又ハ第五十九條」

第三第二項」に改める。

第六十五條中「五百圓」を「三萬

圓」に改め 同條第五號中「第五

十八條」の下に「又ハ第五十九條」

を加える。

第六十七條 法人ノ代表者又ハ法

人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ

他ノ從業者其ノ法人又ハ人ノ業

務又ハ財産ニ關シ第六十條、第

六十一條、第六十三條乃至第六

十五條又ハ第六十八條ノ違反行

為ヲ爲シタルトキハ行爲者ヲ罰

スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ

各本條ノ罰金刑ヲ科ス

第六十七條ノ二を削る。

第八十三條中「六千三百四十五

圓」を「一萬五千二百九十五圓」に、

「五百七十九圓」を「一千二百二十二圓」に改める。

第八十三條中「一千二百二十二圓」

ノ定ムル所ニ依リ酒税ヲ付擔保ヲ

ノ定ムル所ニ依リ酒税ヲ付擔保ヲ

ノ定ムル所ニ依リ酒税ヲ付擔保ヲ

ノ定ムル所ニ依リ酒税ヲ付擔保ヲ

タルトキ亦同シ

第十二條ノ三 取引所ノ取引員又ハ會員廢業、脫退其ノ他ノ事由ニ因リ其ノ資格ヲ失ヒタトキハ

命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ旨ヲ政府ニ申告スベシ但シ死亡又ハ

解散シタルトキハ所屬取引所ヨリ其ノ申告ノ爲スヘシ

前項ノ規定ハ取引所ノ取引員又ハ會員ニシテ清算取引ヲ爲ササルモノニハ之ヲ適用セス

第十五條中「百圓」を「五萬圓」に、「處シ直ニ其ノ稅金ヲ徵收ス」を「處ス」に改め、同條に次の二項を加える。

前項ノ罪ヲ犯シタル者ハ情狀ニ因リ三年以下ノ懲役ニ處シ又ハ徵收及罰金ヲ併科スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ直ニ其ノ稅金ヲ徵收ス

第十六條ノ三中「又ハ前條」及び「若ハ移入」を削り、「二十倍」を「十倍」に、「三千圓」を「五萬圓」に改め、同條に次の二項を加える。

人若ハ八人の代理人、使用人其ノ他ノ從業者其ノ法人又ハ人の業務又ハ財產ニ關シ第十五條乃至第十九條ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ行爲者ヲ罰スルノ外其ノ

法人又ハ人ニ對シ各本條ノ罰金刑ヲ科ス

第十五條 骨牌稅法の一部を次のよう

に改正する。

第四條第一項中「三百圓」を「千圓」に、「三十圓」を「百圓」に改め、同條第二項中「六圓」を「二

十圓」に改める。

第十四條第一項中「三千圓」を「五百圓」に、「千圓」を「三萬圓」に改める。

第五條第七号中「二十錢」を「一圓」に、「若ハ脱税高五倍ヲ越エ十倍以下」を「五萬圓」に改め、同條第二号を第三号とし、第一号の次に次の二号を加える。

第十九條中「百圓」を「三萬圓」に改め、同條第二号を第三号とし、第一号の次に次の二号を加える。

第二十條 第十二條ノ二及第十二條ノ三ノ規定ニ依ル申告ヲ怠リ又ハ詐リタルトキ

第十九條ノ二 第十六條後段、第十七條第一項、第十七條ノ二第一項又ハ第十八條後段ノ罪ヲ犯シタル者ハ情狀ニ因リ五年以下ノ懲役若ハ脱税高五倍ヲ超エ十倍以下ニ相當スル罰金ニ處シ又ハ徵收及罰金ヲ併科スルコトヲ得

第十二條ノ三 取引所ノ取引員又ハ會員廢業、脱退其ノ他ノ事由ニ因リ其ノ資格ヲ失ヒタトキハ

命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ旨ヲ政府ニ申告スベシ但シ死亡又ハ

解散シタルトキハ所屬取引所ヨリ其ノ申告ノ爲スヘシ

前項ノ規定ハ取引所ノ取引員又ハ會員ニシテ清算取引ヲ爲ササルモノニハ之ヲ適用セス

第十五條中「百圓」を「五萬圓」に改め、同條に次の二項を加える。

人若ハ八人の代理人、使用人其ノ他ノ從業者其ノ法人又ハ人の業務又ハ財產ニ關シ第十五條乃至第十九條ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ行爲者ヲ罰スルノ外其ノ

法人又ハ人ニ對シ各本條ノ罰金刑ヲ科ス

第十五條 骨牌稅法の一部を次のよう

に改正する。

第十四條第一項中「三百圓」を「三萬圓」に改め、同條第二項中「六圓」を「二

十圓」に改める。

第十四條第一項中「三千圓」を「五百圓」に改め、同條第二項中「二千圓」を「一百圓」に改める。

第十四條第一項中「五百圓」を「三萬圓」に改める。

第十四條第一項中「五百圓」を「三萬圓」に改める。

第十四條第一項中「五百圓」を「三萬圓」に改める。

第二十條に次の但書を加える。

但シ第十五條第二項及前條ノ場合ニ於テハ

合ニ於テ懲役ノ刑ニ處スルトキハ此ノ限りニ在ラス

第二十一條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ八人の代理人、使用人其ノ

他ノ從業者其ノ法人又ハ人の業務又ハ財產ニ關シ第十五條乃至第十九條ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ行爲者ヲ罰スルノ外其ノ

法人又ハ人ニ對シ各本條ノ罰金刑ヲ科ス

第十五條 骨牌稅法の一部を次のよう

に改正する。

第十四條第一項中「三百圓」を「千圓」に改め、同條第二項中「六圓」を「二

十圓」に改める。

第十四條第一項中「三千圓」を「五百圓」に改め、同條第二項中「二千圓」を「一百圓」に改める。

第十四條第一項中「五百圓」を「三萬圓」に改める。

其ノ法人又ハ人ニ對シ各本條ノ罰金刑ヲ徵收ス

第十二條ノ三中「又ハ前條」及び「若ハ移入」を削り、「二十倍」を「十倍」に改め、「三千圓」を「五萬圓」に改め、同條に次の二項を加える。

人若ハ八人の代理人、使用人其ノ他ノ從業者其ノ法人又ハ人の業務又ハ財產ニ關シ第十二條第二項ノ場合ニ於テ懲役ノ刑ニ處スルトキハ此ノ限りニ在ラス

第二十一條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ八人の代理人、使用人其ノ

他ノ從業者其ノ法人又ハ人の業務又ハ財產ニ關シ第十二條第二項ノ場合ニ於テ懲役ノ刑ニ處スルトキハ此ノ限りニ在ラス

第十二條 印紙稅法の一部を次のよう

に改正する。

第十四條第一項第一号乃至第五号

記載金高千圓以下ノモノ

同一萬圓以下ノモノ

同十萬圓以下ノモノ

同五十萬圓以下ノモノ

同一百萬圓以下ノモノ

同五百萬圓以下ノモノ

同一千萬圓以下ノモノ

同二千萬圓以下ノモノ

同三千萬圓以下ノモノ

同四千萬圓以下ノモノ

同五千萬圓以下ノモノ

同六千萬圓以下ノモノ

同七千萬圓以下ノモノ

同八千萬圓以下ノモノ

同九千萬圓以下ノモノ

同一億圓以下ノモノ

同二億圓以下ノモノ

同三億圓以下ノモノ

同四億圓以下ノモノ

同五億圓以下ノモノ

同六億圓以下ノモノ

同七億圓以下ノモノ

超ユルトキ三千圓ヲ超エ其ノ骨牌稅二十倍以下ニ相當スル罰金ニ處シ又ハ懲役及罰金ヲ併科ス

第十二條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ八人の代理人、使用人其ノ他ノ從業者其ノ法人又ハ人の業務又ハ財產ニ關シ第十二條第二項ノ場合ニ於テ懲役ノ刑ニ處スルトキハ此ノ限りニ在ラス

第十二條 印紙稅法の一部を次のよう

に改正する。

第十四條第一項第一号乃至第五号

記載金高千圓以下ノモノ

同一萬圓以下ノモノ

同十萬圓以下ノモノ

同五十萬圓以下ノモノ

同一百萬圓以下ノモノ

同五百萬圓以下ノモノ

同一千萬圓以下ノモノ

同二千萬圓以下ノモノ

同三千萬圓以下ノモノ

同四千萬圓以下ノモノ

同五千萬圓以下ノモノ

同六千萬圓以下ノモノ

同七千萬圓以下ノモノ

同八千萬圓以下ノモノ

同九千萬圓以下ノモノ

同一億圓以下ノモノ

同二億圓以下ノモノ

同三億圓以下ノモノ

同四億圓以下ノモノ

同五億圓以下ノモノ

同六億圓以下ノモノ

同七億圓以下ノモノ

同八億圓以下ノモノ

同九億圓以下ノモノ

同十億圓以下ノモノ

第一項及第二項ノ場合ニ於テハ直ニ其ノ稅金ヲ徵收ス

第九條中「三百圓」を「五萬圓」に改める。

第十條中「百圓」を「三萬圓」に改める。

第十二條 印紙稅法の一部を次のよう

に改正する。

第十四條第一項第一号乃至第五号

記載金高千圓以下ノモノ

同一萬圓以下ノモノ

同十萬圓以下ノモノ

同五十萬圓以下ノモノ

同一百萬圓以下ノモノ

同五百萬圓以下ノモノ

同一千萬圓以下ノモノ

同二千萬圓以下ノモノ

同三千萬圓以下ノモノ

同四千萬圓以下ノモノ

同五千萬圓以下ノモノ

同六千萬圓以下ノモノ

同七千萬圓以下ノモノ

同八千萬圓以下ノモノ

同九千萬圓以下ノモノ

同一億圓以下ノモノ

同二億圓以下ノモノ

同三億圓以下ノモノ

同四億圓以下ノモノ

同五億圓以下ノモノ

同六億圓以下ノモノ

同七億圓以下ノモノ

同八億圓以下ノモノ

同九億圓以下ノモノ

付テハ此ノ限ニ在ラス
同條第二項の次に次の二項を加
える。

稅務署收稅官吏ノ集取シタル重
要ナル犯別事件ノ證憑ハ之ヲ所
轄財務局收稅官吏ニ引繼ケシ
同條第三項に次の但書を加え
る。

但シ其ノ證憑カ重要ナル犯別事
件ノ證憑ナルトキハ最初ノ發見
地所轄財務局ノ收稅官吏ニ引繼
クヘシ、

第十二條第二項の次に次の二項
を加える。

財務局長ハ其ノ管轄區域外ニ於
テ犯別事件ノ調查ヲ必要トスル
トキハ之ヲ其ノ地ノ財務局長又
ハ稅務署長ニ屬託スルコトヲ得
第十三條、第十四條第一項、第
十七條第一項及び第十九條中「稅
務署長」を「財務局長又ハ稅務署
長」に改める。

第十九條ノ二中「第一條」を「第
一條第一項」、「千圓」ヲ「三萬
圓」に改める。

第二十條 戰時補償特別措置法の一
部を次のように改正する。

第四十一條第一項の次に次の二
項を加える。

前項の場合において、同項に規
定する讓渡人が解散に因り消滅し
ていたときは、第三十三條の規定
により戰時補償特別税を納付した
代位納付義務者は、當該譲渡人に
その政府特殊借入金の債権又は特
殊預金等を譲渡した者に對し、命
令の定めるところにより、當該代
位納付義務者がその取得に要した

對價に相當する金額と、當該譲渡
人がその政府特殊借入金の債権又
は特殊預金等の取得に要した對價
に相當する金額とのいづれか少な
い金額について求償をなすことが
できる。

前項の規定は、第一項に規定す
る譲渡人以外の者でその政府特殊
借入金の債権又は特殊預金等を譲
渡した者が解散に因り消滅してい
た場合について、これを準用す
る。

同條第二項中「前項」を「前三項」に
改め、同條第三項中「前項」及び「同
項」を「前三項」に改める。

第四十二條第二項中「第四項」を
「第六項」に改める。

第五十三條第一項中「第三項」を
「第五項」に、同條第二項中「第四項」
を「第六項」に改める。

第六十三條の二 政府特殊借入金の
債権を以て徵收した戰時補償特別
稅につき過誤納がつた場合にお
ける當該過誤納額の還付について
は、命令の定めるところにより、
還付すべき額と同額の登録國債と
なすことにより、これをなすもの
とする。

政府は、前項の過誤納額の還付
のため必要な金額を限り、公債を
發行することができる。

第二十一條 納稅施設法は、これを
廢止する。

第一條 この法律は、昭和二十一年
十二月一日から、これを施行す
る。但し、取引所得稅法第十二條
ノ一、第十二條ノ三及び第十九條

第二号の改正規定は、昭和二十三
年一月一日から、これを施行す
る。

第二條 所得稅法別表第二乃至第四
の改正規定は、昭和二十二年七月
一日以後の支給に係る給與に對
する分につき、これを適用する。

昭和二十二年六月三十日以前の
支給に係る給與に對する所得稅の
源泉徵收については、なお從前の
所得稅法別表第二乃至第四の例に
よる。

この法律施行前に徵收すべき所
得稅を徵收しなかつた場合又は徵
收した稅金を納付しなかつた場合
において、この法律施行の際現に
徵收していなかつた所得稅の稅額
又は納付していなかつた所得稅の
稅額についてこの法律施行前の期
間に對應して加算すべき稅額につ
いては、なお從前の所得稅法第五
十六條の例による。

前三項に定めるものを除く外、
改正後の所得稅法の規定（加算稅
及び罰則に關する部分を除く。）
は、昭和二十二年分以後の所得稅
につき適用する。但し、
所得税法第六條第五号、第九條第
一項第八号及び第二項並びに第十
條の改正規定は、昭和二十三年一
月一日以後における一時所得に對
する分から、これを適用する。

所得税法第二十一條第二項の改
正規定の適用により、四月予定申
告書、七月予定申告書、十月予定
申告書、七月修正予定申告書又は
十月修正予定申告書の提出を要し
ないこととなつた者は、昭和二十

二年分の所得稅について、第四
期分の所得稅額は、これを納付を
すること要しない。

改正後の所得稅法の規定の適用
により、予定納稅額に増減がある
に至つた者（前項に規定する者を
除く。）の昭和二十二年分の第四期
分として納付すべき所得稅額は、

從前の規定による當該期分の所
得稅額につき、從前の規定により
算出した予定納稅額と改正後の規
定により算出した予定納稅額との
差額に相当する金額を加算又は減
算した金額とする。

第三條 法人稅法第三十五條第二項
の改正規定は、法人の昭和二十二
年四月一日以後に終了する事業年
度分から、これを適用する。

第四條 相続稅法附則第三條第一項
但書の改正規定は、昭和二十二年
一月一日以後に納付すべき相繼稅
(延納年割額を含む。)で、この法
律施行の際現に納付されていない
分から、これを適用する。

第五條 この法律施行前に課した又
は課すべきであつた酒稅について
は、なお從前の例による。

第二項の製造者又は販賣業者は、
は、その所持する酒類の種類、級
別及びアルコール分の異なること
に數量、價格及び貯藏の場所並び
に前項の規定に該當するときはそ
の旨を、その法律施行後一箇月以
内に、政府に申告しなければなら
ない。

この法律施行の際、製造場又は
保稅地場以外の場所で酒類の製
造者又は販賣業者が各種類を通じ
て合計四斗以上の酒類を所持する
場合及びその所持する酒類が合計
四斗に満たない場合でも命令で定
める酒類が合計一斗以上である場
合においては、その場所を製造

場、その所持者を製造者とみなし
て、その所持する酒類に対し酒稅
を課する。この場合においては、

第六條 この法律施行前に課した又
は課すべきであつた清涼飲料稅に
ついては、なお從前の例による。

この法律施行の日に、その酒類を
製造場から移出したものとみな
し、改正後の酒稅法第二十七條、
第二十七條ノ二又は第八十三條の
規定により算出した稅額と從前の
規定により算出した稅額との差額
をその稅額として、命令の定める
ところにより徵收する。

前項の製造者又は販賣業者が酒
場、料理店その他酒類を自己の營
業場において飲料に供することを
業とする者であるときは、その業

務の用に供するため所持する麥酒
については一石につき五千六百九
十円、離酒については一石につき
二万五千円、その他の酒類につい
ては一石につき一万円の割合によ
り算出した金額を、前項の酒稅額
に加算する。

前項の製造者又は販賣業者が酒
場、料理店その他酒類を自己の營
業場において飲料に供することを
業とする者であるときは、その業

務の用に供するため所持する麥酒
については一石につき五千六百九
十円、離酒については一石につき
二万五千円、その他の酒類につい
ては一石につき一万円の割合によ
り算出した金額を、前項の酒稅額
に加算する。

第二項の製造者又は販賣業者は、
は、その所持する酒類の種類、級
別及びアルコール分の異なること
に數量、價格及び貯藏の場所並び
に前項の規定に該當するときはそ
の旨を、その法律施行後一箇月以
内に、政府に申告しなければなら
ない。

この法律施行の際、製造場に現
存する酒類で、戻入又は移入した
ものについては、酒稅法第三十八
條第一項の規定にかかるわらず、こ
れを移出した時に酒稅を徵收す
る。この場合においては、第二項
後段に定める稅額を、その稅額と

第六條 この法律施行前に課した又
は課すべきであつた清涼飲料稅に
ついては、なお從前の例による。

この法律施行の際、製造場以外の場所で、同一人が第一種又は第二種を通じて合計一石以上の清涼飲料を所持する場合においては、その場所を製造場、その所持者を製造者とみなして清涼飲料税を課す。この場合には、この法律施行の日に、その清涼飲料を製造場外に移出したものとみなし、第一種の清涼飲料については一石につき二千六百円、第二種の清涼飲料については一石につき四千六百円の割合により算出した金額をその税額として、命令の定めるところにより徴収する。

前項の清涼飲料の所持者は、その所持する清涼飲料の種別、数量及び貯藏の場所を、この法律施行後一箇月以内に、政府に申告しなければならない。

第七條 この法律施行前に課した又は課すべきであつた物品税については、なれど從前の一篇による。

この法律施行から一箇月以内に輸出した菓子、糖果その他の命令で定める物品に対する物品税法第十四條の規定による交付金については、なお從前の例による。

この法律施行前に、引き続いだ、印材類を製造する者が、この旨を政府に申告するときは、同條の規定施行の日に、物品税法第十五条の規定により、申告したものとみなす。

この法律施行の際、製造場又は保稅港域以外の場所で、改正後の物品税法第一條に掲げる印材類若しくは第二種の物品の製造者若しくは販賣者又は命令で定める者が左の各号の一に該当する物品を所持する場合においては、その場所を製造場、その所持者を製造者とみなして、物品税を課する。この場合においては、この法律施行の日に、その物品を製造場外に移出したものとみなし、命令の定めるところにより、その物品税を徴収する。但し、從前の規定により物品税を課せられた物品については、その課

せられた税額に相当する金額を控除した金額を、その税額とする。
一 價格一万円以上の印材類
二 三十万本以上の燐寸
三 飲、葡萄糖又は麥芽糖で、合計二百斤以上の蜂蜜
四 サツカリン又はヅルチンで、合計一百斤以上のもの
五 前項の製造者若しくは販賣者又は命令で定める者は、同項第一号及び貯藏の場所を、同項第二号乃至第五号の物品について、その品名ごとに数量及び貯藏の場所を、府に申告しなければならない。
第六條 この法律施行前に課した又は課すべきであった骨牌税については、なお前項の例による。
第七條 この法律施行の際、骨牌の製造又は販賣をなす者の所持する骨牌規定期による税額と從前の規定によつては、製造又は販賣をなす者が、改正後の骨牌税法等四條の規定による税額と從前の規定による税額との差額に相当する金額を、免額として、骨牌税を納めなければならぬ。
第八條 この法律施行の日から昭和二十三年四月十五日までに狩獵の免許を受ける者については、昭和二十一年分の総合所得税又は増加所得税を納める者及びその家族を以て改正後の骨牌税法第八條第一項に規定する一等に該当する者、分類所得税年額百五十円以上を納める者及びその家族を以て同項に規定する二等に該当する者、これらの者以外の者を以て同項に規定する三等に該当する者とみなす。
第九條 この法律施行の際、現に存する納稅準備預金については、旧納稅施設法第十二條の規定を除く外、なお前項の例による。
第十條 この法律による入場税法の改正に因る昭和二十二年度分の入場税の増收額については、地方

分與税法の規定は、これを適用しない。
第十二条 この法律施行前に課した税又は課すべきであつた登録税、織物消費税、入场税、特別入场税及び印紙税については、なお從前の例による。
第十三条 この法律施行前に、改正前の酒税法第五十九條第二項及び第五十九條ノ二第二項、税法第二十二條第一項、物品税法第五十九條ノ二第二項並びに入場税法第十九條第二項の規定により交付すべきであつた交付金について、なお従前の例による。
第十四条 得税法第五十五条第一項(同條第二項において準用する場合を含む)、法人税法第四十二條第一項(同條第二項において準用する場合を含む)、特別法人税法第十八條ノ二第一項(同條第二項において準用する場合を含む)、税法第五十九條第一項又は相続法第五十九條第一項(同條第一項又は第三項において準用する場合を含む)の規定により税額を算定する場合において、この法律施行前の期間に對應して加算すべき税額については、なお従前の例による。
第十五条 この法律による他の法律の改正前になし得る行爲に関する罰則の適用については、なお従前の例による。
所得稅法の一部を改正する等の法律案(内閣提出)に關する報告書
〔都合により最段号の附錄に掲載〕
非戰災者特別税法目次

別税を課する。
非戦災者特別税は、非戦災家屋
税及び非戦災者税とする。
第二條 この法律において非戦災家屋とは、昭和二十年八月十六日午前零時(以下「調査時期」という。)においてこの法律の施行地に在つた家屋をいう。
この法律において非戦災者とは、左に掲げる者をいう。
一 昭和二十二年七月一日午前零時(以下「課税時期」という。)において、この法律の施行地に独立して、世帯を構えていた世帯主のうち、その世帯の構成員の戦時勤務(戦争における調査航行等)又はこれに起因して生ずる災害をもつて、以下同じ。)により、この法律の施行地に在つた家屋又は動産(現金及び有價証券以外の動産をいう。以下同じ。)につき受けた損害額の合計額が一定の額を超えない世帯の世帯主の額の合計額が一定の額を超えない法人。
前項第一号又は第二号に規定する一定の金額は、同項第一号の世帯の構成員又は同項第二号の法人が調査時期においてこの法律の施行地で所有していた家屋又は動産の価額と同項第一号又は第二号の損害額との合計額に十分の三の割合を乗じて算出した金額とする。
戰時災害を受けた日以後課税時期までに、戰時災害に因り損害を受けた世帯の構成員について相続の開始があつた場合又は戰時災害に因り損害を受けた法人が合併により消滅した場合においては、第二項第一号又は第二号の損害額の計算については被相続人又は合併おいては、相続した財産の価額の割合に応して按分した損害額は、

これらは相続人又は合併後存続する法人若しくは合併に因り設立された法人が受けた損害額とみなす。調査時期後課税時期までに世帯の構成員について相続の開始があった場合は法人が合併に因り消滅した場合においては、第三項の家屋又は動産の價額の計算に消滅した法人が調査時期においてこの法律の施行地に所有していた家屋又は動産の價額(相続人が二人以上ある場合においては、相続した財産の價額に応じて)按分した價額は、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併に因り設立された法人が調査時期において所有していた家屋又は動産の價額とみなす。

前項の規定を適用する場合において、非戦災家屋又は非戦災者税の徴収に関する事項は、命令でこれを定める。

この法律において家屋とは、住家、店舗、工場、倉庫その他の建物をいう。

第三條 調査時期において非戦災家屋を所有していた者は、非戦災家屋税を納める義務がある。

第四條 課税時期においてこの法律の施行地に在った家屋を課税時期において使用していった非戦災者たる世帯主及び非戦災者たる法人は、非戦災者税を納める義務がある。但し、調査時期後あらかじめ設立された法人でこの法律の施行地に本店又は主たる事務所を有するもの及びこの法律の施行地に本店又は主たる事務所を有しない法人で調査時期後あらかじめ設立された法人でこの法律の施行地に本店又は主たる事務所を有することとなつたものは、この限りでない。

調査時期において存した事業を課税時期までに譲繼した法人に前項但書の規定は、これを適用

第五條 非戦災家屋税及び非戦災者税は、左に掲げる調査時期を有する者（日本の開港場を有する者を除く。）及び左に掲げる國の法令に基き設立された法人には、これを課さない。

オーストラリア、ベルギー、王國、ボリビア国、ラジル國、カナダ、チリ國、中華民國、コロンビア國、コスタリカ國、エクアドル國、エチオピア國、エジプト、ブリテン及びアイル蘭、デンマーク、ミニカ共和国、エティオピア國、フラン西國、グレート・ブリテン及びアイル蘭、合意王國、ギリシャ國、ニアマード國、ドミニカ共和国、エチオピア國、エティオピア國、フラン西國、スラング國、イングランド國、イラン國、イク國、レバノン、リベリ亞國、パラグアイ國、ペルニ國、ルクセンブルク大公國、メキシコ國、オランダ王國、ニーランド國、オランダ王國、ボーランド國、ノールウェイ王國、バナマ國、アラビア國、シリヤ、トルコ國、南アフリカ連邦、ソヴィエト社會主義共和国連邦、アメリカ合衆國、ウルグアイ國、エチオピア國、エチオピア國、エチオピア國、エチオピア國、エチオピア國。

第六條 調査時期において非戦災家屋を所有していた法人が調査時期において、その他の命令で定める公共團體の所有していなければ、非戦災家屋を除く。を取徴した者が調査時期において当該家屋を所有していたものとみなす。

第七條 調査時期において非戦災家屋を所有していた個人については、当該個人が明かでない場合においては、当該個人又は相続財團（相続人が該個人又は相続財團）が該個人又は相続財團による相続財産をいう。以下同じ。が調査時期において当該個人を所有していたものとみなす。

第八條 調査時期において非戦災家屋を所有していた法人が調査時期において、その他の命令で定める公共團體の所有していなければ、非戦災家屋を除く。を取徴した者が調査時期において当該家屋を所有していたものとみなす。

第九條 調査時期において非戦災家屋を所有していた法人が調査時期において、その他の命令で定める公共團體の所有していなければ、非戦災家屋を除く。を取徴した者が調査時期において当該家屋を所有していたものとみなす。

第十條 調査時期において非戦災家屋を所有していた法人が調査時期において、その他の命令で定める公共團體の所有していなければ、非戦災家屋を除く。を取徴した者が調査時期において当該家屋を所有していたものとみなす。

第十一條 第二項の規定は、前項に規定する家屋が課税時期において、當該家屋台帳により賃貸価格を定むべきものである場合において、當該家屋の全部又は一部についてその他の命令で定める公共團體の所有していなければ、非戦災家屋を除く。を取徴した者が調査時期において当該家屋を所有していたものとみなす。

この場合においては、第八條第二項中

用しない。

第五條 非戦災家屋税及び非戦災者税は、左に掲げる調査時期を有する者（日本の開港場を有する者を除く。）及び左に掲げる國の法令に基き設立された法人には、これを課さない。

オーストラリア、ベルギー、王國、ボリビア国、ラジル國、カナダ、チリ國、中華民國、コロンビア國、コスタリカ國、エクアドル國、エチオピア國、エジプト、ブリテン及びアイル蘭、デンマーク、ミニカ共和国、エチオピア國、エティオピア國、フラン西國、スラング國、イングランド國、イラン國、イク國、レバノン、リベリ亞國、パラグアイ國、ペルニ國、ルクセンブルク大公國、メキシコ國、オランダ王國、ニーランド國、ボーランド國、ノールウェイ王國、バナマ國、アラビア國、シリヤ、トルコ國、南アフリカ連邦、ソヴィエト社會主義共和国連邦、アメリカ合衆國、ウルグアイ國、エチオピア國、エチオピア國、エチオピア國、エチオピア國、エチオピア國。

第一項 の規定により國、地方公共團體又は同法第一條第一項に規定する特定範囲が調査時期において所持していなければ、非戦災家屋の譲渡を受けた者は、この法律の適用については、これを調査時期において當該家屋を所有していた者とみなす。

第二項 の規定により國、地方公共團體又は出資の拂込済金額の合計額が株式又は出資の拂込済金額の總額の三分の一以上に相当する法人が所有していなければ、非戦災家屋の譲渡を受けた者は、この法律の適用については、これを調査時期において當該家屋を所有していた者とみなす。

第三項 の規定により國、地方公共團體又は出資の拂込済金額の合計額が第五条第一号若しくは第二項第一号に規定する公共團體に譲渡された該家屋を所有するときは、當該家屋を所有する者とみなす。

第四項 の規定により國、都道府縣、市町村又は第一号若しくは第二項第一号に規定する公共團體に譲渡された該家屋を所有する者とみなす。

第五項 の規定により國、都道府縣、特別區、市町村その他の命令で定める公共團體の所有していなければ、非戦災者税は、左に掲げる金額の合計額による。

第六項 の規定により國、都道府縣、特別區、市町村その他の命令で定める公共團體の所有していなければ、非戦災者税は、左に掲げる金額の合計額による。

第七項 の規定により國、都道府縣、特別區、市町村その他の命令で定める公共團體の所有していなければ、非戦災者税は、左に掲げる金額の合計額による。

の賃貸價格とする。

前項に規定する非戦災家屋の全額において、譲渡を受けた家屋

が第十七條第一項若しくは第三項又は第十八條の規定による申告書の提出の時ににおいて旧家屋税

を課す。

部又は一部についてその賃貸價格

が調査時期において旧家屋税法第十五條に規定する家屋台帳に登録さ

れていない場合、調査時期前に掲載した家屋につき調査時期に

おいて当該損壊に係る賃貸價格の

修正がなされていなかつた場合又

は第六條第四項の規定の適用があ

る場合における非戦災家屋税の課税標準

においては、調査時期の現況により

（第六條第四項の規定の適用がある場合においては、當該譲渡のあ

る場合においては、當該譲渡のあ

る場合における非戦災家屋税の課税標準

においては、調査時期の現況により

第一項又は第二項の規定により、從前規定により存続する私立の中学校、同法第九十八条の規定により定められた中学校に於いては、同一の方法によらなければならぬ。
 第一項及び前項の一箇の家屋につては、同一の方法によらなければならぬ。
 第一項及び前項の一箇の家屋につては、同一の方法によらなければならぬ。
 第一項及び前項の一箇の家屋につては、同一の方法によらなければならぬ。
 第一項及び前項の一箇の家屋につては、同一の方法によらなければならぬ。
 第一項及び前項の一箇の家屋につては、同一の方法によらなければならぬ。
 第一項及び前項の一箇の家屋につては、同一の方法によらなければならぬ。
 第一項及び前項の一箇の家屋につては、同一の方法によらなければならぬ。
 第一項及び前項の一箇の家屋につては、同一の方法によらなければならぬ。

第一項又は第二項の規定により、從前規定により存続する私立の中学校、同法第九十八条の規定により定められた中学校に於いては、同一の方法によらなければならぬ。
 第一項及び前項の一箇の家屋につては、同一の方法によらなければならぬ。
 第一項及び前項の一箇の家屋につては、同一の方法によらなければならぬ。
 第一項及び前項の一箇の家屋につては、同一の方法によらなければならぬ。
 第一項及び前項の一箇の家屋につては、同一の方法によらなければならぬ。
 第一項及び前項の一箇の家屋につては、同一の方法によらなければならぬ。
 第一項及び前項の一箇の家屋につては、同一の方法によらなければならぬ。
 第一項及び前項の一箇の家屋につては、同一の方法によらなければならぬ。

第一項又は第二項の規定により、從前規定により存続する私立の中学校、同法第九十八条の規定により定められた中学校に於いては、同一の方法によらなければならぬ。
 第一項及び前項の一箇の家屋につては、同一の方法によらなければならぬ。

前項の規定を適用する場合において、非戦災家屋税の納付に関する事項は、命令でこれを定める。第二十九條 政府は、前二條の規定により延納又は第二封鎖預金等による納付の申請があつた場合には、必要があると認めるときは、税金の納付を猶予することができること。

第二百五十九條 第二七條若しくは第十八條の規定による申告書が提出された場合は、前二條第一項の規定による申告書の修正があつた場合若しくは税金の規定期限による申告書を提出した場合若しくは税額の修正があつた場合において、申告書は修正され、税金の規定期限による申告書が提出された場合は、前二條第一項の規定による申告書の修正があつた場合若しくは税額の修正があつた場合において、申告書を提出しなかつた場合は、直ちに追徴税額を徴収する。

第二百五十九條 第二七條若しくは第十八條の規定による申告書が提出された場合は、前二條第一項の規定による申告書の修正があつた場合若しくは税額の修正があつた場合において、申告書を提出しなかつた場合は、直ちに追徴税額を徴収する。

第二百五十九條 第二七條若しくは第十八條の規定による申告書が提出された場合は、前二條第一項の規定による申告書の修正があつた場合若しくは税額の修正があつた場合において、申告書を提出しなかつた場合は、直ちに追徴税額を徴収する。

第三十一条 政府は、第二十九條の規定により課税標準又は税額を更正し又は課税標準又は税額を提出した場合において、申告書を提出した場合は、前二條第一項の規定による申告書の修正があつた場合若しくは税額の修正があつた場合において、申告書を提出しなかつた場合は、直ちに追徴税額を徴収する。但し、納稅義務者が第47条に規定する納稅管理人の申告をなさないで、この法律の施行地に住所及び居所又は事業所を有する者は、申告書を提出しなかつた場合は、直ちに追徴税額を徴収する。

第五章 審査訴訟

第三十二条 非戦災家屋税又は非戦災者税の納稅義務者は、第三十條の規定により政府の通知した非戦災家屋税若しくは非戦災者税の課税標準若しくは税額又は第十八條の規定による申告書を提出しなかつた場合は、直ちに追徴税額を徴収する。

第三十三条 政府は、前二項の規定による課税標準又は税額を更正する。

第三十四条 政府は、前二項の規定による課税標準又は税額を更正し又は税額の更正又は決定は、政府の調査により、その課税標準又は税額を更正する。

第三十五条 政府は、前二項の規定による課税標準又は税額を更正し又は税額の更正又は決定は、これを納稅義務者に通知して、公告の通じて行うことができる。

第三十六条 政府は、左に掲げる場合においては、命令の定めるところにより、非戦災者税を賦課すべき家屋

を賦課すべき家屋を減免することができる。

第三十七条 政府は、前二項の請求が認められたときは、税金の徵收を猶予することができる。

第三十八条 政府は、前二項の請求が認められたときは、税金の徵收を猶予することができる。

第三十九条 非戦災家屋税又は非戦災者税の納稅義務があると認められる者が申告書を提出しなかつた場合は、前二項の請求が認められたときは、税金の徵收を猶予することができる。

第四十条 政府は、前二項の請求が認められたときは、税金の徵收を猶予することができる。

第四十一条 第二十九條第二項若しくは第三十條の規定による更正若しくは決定又は

第四十二条 第二十九條第一項の規定による追徴税額に関する訴願又は訴訟は、

第四十三条 政府は、左に掲げる場合においては、命令の定めるところにより、非戦災家屋税を賦課すべき家屋

を賦課すべき家屋を減免することができる。

第四十四条 政府は、前二項の規定によ

る。但し、税金の徵收を猶予することができる。

第四十五条 政府は、前二項の規定によ

る。但し、税金の徵收を猶予することができる。

第四十六条 政府は、前二項の規定によ

る。但し、税金の徵收を猶予することができる。

第四十七条 政府は、前二項の規定によ

る。但し、税金の徵收を猶予することができる。

第四十八条 政府は、前二項の規定によ

る。但し、税金の徵收を猶予することができる。

第四十九条 政府は、前二項の規定によ

る。但し、税金の徵收を猶予することができる。

第五十条 政府は、前二項の規定によ

る。但し、税金の徵收を猶予することができる。

第五十一条 政府は、前二項の規定によ

る。但し、税金の徵收を猶予することができる。

第五十二条 政府は、前二項の規定によ

る。但し、税金の徵收を猶予することができる。

第三十九條 第二十九條第二項若しくは第三十條の規定による更正若しくは決定又は

第四十条 第二十九條第一項の規定による追徴税額に関する訴願又は訴訟は、

第四十一条 第二十九條第一項の規定による追徴税額に関する訴願又は訴訟は、

第四十二条 第二十九條第一項の規定による追徴税額に関する訴願又は訴訟は、

第四十三条 第二十九條第一項の規定による追徴税額に関する訴願又は訴訟は、

第四十四条 第二十九條第一項の規定による追徴税額に関する訴願又は訴訟は、

第四十五条 第二十九條第一項の規定による追徴税額に関する訴願又は訴訟は、

第四十六条 第二十九條第一項の規定による追徴税額に関する訴願又は訴訟は、

第四十七条 第二十九條第一項の規定による追徴税額に関する訴願又は訴訟は、

第四十八条 第二十九條第一項の規定による追徴税額に関する訴願又は訴訟は、

第五十九條 第二十九條第一項乃至第三項の規定による更正若しくは決定又は

第六十条 第二十九條第一項の規定による追徴税額に関する訴願又は訴訟は、

第六十一条 第二十九條第一項の規定による追徴税額に関する訴願又は訴訟は、

第六十二条 第二十九條第一項の規定による追徴税額に関する訴願又は訴訟は、

第六十三条 第二十九條第一項の規定による追徴税額に関する訴願又は訴訟は、

第六十四条 第二十九條第一項の規定による追徴税額に関する訴願又は訴訟は、

第六十五条 第二十九條第一項の規定による追徴税額に関する訴願又は訴訟は、

第六十六条 第二十九條第一項の規定による追徴税額に関する訴願又は訴訟は、

第六十七条 第二十九條第一項の規定による追徴税額に関する訴願又は訴訟は、

第六十八条 第二十九條第一項の規定による追徴税額に関する訴願又は訴訟は、

第六十九條 第二十九條第一項の規定による追徴税額に関する訴願又は訴訟は、

第七十条 第二十九條第一項の規定による追徴税額に関する訴願又は訴訟は、

第七十一条 第二十九條第一項の規定による追徴税額に関する訴願又は訴訟は、

第七十二条 第二十九條第一項の規定による追徴税額に関する訴願又は訴訟は、

第七十三条 第二十九條第一項の規定による追徴税額に関する訴願又は訴訟は、

第七十四条 第二十九條第一項の規定による追徴税額に関する訴願又は訴訟は、

第七十五条 第二十九條第一項の規定による追徴税額に関する訴願又は訴訟は、

第七十六条 第二十九條第一項の規定による追徴税額に関する訴願又は訴訟は、

第七十七条 第二十九條第一項の規定による追徴税額に関する訴願又は訴訟は、

第七十八条 第二十九條第一項の規定による追徴税額に関する訴願又は訴訟は、

第七十九條 第二十九條第一項の規定による追徴税額に関する訴願又は訴訟は、

第八十条 第二十九條第一項の規定による追徴税額に関する訴願又は訴訟は、

第八十一条 第二十九條第一項の規定による追徴税額に関する訴願又は訴訟は、

第八十二条 第二十九條第一項の規定による追徴税額に関する訴願又は訴訟は、

第八十三条 第二十九條第一項の規定による追徴税額に関する訴願又は訴訟は、

第八十四条 第二十九條第一項の規定による追徴税額に関する訴願又は訴訟は、

第八十五条 第二十九條第一項の規定による追徴税額に関する訴願又は訴訟は、

第八十六条 第二十九條第一項の規定による追徴税額に関する訴願又は訴訟は、

第八十七条 第二十九條第一項の規定による追徴税額に関する訴願又は訴訟は、

第八十八条 第二十九條第一項の規定による追徴税額に関する訴願又は訴訟は、

二 従い、省令を発すること。
三 二、法律に触れない範囲において、郵便局を設置し、又は廃止し、郵便局の窓口を取扱時間及び郵便物の取集、遞送及び配達に関する施設をすること。
四 取扱事務の範囲を定めること。
五 郵便の業務に從事する者をそ
の職務につき指揮監督すること。
六 法律に触れない範囲において、郵便の業務に從事する者の能率の向上を図るために必要な厚生、保健その他の施設をし、且つ、郵便の業務に從事する者の訓練を行うこと。
七 前各号に掲げるものを除いて、郵便に關し通信大臣の職責として法令の定める事項を掌理すること。
八 第三條(通信大臣の職權の委任) 通信大臣は、この法律に定める職務で細目的の事項に從事するものを、條件を定めて、通信局長又は郵便局长に委任することができる。
九 第四條(郵便の業務に從事する官吏の待遇) 郵便の業務に從事する官吏(特に特定郵便局長を含む。)の身分、給與及び服務に関する事項並びに特定期間内に於ける事務の運営に関する事項は、この法律でこれを定めず、別に法律でこれを定める。
一〇 第五條(事業の独立) 何人も、郵便の業務を業とし、又、他の行う郵便の業務に從事する場合を除いて、郵便の業務に從事してはならない。但し、通信大臣が、法律の定めるところに従い、契約により通信官署のため郵便の業務の一部を行わせることを妨げない。
一一 何人も、信書の送達を營業とし得てはならない。
一二 運送業者、その代表者又はその代理人その他の從業者は、その運送方法により他人のために信書の送達をしてはならない。但し、貨

従い、省令を発すること。

二 法律に触れない範囲において、郵便局を設置し、又は廃止して、郵便局の窓口取扱時間及び取扱事務の範囲を定めること。

三 郵便物の収集、運送及び配達に関する施設をすること。

四 郵便の業務に從事する者をその職務につき指導監督すること。

五 法律に触れない範囲において、郵便の業務に從事する者の生産率の向上を図るため必要な厚生、保健その他の施設をし、且つ、郵便の業務に從事する者の訓練を行ふこと。

六 郵便事業を行うため、財政及び会計に関する法令の定めるところに従い、必要な契約をすること。

七 前各号に掲げるものを除いて、郵便に關し通信大臣の職責として法令の定める事項を掌理すること。

物に添附する無封の添状又は送狀は、この限りでない。

第六條(利用の公平) 何人も、郵便物の利用について差別されることがない。

第七條(利用の制限及び業務の停止) 遅信大臣は、天災その他やむを得ない事由がある場合において、重要な郵便物の取扱を確保するため必要があるときは、郵便の利用を制限し、又は郵便の業務の一部を停止することができる。

第八條(検閲の禁止) 郵便物の検閲は、これをしてはならない。

第九條(秘密の確保) 遅信官署の取扱中に係る信書の秘密は、これを侵してはならない。

一 郵便の業務に從事する者は、在職の郵便物に關し、いかに得たか他人の祕密を守らなければならない。その職を退いた後においても、同様とする。

第十條(郵便物運送の義務) 左の者は、郵便物の運送に関する法律の規定によるところにより、遅信大臣の要求があつたときは、郵便物の運送をしなければならない。

一 國の運営する鉄道、船又は自動車を管理する者

二 地方鉄道法による地方鉄道業者

三 軌道法による軌道業者

四 一般交連の用に供するため航路を定め定期に船舶を運航して運送業を當む者

五 路線を定める一般自動車運送業者

六 事業を當む者

七 索道事業を當む者

一 前各号に掲げるものを除いて、一般交通の用に供するため航路又は路線を定期に舟車を運行して運送業を當む者

前項の場合には、通信大臣は、郵便物の運送に関する法律の定めるところにより、相当の運送料金を支拂わなければならぬ。

第十一條(海損の分担の免除) 郵便物及びその取扱に必要な物件は、

<p>第十二條(検疫の優先) 郵便物が検疫を受くべき場合に、他の物件に先だつて、直ちに検疫を受け得る。</p> <p>第十三條(郵便に関する條約) 郵便物が検疫を受くべき場合に別段の定ある場合には、その規定による。</p>	<p>海損を分担しない。</p> <p>第二章 郵便物及びその料金</p>
<p>第十四條(郵便禁制品) 左の物は、これを郵便物として差し出すことができない。</p> <p>一 爆発性 無火性その他の危險性のある物で遞信大臣の指定するもの</p> <p>二 薬業 園業 搾物及び劇物、官薬剤師又は擅薬物販業者が差し出せるものを除く。</p> <p>三 生きた病源体及び生きた病源</p>	<p>第一節 通則</p> <p>左の物は、これを郵便物として差し出すことができない。</p> <p>一 爆発性 無火性その他の危險性のある物で遞信大臣の指定するもの</p> <p>二 薬業 園業 搾物及び劇物、官薬剤師又は擅薬物販業者が差し出せるものを除く。</p> <p>三 生きた病源体及び生きた病源</p>

振替金、簡易生命保険、郵便年金及び恩給の支給その他の國庫金の受入拂渡又は收入印紙の賣さきの事務に関する郵便物で左のものは「無料」でこれを差し出すことができる。左のものは「無料」でこれを差し出すことができる。

一 遷信官署から差し出されるもの

二 遷信官署の依頼により遷信官署にあてて差し出されるものの無料郵便物は、他の法律に規定のあるもの及び遷信大臣が指定するものを除いて、これを特殊取扱うことができない。

第二節 通常郵便物

第二十一条(第一種郵便物) 左の郵便物は、第一種郵便物とする。
一 筆書きした書狀(特定の人に対してた通信文を紙章又はこれに類するものに筆書き(印章又はタイプライターによる場合を含む。)したるもので、郵便葉書でないもの)を内容とするもの。

二 郵便切手、返信切手券、料額印面のついた郵便葉書、收入印紙、紙幣、銀行券、公債証券、社債券、株券、貨物引換証、船約証券、倉庫証券、爲替手形、束手形、小切手、郵便爲替証書、商品券又はこれらに類する証票、形証券若しくは証書で通信大臣の指定するものを内容とするもの。

三 他の種類の郵便物に該当しないもの

第一種郵便物の料金は、重量二十グラム又はその端数ごとに一円二十銭とする。

第二十二条(第二種郵便物) 郵便葉書は、第二種郵便物とし、通常葉書及び往復葉書とする。

第二種郵便物の料金は、通常葉書にあつては五十銭、往復葉書にあつては一円とする。

郵便葉書は、通信大臣が、省令でその規格及び様式を定めて、これを発行する。但し、省令の定めするところにより、通信大臣の發行する郵便葉書の規格及び様式を標

准として、これを私製することを妨げない。郵便書は、その表面に差出人及び受取人の氏名及び住所又は居所以外の事項を記載し、他の物を添附し、又は原形を変えてこれを通信大臣は、省令で別段の定をすることができる。

第二十三條(第三種郵便物) 第三種郵便物の規定に違反して差し出された郵便書は、これを第一種郵便物として取り扱う。

第二十四條(第三種郵便物) 第三種郵便物の認可のあることをあらわす文字を掲げた定期刊行物を内容とする郵便物で開封とするものは、第三種郵便物とすべき定期刊行物は、通信大臣の認可のあるものに限る。

第二十五條(第三種郵便物の題号等) 每月一回以上号を逐つて定期に発行するものであること。

第二十六條(定期刊行物の終期を予定し得ないものであること) 一、政治、経済、文化その他公的な事項を報道し、又は論説することを目的とし、あまく発表されるものであることは、第三種郵便物の料金は、重量百グラム又はその端数ごとに五十銭とする。但し毎月三回以上発行する新聞紙、官報及び公報で発行されるもの又は賣さばき人から差し出されるその一日分又は一部を内容とするものの料金は、重量百グラム又はその端数ごとに五十五銭とする。

第二十七條(第五種郵便物) 左の物を内容とする郵便物で開封するものは、第五種郵便物とする。郵便物の料金は、重量一キログラム又はその端数ごとに十五銭とする。

第二十八條(第五種郵便物) 同様とする。

第二十九條(第五種郵便物) 省令の定める植物種子、苗、苗木、及び根、樹皮並びにきのこで栽培又は培養の用に供するもの。

第三十條(第五種郵便物) 法令の規定に基いて行う食糧の検査のため官公署相互間に発受する食糧の標本。

第三十一條(第五種郵便物) 郵便に関する料金納付方法及び時期。

第三十二條(料金納付の方法及び時

期) 郵便に関する料金は、この法律に別段の定のある場合を除い

第三十三條(料金の還付) 郵便に関する料金は、左のものに限り、これを納付した者の請求により、通信大臣の認可を受けなければならぬ。

前項の認可を受けた者は、直ちにその料金として、一事項の変更の合場にあつては百円、二事項以上の変更の場合にあつては五百円を納付しなければならない。

第三十四條(第四種郵便物) 左の物を内容とする郵便物で開封するものは、第四種郵便物とする。

第三十五條(第四種郵便物) 印刷物(冒頭用点字のみを掲げたものは、これを印刷物とみなす)。

第三十六條(第四種郵便物) 二業務用書類(特定の人にとって通信用でない事項を紙又はこれに類する物に記載した物)。

第三十七條(第四種郵便物) 写真、書、画及び図。

第三十八條(第四種郵便物) 商品の見本及びひな形並びに学術上の標本。

第三十九條(異種合装) 異種の通常郵便物をともに包装したものとみなす。

第四十条(第三種郵便物) 異種の通常郵便物をともに包装したものは、これをその種類中の最高料金を納付すべき郵便物として取り扱う。但し、第二種郵便物を他種の郵便物とともに包装した郵便物は、これと同様に扱われる。

第四十一条(第三種郵便物) 第二種郵便物として取り扱う。

第四十二条(第三種郵便物) 第二種郵便物を内包する郵便物で、その包装の表面のみやすい所に小包なる文字を掲げたものは、小包郵便物とする。

第四十三条(第三種郵便物) 小包郵便物の料金は、重量二キログラムまで五円とし、二キログラムを超える二キログラム又はその端数ごとに三円を増す。

第四十四条(第三種郵便物) 郵便大臣は、省令で、都の区の存する区域内、同一特別市内又は同一市町村内のみにおいて発着する小包郵便物の料金を前項の料金の半額まで低減することができる。

第四十五条(第三種郵便物) 郵便に関する料金納付の義務は、その納付すべき日から六箇月以内に納付の告知を受けないことに因つて消滅する。

第四十六条(料金納付の義務の撤回) 郵便に関する料金納付の例に

の変更) 第二十三條第二項の認可を受けた定期刊行物の題号、掲載事項の種類又は發行人の変更については、省令の定めるところに差し出された郵便書は、これを郵便物として差し出されることは、省令の定めるところに規定する郵便物の内容に規定するところにより、これを郵便物として差し出されなければならない。

前項の認可を受けた者は、直ちにその料金として、一事項の変更の合場にあつては百円、二事項以上の変更の場合にあつては五百円を納付しなければならない。

第四十七条(第四種郵便物) 左の物を内容とする郵便物で開封するものは、第四種郵便物とする。

第四十八条(第四種郵便物) 印刷物(冒頭用点字のみを掲げたものは、これを印刷物とみなす)。

第四十九條(第四種郵便物) 二業務用書類(特定の人にとって通信用でない事項を紙又はこれに類する物に記載した物)。

第五十条(第四種郵便物) 写真、書、画及び図。

第五十一条(第四種郵便物) 商品の見本及びひな形並びに学術上の標本。

第五十二条(第四種郵便物) 異種の通常郵便物をともに包装したものとみなす。

第五十三条(第四種郵便物) 異種の通常郵便物をともに包装したものは、これをその種類中の最高料金を納付すべき郵便物として取り扱う。但し、第二種郵便物を他種の郵便物とともに包装した郵便物は、これと同様に扱われる。

第五十四条(第四種郵便物) 第二種郵便物として取り扱う。

第五十五条(第四種郵便物) 第二種郵便物を内包する郵便物で、その包装の表面のみやすい所に小包なる文字を掲げたものは、小包郵便物とする。

第五十六条(第四種郵便物) 小包郵便物の料金は、重量二キログラムまで五円とし、二キログラムを超える二キログラム又はその端数ごとに三円を増す。

第五十七条(第四種郵便物) 郵便大臣は、省令で、都の区の存する区域内、同一特別市内又は同一市町村内のみにおいて発着する小包郵便物の料金を前項の料金の半額まで低減することができる。

第五十八条(第四種郵便物) 郵便に関する料金納付の義務は、その納付すべき日から六箇月以内に納付の告知を受けないことに因つて消滅する。

第五十九條(第四種郵便物) 郵便に関する料金納付の例に

の変更) 第二十四條引受の際の申告及び開示の規定による料金の還付の請求) 前項の場合において、郵便物が差出人の申告と異なりこの法律違反して差し出された疑があるときは、通信官署は、郵便物引受けの際郵便物の内容たる物の種類及び性質につき、差出人に申告を求めることができる。

第六十条(第四種郵便物) 第四章郵便物の取扱いの規定による料金の還付の請求) 前項の場合において、郵便物が差出人の申告と異なりこの法律違反して差し出された疑があるときは、通信官署は、郵便物引受けの際郵便物の内容たる物の種類及び性質につき、差出人に申告を求めることができる。

第六十一条(第四種郵便物) 差出人が第一項の申告又は前項の開示を拒んだときは、通信官署は、その郵便物の引受けをしないことができる。

第六十二条(第四種郵便物) 前項の不納金額につき、通信大臣が、國税滞納処分の例によりこれを徴収する。

第六十三条(第四種郵便物) 前項の不納金額につき、通信大臣が、國税滞納処分の例によりこれを徴収する。

第六十四条(第四種郵便物) 第四十一條(取扱中に係る郵便物の

(開示) 運信官署は、その取扱中に係る郵便物がこの法律又はこの法律に基く省令の規定に違反して差し出された疑があるときは、差出人又は受取人にその開示を求めることができる。

差出人又は受取人が前項の開示を拒んだとき、又は差出人若しくは受取人に開示を求めることができないときは、運信大臣の指定する通信官署において、その郵便物を開くことができる。但し、封かぎで差出人にこれを開くことができる。

第一四二條(危険物の処置) 運信官

当該郵便物の発送準備完了前であるとき

当該郵便物を配達すべきとき

三 差出郵便局が当該郵便物を配達すべきとき

第四十四條(轉送) 郵便物の受取人がその住所又は居所を変更した場合において、あらたな住所又は居所が判明しているときは、その郵便物は、これをそのままの住所又は居所に轉送する。

又は通常郵便物又は小包郵便物を轉送したときは、運信官署は、配達料の料金及び書留料、保険料又は速達料を納付させる。

受取人が納付しないときは、差出人がこれに對して必要な証明を求めることができる。

第四十六條(正当の交付) この法律又はこの法律に基く省令に規定する手続を経て郵便物を交付したときは、正当の交付をしたものとみなす。

第四十七條(郵便物差出箱の私設) 郵便差出箱は、運信官署の承認を受

署は、その取扱中に係る郵便物がこの法律又はこの法律に基く省令の規定に違反して差し出された場合には、直ちに差出人との旨を通知しなければならない。

第四十三條(あて名変更及び取もどし) 郵便物の差出人は、当該郵便物の配達前又は交付前に限り、あて名の変更又は取もどしを差出郵便局に請求することができる。

は、左の通りとする。

一 当該郵便物の發送準備完了前であるとき

二 当該郵便物を配達すべきとき

三 差出郵便局が当該郵便物を配達すべきとき

第四十四條(轉送) 郵便物の受取人がその住所又は居所を変更した場合において、あらたな住所又は居所が判明しているときは、その郵便物は、これをそのままの住所又は居所に轉送する。

又は通常郵便物又は小包郵便物を轉送したときは、運信官署は、配達料の料金及び書留料、保険料又は速達料を納付させる。

受取人が納付しないときは、差出人がこれに對して必要な証明を求めることができる。

第四十六條(正当の交付) この法律又はこの法律に基く省令に規定する手続を経て郵便物を交付したときは、正当の交付をしたものとみなす。

第四十七條(郵便物差出箱の私設) 郵便差出箱は、運信官署の承認を受

けで、これを私設することができます。

第四十九條(私設郵便差出箱の料金) の取集料は、月割額による。

第五十一条(郵便物の還付) 受取人に交付することができない郵便物は、これを差出人に還付する。

は、これを棄却し、有價物で滅失する。

第五十二条(郵便物の還付) 受取人に交付することができない郵便物は、これを差出人に還付する。

は、これを棄却し、有價物で滅失する。

第五十三条(郵便物の還付) 受取人に交付することができない郵便物は、これを差出人に還付する。

は、これを棄却し、有價物で滅失する。

第五十四条(郵便物の還付) 受取人に交付することができない郵便物は、これを差出人に還付する。

は、これを棄却し、有價物で滅失する。

第五十五条(誤配達郵便物の處理) 郵便物の誤配達を受けた者は、その残額を保管する。

第五十六条(郵便物への委任) この法律で規定するもの外、郵便物の住所又は居所を郵便物に表示しなければならない。

第五十七条(特殊取扱の種類) 運信官署は、郵便物の特殊取扱として、書留、保険料、速達、引取時刻記明、配達証明、内容証明、代金引換、特別送達及び年賀特別郵便の取扱を実施する。

第五十八條(書留) 書留の取扱においては、運信官署において、当該

郵便物の引取から配達に至るまでの経路を明かにしておくため必要

の通常郵便物) 料金未納又は料金不足の通常郵便物で、特殊取扱としないものは、受取人が、その保管を開始した日から三箇月以内に納金額の二倍に相当する額の料金を納付してこれを受取ることが可能である。

第四十九條(私設郵便差出箱の料金) の中途において郵便差出箱の私設の承認があつた場合におけるその発生を避けるため棄却その他必要な処置をすることができる。この場合には、直ちに差出人の旨を通知しなければならない。

第五十条(私設郵便差出箱の取集料) 郵便物の差出人は、当該郵便物の配達前又は交付前に限り、あて名変更料及び取もどし料は、左の通りとする。

一 当該郵便物の發送準備完了前であるとき

二 当該郵便物を配達すべきとき

三 差出郵便局が当該郵便物を配達すべきとき

第四十四條(轉送) 郵便物の受取人がその住所又は居所を変更した場合において、あらたな住所又は居所が判明しているときは、その郵便物は、これをそのままの住所又は居所に轉送する。

又は通常郵便物又は小包郵便物を轉送したときは、運信官署は、配達料の料金及び書留料、保険料又は速達料を納付させる。

受取人が納付しないときは、差出人がこれに對して必要な証明を求めることができる。

第四十六條(正当の交付) この法律又はこの法律に基く省令に規定する手続を経て郵便物を交付したときは、正当の交付をしたものとみなす。

第四十七條(郵便物差出箱の私設) 郵便差出箱は、運信官署の承認を受

けで、これを私設することができます。

第五十条(私設郵便差出箱の取集料) の取集料は、月割額による。

第五十一条(郵便物の還付) 受取人に交付することができない郵便物は、これを差出人に還付する。

は、これを棄却し、有價物で滅失する。

第五十二条(郵便物の還付) 受取人に交付することができない郵便物は、これを差出人に還付する。

は、これを棄却し、有價物で滅失する。

第五十三条(郵便物の還付) 受取人に交付することができない郵便物は、これを差出人に還付する。

は、これを棄却し、有價物で滅失する。

第五十四条(郵便物の還付) 受取人に交付することができない郵便物は、これを差出人に還付する。

は、これを棄却し、有價物で滅失する。

第五十五条(誤配達郵便物の處理) 郵便物の誤配達を受けた者は、その残額を保管する。

第五十六条(郵便物への委任) この法律で規定するもの外、郵便物の住所又は居所を郵便物に表示しなければならない。

第五十七条(特殊取扱の種類) 運信官署は、郵便物の特殊取扱として、書留、保険料、速達、引取時刻記明、配達証明、内容証明、代金引換、特別送達及び年賀特別郵便の取扱を実施する。

第五十八條(書留) 書留の取扱においては、運信官署において、当該

郵便物の引取から配達に至るまでの経路を明かにしておくため必要

第五十九條(保険扱) 保険扱においては、通信官署において、当該郵便物の引受けから配達に至るまでの経路を明かにしておくため必要な記録をし、送達の途中において当該郵便物を亡失し、又は引き損した場合には、差出の際通信官署に由来のあつた損害要償額の全部又は一部を賠償する。

保険扱は、書留とする郵便物以外の郵便物につき、これをするものとする。

第一項の損害要償額は、五千円以下とし、郵便物の内容たる物が、通貨であるときは、その金額を、通貨以外の物であるときは、その時価を超えることができる。

保険扱料は、左の通りとする。

一 損害要償額が五百円以下であるとき

二 損害要償額が五百円を超えるとき

三 通貨

四 通貨以外のもの

五 五百円又はその端数ごとに五百円を前号の料金額に加えた金額

六 五百円又はその端数ごとに五百円を前号の料金額に加えた金額

七 五百円又はその端数ごとに五百円を前号の料金額に加えた金額

八 五百円又はその端数ごとに五百円を前号の料金額に加えた金額

九 五百円又はその端数ごとに五百円を前号の料金額に加えた金額

十 五百円

十一 五百円

十二 五百円

十三 五百円

十四 五百円

十五 五百円

十六 五百円

十七 五百円

十八 五百円

十九 五百円

二十 五百円

配達証明の取扱は、書留又は保険扱とする郵便物につき、これをするものとする。

配達証明の取扱は、郵便物を差出した後でも、その差出の日から六箇月以内に限り、これをすることができる。

配達証明料は、十円とし、前項の規定による取扱をするときは、十円を増す。

(内訳証明) 内訳証明の取扱においては、通信官署において、当該郵便物の内容たる文書の内容を省令の定める暗本によつて証明する。

内訳証明の取扱は、仮名、漢字数字その他省令の定める文字又は記号を記載した文書一通のみを内容とする通常郵便物で書留とするものにつき、これをするものとする。

内訳証明料は、当該郵便物の内容たる文書の暗本が一枚であるときは、上円とし、一枚を超える一枚ごとに五円を増す。

二箇以上の郵便物でその内容たる文書の内容を同じくするもの及び文書の内容を同じくする人他の氏名及び住所又は居所のみを異なる二箇以上の郵便物で夫々その名ある人に対してたものについての内容証明料の額は、そのうち一箇は前項に規定する額とし、その他の一箇ごとにその半額とする。

第六十一条(引受け時刻証明) 引受け時刻証明の取扱においては、通信官署において、当該郵便物を他の郵便物に優先して送達する。第二項に規定する路程は、通信官署の定めるところによる。

第六十二条(配達証明) 配達証明においては、通信官署において、当該郵便物を配達すべき通常郵便物につき、これをおけるものとする。

第六十三条(内訳証明料) 内訳証明料は、書留又は保険扱とする郵便物につき、これを交付した事実を証明する。

第六十六条(特別送達) 特別送達の取扱は、法律の規定に基いて、当該郵便物を民事訴訟法第百六十九條、第七十一条及び第七十七条に掲げる方法により送達すべき書類を内容とする通常郵便物で書留とすることにつき、これをするものとする。

特別送達料は、十円とする。

第六十七条(年賃特別郵便) 通信大臣は、省令で年賃特別郵便の取扱に関する事項を定めることができる。

第六章 損害賠償

第六十八条(事由及び金額) 通信大臣は、この法律又はこの法律に基く省令の規定に従つて差し出された郵便物が左の各号の一に該当する場合に限り、その損害を賠償する。又はき損したとき。

第六十九条(金引換) 代金引換の取扱においては、通信官署において、当該郵便物を差出人の指定した額の金銭と引き換える。又は代金引換の取扱は、書留又は保険扱とする郵便物につき、これを交換するものとする。

第六十一条(引受け時刻証明) 引受け時刻証明の取扱においては、通信官署において、当該郵便物を引受けた時刻を証明する。

第六十二条(配達証明) 配達証明においては、通信官署において、当該郵便物を配達し、又は交付したとき。

第六十三条(内訳証明料) 内訳証明料は、百円未満であるとき。

第六十九條(年賃特別郵便) 通信大臣は、この法律又はこの法律に基く省令の規定に従つて差し出された郵便物が左の各号の一に該当する場合に限り、その損害を賠償する。又はき損したとき。

第六十条(年賃特別郵便) 通信大臣は、省令で年賃特別郵便の取扱に関する事項を定めることができる。

第六章 損害賠償

第六十八条(事由及び金額) 通信大臣は、この法律又はこの法律に基く省令の規定に従つて差し出された郵便物が左の各号の一に該当する場合に限り、その損害を賠償する。又はき損したとき。

第六十九条(金引換) 代金引換の取扱は、書留又は保険扱とする郵便物につき、これを交換するものとする。

第六十条(年賃特別郵便) 通信大臣は、省令で年賃特別郵便の取扱に関する事項を定めることができる。

第七章 刑罰

第七十一条(年賃特別郵便) 通信大臣は、省令で年賃特別郵便の取扱に関する事項を定めることができる。

第七十二条(郵便物受取拒否) 郵便物の受取人又は差出人は、その郵便物を拒否したとき。

前項の場合において、当該郵便物の受取を拒んだ者が受取を拒んだ日から十日以内に正当の事由なく立会のため出頭しなかつたときは、通信官署は、その郵便物を返却する。又は差出人がその郵便物を拒んだときは、通信官署は、その郵便物を返却する。

前項の場合において、当該郵便物の受取を拒んだ者が受取を拒んだ日から十日以内に正当の事由なく立会のため出頭しなかつたときは、通信官署は、その郵便物を返却する。又は差出人がその郵便物を拒んだときは、通信官署は、その郵便物を返却する。

第七十三条(損害賠償の請求権者) 損害賠償の請求権者は、正當の事由なく立会のため出頭しなかつたとき。

前項の場合における賠償金額は、左の通りとする。

一 書留又は保険扱とした郵便物を交付したとき。

二 引換とした郵便物の全部若しくは一部を亡失し、又はき損したとき。

三 引換とした郵便物の全部若しくは一部を亡失したとき。

四 引換金を取り立てないで代金を返却して、その損害を賠償しないとき。

五 引換金を返却して、その損害を賠償しないとき。

六 引換とした郵便物を交付したとき。

第七十四条(損害賠償の請求権者) 損害賠償の請求権者は、正當の事由なく立会のため出頭しなかつたときは、通信官署は、その郵便物を返却する。又は差出人がその郵便物を拒んだときは、通信官署は、その郵便物を返却する。

前項の規定により受取を拒んだ場合において、同條第二項に規定する期間において、正當の事由なく立会のため出頭しなかつたときは、通信官署は、その郵便物を返却する。

前項の規定により受取を拒んだ場合において、同條第二項に規定する期間において、正當の事由なく立会のため出頭しなかつたときは、通信官署は、その郵便物を返却する。

第七十五条(郵便物の処理) 郵便物の処理する者は、当該郵便物の差出人又は、

者がことさらに郵便の取扱をせず、又はこれを遅延させたときは、これを一年以下の懲役又は二千円以下の罰金に処する。
郵便の業務に従事する者が重大な過失に因つて郵便物を失つたときは、これを二千円以下の罰金に処する。
第八十條(信書の秘密を侵害する罪) 遷信官署の取扱中に係る信書の秘密を侵害した者は、これを一年以下の懲役又は二千円以下の罰金に処す。
郵便の業務に従事する者が前項

てこれを輸入し、他人に交付し、若しくはその交付を受けた者も、同様とする。

前項の規定は、何人でも國外でその罪を犯した者に、これを適用する。

第八十五條(未遂罪及び予備罪) 第八十六條乃至第七十八條、第八條、第八十三條及び前條の未遂罪は、これを罰する。

いは、なお從前の例による。

利益を與える結果となるものは、原則としてこれを廃止したこと。
五、新憲法の保障する検閲の禁止及び通信の秘密の不可侵について規定を設けたこと。
六、郵便は國の行う独立事業であるから。その利用條件のいかんは國民に多大の利害を及ぼす關係上、各種の利用條件は原則としてこれを法律で規定し、手続的な規定その他輕易な事項も

る以上、將來料金の値上げは必至と思われるが、政府の所見はどうかといふ問題に対しては、政府は、「遅くとも二十三年度予算においては郵便料金の値上げをしなければならない情勢にあるが、諸般の経済情勢を考慮して、本議会には値上げの問題を提出しなかつたので、本法案の郵便料金も原則として現行のものを踏襲した旨答弁があります。

第八十一条（郵便禁制品を差し出す
行為をしたときは、これを二年以下
の懲役又は五千円以下の罰金に処す
る。郵便の業務に從事する者が前項
の行為をしたときは、これを二年
以下の懲役又は五千円以下の罰金
に処する。

第八十二条（第三種郵便物の認可を
いたときは、その違反行為をした
者を五千円以下の罰金又は科料に
処し、その郵便物として差し出し
た物を没収する。

第八十三条（料金を免かれる罪）不
法に郵便に關する料金を免かれ、
又は他人にこれを免かれさせた者
は、これを二千円以下の罰金又は
科料に処する。

第八十四条（切手類を偽造する等
の行為をしたときは、これを一年
以下の懲役又は五千円以下の罰金
に処する。

第八十五条（切手類を偽造する等
の行為をしたときは、これを一年
以下の懲役又は五千円以下の罰金
に処する。

第八十六条（郵便の業務に從事する
者が前項の行為をしたときは、これを
二年以下の懲役又は五千円以下の
罰金に処する。

第八十七条（郵便禁制品を差し出す
行為をしたときは、これを二年以下
の懲役又は五千円以下の罰金に処す
る。郵便の業務に從事する者が前項
の行為をしたときは、これを二年
以下の懲役又は五千円以下の罰金
に処する。

附 則

第八十六條 この法律は、第十條の規定を除いて、昭和二十三年一月一日からこれを施行する。

第十條の規定施行の期日は、政令でこれを定める。但し、その期日は、昭和三十三年四月一日以前でなければならない。

第八十七條 明治三十三年法律第五十四号郵便法は、これを廃止する。

第八十八條 この法律施行前に差し出された郵便物については、なお従前の例による。

第八十九條 旧法の規定又はこれに基く省令によりした処分、手続その他の行為は、この法律中これに相当する規定がある場合には、この法律によりこれをしたものとみなす。

第九十條 旧法第三條の規定は、第八十九條の規定にかかわらず、第八十六條第二項に規定する期日の前日まででは、なおその効力を有する。

第九十一條 この法律施行の際現に郵便切手その他の郵便に関する料金をあらわす証票の賣さばきの認可を受けている者は、これを第十三条に規定する法律の定める賣さばき人とみなす。

第九十二条 この法律施行前(第九十條の場合には、同條の規定によつて)旧法第三條の規定がその効力を有する間にした行為の処罰につ

○岡田勢一君(続) まず、本法案制定の理由について御説明申し上げます。現行郵便法は、明治三十三年の制定にかかるものでありまして、その後幾度か改訂がなされて、今日に至つたものであります。しかし、新憲法施行の現情勢に適合しない部分が相当にあるばかりでなく、現在の社会事情に照らして、郵便法の取扱制度並びに罰則その他についても若干改正を要するものがあります。政府は現行郵便法を廢止し、新たに新憲法の精神に即し、時代の要求に合致した郵便法を制定することを適當と認めて、本法案を提出するに至つたのであります。

本法案の特色とも申すべき要点をあげれば、

一、冒頭に法律の目的を掲げて立法の精神を宣言するとともに、各條に頭註記を設け、かつ法律用語の平易、明確化をはかりつつあること。

二、從來官制その他の法令で定められていた郵便事業の管理者及びその具体的な職責を規定したこと。

三、國民の自由及び権利を尊重する新憲法の精神に鑑み、現行法中中國民の基本的権利を制限する規定は、原則としてこれを廢止するとともに、國民に義務を課す限りは郵便事業遂行上必要となることを除くことのできない場合に限り、かつその範囲は法律で具体的に規定することとしたこと。

四、國民は法のもとに平等であらねばならないとする新憲法の原則に基き、何人も郵便の利用について差別されることがない旨の規定を設けるとともに、現行法中一部の國民に特別な法的

限つて省令の規定に譲ることにしたことがあります。
郵便取扱制度の内容、料金及び運送料金等であります。
一部に若干の改正が加えられましたが、大体において現行のものをそのまま踏襲しているのであります。お、この法律の施行期日は、第十條の規定を除き明年の一月一日となります。
以上、本法案の概要につき御説明由り上げたのであります。が、去る十一月一日本案付託以來、委員会は數次に亘つて会議を開催し、政府の提案理由並びに内容の説明を聴取した後、引き続き質疑に入つたのであります。質疑の答の詳細は会議録に譲ることにいたしまして、以下、その二、三につき要旨をかいつまんで申し上げます。
第一に、郵便の業務を業とし、または信書の送達を業態とすることは、法第五條によつて禁止され、これ違反する場合は、第七十六條罰則の適用を受けるのであるが、今日巷間には、諸種の名称で事实上信書の送達を営業とするものが続出してゐる現状である。これに対する政府の対策いかん及び右に関連して、郵便の定義を本案中に規定してはどうかといふ質疑に対し、政府は、速かに実情を調査して、もし信書の送達を営業とするものがある、断固取締りの方途を講ずる方針を本件の定義については、むろん法律研究の対象とすることを適當と認められ、この法律に規定することを避けなければ、通信特別会計の独立採算制をとります。

第三に、將來郵便事業に勞働爭議の手段として怠業等の事態が発生し、利用者が損害をこうむつた場合、遞送料金は賠償の責に任ずるかとの質疑に対する答弁は、政府は、本法律案の建前上、質疑に對し、政府は、本法律案の建前上、質疑に對しては、その争議行為が正當と認められ、賠償の問題を生ずることもあると思われるが、賠償の要否は個々の場合に判定しなければならぬと考える旨を述べました。

第四に、本法律案第七十九條の罰則は、労働争議によつて郵便の取扱いをせざる、またはこれを遅延させた場合に適用があるかどうかという質疑に対し、政府は、その争議行為が正當と認められる場合には、労働組合法第一條第二項の規定により違法性がないもので犯罪は成立しない、という旨の答弁があり、不正当の認定につき懇意なよう留意あり、十九條の濫用に陥らないよう留意あります。政府は、争議行為の正当性の認定について、委員会より述べられたの

以上のはか、第三種、第四種、第五種郵便物の料金の適否、小包郵便料金の現行均一制を距離制に改めることの可否等につき質疑がありましたが、右に対し政府は、郵便料金についてはひとまず現行課率変更をとつたが、なお各委員の意見を参考として將來全面的に検討する旨の答弁がありました。かくして委員会は、十一月二十日日本法案に対する質疑を終了し、同二十五日討論を行つたのであります。が、討論の際、日本社会党を代表して重井鹿治君、民主党を代表して長谷川政友君、日本自由党を代表して多田勇君より、それへ原案に賛成の意見が述べら

れ、併せて政府に対し、本法案施行の上は、その運用の適実を期するとともに、通信從業員の待遇の改善、生活の安定に意を用いて、郵便事業の健全な発達に努力されるよう要望するところがございました。次いで、日本共産党を代表して林百郎君より、本法律案第七十九號削除の修正案が提出され、修正案に対する賛否を諮りましたところ、少数をもつて否決され、引き続き原案について採決の結果、大多数をもつて原案の通り可決いたした次第であります。

（三）簡単でございますが、これをもつて報告を終ります。（拍手）
○議長（松岡駒吉君）採決いたしました。本案は委員長報告は可決であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○議長（松岡駒吉君）起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。（拍手）
○安平鹿一君 白由討論はこれを延期し、明二十八日定刻より本会議を開くこととし、本日はこれにて散会せられることをお読みます。
○議長（松岡駒吉君）御異議なしと認めます。よつて動議の如く決しました。

午後四時三十一分散会です。

出席國務大臣	芦田 均君
外務大臣	栗栖 越夫君
大藏大臣	鈴木 定吉君
司法大臣	伊原 隆君
公正取引委員	中山 寿久松君
農林政務次官	小坂 善太郎君
大藏政務次官	伊原 隆君
農林政務次官	井上 良次君

〔第六十一号参照〕
農業災害補償法案内閣提出に
関する報告書

通信政務次官 雄熊 三郎君
通信事務官 小笠原光壽君
通信事務官 山戸 利生君

農業は自然を相手とする産業であり、その經營は自然力に依存すること大であるが、特にわが國は特殊の地理的條件により諸外国に類例をみない程多くの生産上の危険に曝されている。ここにおいて農業保険制度を整備し、以て農業經營の安定條件を準備し、再生産の基礎を確保すること、農家経済の維持、國民經濟の再建上不可欠の条件である。そこで畜産については昭和四年以後、昭和十八年の改正を経て、夫々保険制度を実施し來つたのであるが、現行制度には各種々の制限がある。この改正により、その來源の激變により、その本来の機能を殆ど喪失しているので、この際現行農業保険法及び家畜保険法はこれを廢止し、新たに農業災害補償法を制定して、保険目的及び事務の範囲を拡充し、共済金額を引き上げる等、その根本的な強化の措置を講じようといふのである。

（二）議案の特色
（一）市町村区域に農業者全員加入の農業共済組合を設立し、都道府縣單位に農業共済保険組合を設置し、この團体によつて農作物及び家畜の共済保険を一括して行い、更に農業共済保険組合は政府の農業共済再保険特別会計の傘下に入る仕組みとなつてゐる。

（二）共済目的は水稻、麦、その他供出の対象たる主要食糧作、蚕繭、牛馬、山羊、綿羊、種豚、牛馬の胎兒であるが、陸稻は含まない。
（三）共済事故は農作物に対するもので、氣象上の原因とせら

れ、家畜については死亡、廢用、疾病、傷害及び牛馬の胎兒の死亡とせられている。
（四）保険期間は、水稻では本田移種期より收获までの期間、麥

間、その他の作物は右に述べる期間、蚕繭では桑の發芽期から最終蚕期の收穫までの期間、牛は生後六箇月以上、但し生産共済では妊娠六箇月以上以降生後五箇月まで、馬は明け二歳以上、但し生産共済では妊娠七箇月以降出生の年の末日まで、山羊、綿羊、種豚は生後六箇月以上である。

（五）保険金額は毎年主務大臣が反当り又は瓦当り收穫物價額の二分の一を標準としてその基準額を定める。牛馬に関しては死亡廢用共済では價額の八割以内、生産共済では胎兒は母畜共済金額の二割、生後は經過月数に応じて月増金額を加える。疾病共済では診療費の八割、病共済では治療費の八割、山羊、綿羊、種豚は死亡廢用共済のみとし、その率は牛馬と同様に瓦当りせられてゐる。農家に支拂う保険金の程度は、農作物共済は一筆當り三割以上の、蚕繭共済は瓦当り四割以上の減收があつた場合に限り、被害の程度に應じ五階級に分類し、予め定めた金が支拂われる。

（六）共済掛金は、保険金額に市町村共済組合の定款に定めた掛け率を乗じて計算する。共済掛金率は、主務大臣が地区毎に示す凡そ十二ヶ程度の標準掛金率を下らぬ範囲で定める。標準掛金率は、過去一定年間の被害統計を基準として被害の程度に応じて定める。この農家支拂掛金の一部は、國庫を通じて消費金を保険し、保険組合のこの

（八）農業共済團体の基準事務費

（九）本法の適用については、特に水稻のみは二十一年度産米に

用いる。疾病、傷害及び牛馬の胎兒の死亡とせられている。

（十）本法が適用するにあつては、國庫が負担する。

（十一）政府は、農作物、蚕繭及び家畜等の共済掛金に対する農家負担の削減を図るために、政府の負担割合を増額すること。

（十二）政府は、陸稻の如く危險率の高いものを共済目的より除外せられたものであるから、速かにこれ

を実施するを妥當と認める。しかしながらその内容にはなお幾多の不備欠陥を有しているから、立法的又は行政的措置により速かなる機会にこれを是正し、農業災害の救済に遺憾なきを期するよう、とては、この理由によつて附帶決議を附して可決すべきものと議決した次第である。

（十三）議案の可決理由
（一）本法律案の趣旨は、極めて明瞭であり、且つ農民年來の要望に應えたものであるから、速かにこれ

を実施するを妥當と認める。しかしながらその内容にはなお幾多の不備欠陥を有しているから、立法的又は行政的措置により速かなる機会にこれを是正し、農業災害の救済に遺憾なきを期するよう、とては、この理由によつて附帶決議を附して可決すべきものと議決した次第である。

（十四）別紙

（十五）農業共済團體の所要

（十六）支拂を拘するため、金融上特

（十七）支拂を拘するため、金融上特

（十八）支拂を拘するため、金融上特

（十九）支拂を拘するため、金融上特

（二十）支拂を拘するため、金融上特

（二十一）支拂を拘するため、金融上特

（二十二）支拂を拘するため、金融上特

（二十三）支拂を拘するため、金融上特

（二十四）支拂を拘するため、金融上特

（二十五）支拂を拘するため、金融上特

（二十六）支拂を拘するため、金融上特

（二十七）支拂を拘するため、金融上特

（二十八）支拂を拘するため、金融上特

（二十九）支拂を拘するため、金融上特

（三十）支拂を拘するため、金融上特

（三十一）支拂を拘するため、金融上特

（三十二）支拂を拘するため、金融上特

（三十三）支拂を拘するため、金融上特

（三十四）支拂を拘するため、金融上特

（三十五）支拂を拘するため、金融上特

（三十六）支拂を拘するため、金融上特

（三十七）支拂を拘するため、金融上特

（三十八）支拂を拘するため、金融上特

（三十九）支拂を拘するため、金融上特

（四十）支拂を拘するため、金融上特

（四十一）支拂を拘するため、金融上特

（四十二）支拂を拘するため、金融上特

（四十三）支拂を拘するため、金融上特

（四十四）支拂を拘するため、金融上特

（四十五）支拂を拘するため、金融上特

（四十六）支拂を拘するため、金融上特

（四十七）支拂を拘するため、金融上特

（四十八）支拂を拘するため、金融上特

（四十九）支拂を拘するため、金融上特

（五十）支拂を拘するため、金融上特

（五十一）支拂を拘するため、金融上特

（五十二）支拂を拘するため、金融上特

（五十三）支拂を拘するため、金融上特

（五十四）支拂を拘するため、金融上特

（五十五）支拂を拘するため、金融上特

（五十六）支拂を拘するため、金融上特

（五十七）支拂を拘するため、金融上特

（五十八）支拂を拘するため、金融上特

（五十九）支拂を拘するため、金融上特

（六十）支拂を拘するため、金融上特

（六十一）支拂を拘するため、金融上特

（六十二）支拂を拘するため、金融上特

（六十三）支拂を拘するため、金融上特

（六十四）支拂を拘するため、金融上特

（六十五）支拂を拘するため、金融上特

（六十六）支拂を拘するため、金融上特

（六十七）支拂を拘するため、金融上特

（六十八）支拂を拘するため、金融上特

（六十九）支拂を拘するため、金融上特

（七十）支拂を拘するため、金融上特

（七十一）支拂を拘するため、金融上特

（七十二）支拂を拘するため、金融上特

（七十三）支拂を拘するため、金融上特

（七十四）支拂を拘するため、金融上特

（七十五）支拂を拘するため、金融上特

（七十六）支拂を拘するため、金融上特

（七十七）支拂を拘するため、金融上特

（七十八）支拂を拘するため、金融上特

（七十九）支拂を拘するため、金融上特

（八十）支拂を拘するため、金融上特

（八十一）支拂を拘するため、金融上特

（八十二）支拂を拘するため、金融上特

（八十三）支拂を拘するため、金融上特

（八十四）支拂を拘するため、金融上特

（八十五）支拂を拘するため、金融上特

（八十六）支拂を拘するため、金融上特

（八十七）支拂を拘するため、金融上特

（八十八）支拂を拘するため、金融上特

（八十九）支拂を拘するため、金融上特

（九十）支拂を拘するため、金融上特

（九十一）支拂を拘するため、金融上特

（九十二）支拂を拘するため、金融上特

（九十三）支拂を拘するため、金融上特

（九十四）支拂を拘するため、金融上特

（九十五）支拂を拘するため、金融上特

（九十六）支拂を拘するため、金融上特

（九十七）支拂を拘するため、金融上特

（九十八）支拂を拘するため、金融上特

（九十九）支拂を拘するため、金融上特

（一百）支拂を拘するため、金融上特

（一百一）支拂を拘するため、金融上特

（一百二）支拂を拘するため、金融上特

（一百三）支拂を拘するため、金融上特

（一百四）支拂を拘するため、金融上特

（一百五）支拂を拘するため、金融上特

（一百六）支拂を拘するため、金融上特

（一百七）支拂を拘するため、金融上特

（一百八）支拂を拘するため、金融上特

（一百九）支拂を拘するため、金融上特

（一百二十）支拂を拘するため、金融上特

（一百二十一）支拂を拘するため、金融上特

（一百二十二）支拂を拘するため、金融上特

（一百二十三）支拂を拘するため、金融上特

（一百二十四）支拂を拘するため、金融上特

（一百二十五）支拂を拘するため、金融上特

（一百二十六）支拂を拘するため、金融上特

（一百二十七）支拂を拘するため、金融上特

（一百二十八）支拂を拘するため、金融上特

（一百二十九）支拂を拘するため、金融上特

（一百三十）支拂を拘するため、金融上特

（一百三十一）支拂を拘するため、金融上特

（一百三十二）支拂を拘するため、金融上特

（一百三十三）支拂を拘するため、金融上特

（一百三十四）支拂を拘するため、金融上特

（一百三十五）支拂を拘するため、金融上特

（一百三十六）支拂を拘するため、金融上特

（一百三十七）支拂を拘するため、金融上特

（一百三十八）支拂を拘するため、金融上特

（一百三十九）支拂を拘するため、金融上特

（一百四十）支拂を拘するため、金融上特

（一百四十一）支拂を拘するため、金融上特

（一百四十二）支拂を拘するため、金融上特

（一百四十三）支拂を拘するため、金融上特

（一百四十四）支拂を拘するため、金融上特

（一百四十五）支拂を拘するため、金融上特

（一百四十六）支拂を拘するため、金融上特

（一百四十七）支拂を拘するため、金融上特

（一百四十八）支拂を拘するため、金融上特

（一百四十九）支拂を拘するため、金融上特

（一百五十）支拂を拘するため、金融上特

（一百五十一）支拂を拘するため、金融上特

（一百五十二）支拂を拘するため、金融上特

（一百五十三）支拂を拘するため、金融上特

（一百五十四）支拂を拘するため、金融上特

（一百五十五）支拂を拘するため、金融上特

（一百五十六）支拂を拘するため、金融上特

（一百五十七）支拂を拘するため、金融上特

（一百五十八）支拂を拘するため、金融上特

（一百五十九）支拂を拘するため、金融上特

（一百六十）支拂を拘するため、金融上特

（一百六十一）支拂を拘するため、金融上特

（一百六十二）支拂を拘するため、金融上特

（一百六十三）支拂を拘するため、金融上特

（一百六十四）支拂を拘するため、金融上特

（一百六十五）支拂を拘するため、金融上特

（一百六十六）支拂を拘するため、金融上特

（一百六十七）支拂を拘するため、金融上特

（一百六十八）支拂を拘するため、金融上特

（一百六十九）支拂を拘するため、金融上特

（一百七十）支拂を拘するため、金融上特

（一百七十一）支拂を拘するため、金融上特

（一百七十二）支拂を拘するため、金融上特

（一百七十三）支拂を拘するため、金融上特

（一百七十四）支拂を拘するため、金融上特

（一百七十五）支拂を拘するため、金融上特

（一百七十六）支拂を拘するため、金融上特

（一百七十七）支拂を拘するため、金融上特

（一百七十八）支拂を拘するため、金融上特

（一百七十九）支拂を拘するため、金融上特

（一百八十）支拂を拘するため、金融上特

（一百八十一）支拂を拘するため、金融上特

（一百八十二）支拂を拘するため、金融上特

（一百八十三）支拂を拘するため、金融上特

（一百八十四）支拂を拘するため、金融上特

（一百八十五）支拂を拘するため、金融上特

（一百八十六）支拂を拘するため、金融上特

（一百八十七）支拂を拘するため、金融上特

（一百八十八）支拂を拘するため、金融上特

（一百八十九）支拂を拘するため、金融上特

（一百九〇）支拂を拘するため、金融上特

（一百九一）支拂を拘するため、金融上特

（一百九二）支拂を拘するため、金融上特

（一百九三）支拂を拘するため、金融上特

（一百九四）支拂を拘するため、金融上特

</div